

あま市
高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)
【素案】

本計画中に掲載している推計値等は全て現時点のものであり、今後の実績、介護報酬改定等を踏まえ、最終的な推計値を設定します。

令和2年 11 月
あま市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制	4
5. 第8期介護保険事業計画のポイント	5
6. 日常生活圏域の設定	8
第2章 高齢者施策の現状と課題	11
1. 人口と世帯の状況	11
2. 被保険者数と要介護・要支援認定者数の推移	15
3. 給付費・給付費率の推移	19
4. 介護保険料	26
5. アンケート調査結果	27
第3章 基本理念・基本目標	40
1. 基本理念	40
2. 基本目標	41
3. 施策体系	43
第4章 高齢者施策の展開	44
1. 地域共生社会の実現に向けた体制づくり	44
2. 健康づくりと介護予防の推進	62
3. 安全・安心な生活のための支援	75
4. 介護保険サービスの基盤整備と充実	88
5. 高齢者の社会参加と生きがい活動への支援	104
第5章 介護保険事業計画	114
1. 介護保険事業の目標数値の推計手順	114
2. サービス対象者数の推計	115
3. サービス事業費の負担区分	117
4. サービス別給付費等の見込み	119
5. 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標について	131

第6章 介護給付等の適正化への取組及び目標設定（市町村介護給付適正化計画）	133
1. 介護給付適正化の基本的な考え方	133
2. 適正化事業の推進	133
第7章 計画の円滑な推進に向けて	138
1. 多様な主体の協働・連携による地域包括ケアシステム・地域共生社会の実現	138
2. 生活者の視点に立った地域福祉の推進	138
3. 庁内・関係機関・他市町村との連携強化	138
4. 国・県との情報の共有化	138
5. 「コロナ禍」におけるサービスの提供と計画の推進	139
6. 計画のPDCAサイクルの確立	139
資料編	140

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、内閣府「令和2年度版高齢社会白書」によると、我が国の総人口は令和元年（2019年）10月1日現在、1億2,617万人となっており、そのうち65歳以上人口は3,589万人、総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は28.4%となっています。

現在、国民の4人に1人以上が高齢者となっていますが、令和18年（2036年）頃には高齢化率が33.3%となり、近い将来、国民の3人に1人以上が高齢者となることが予想されています。また、令和24年（2042年）頃が65歳以上人口のピークとされているものの、75歳以上の後期高齢者については令和36年（2054年）まで増加傾向が続いていくと予想されています。

高齢者の増加に伴う介護ニーズの増加、介護にかかる費用の増加が問題とされる中、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、国は介護保険制度をはじめ、高齢者を取り巻く制度や法律の改正を行ってきました。

また、多様化する介護ニーズとそれらに応じた新たなサービスの創設、「地域包括ケアシステム」の提唱など、高齢化が続く中での制度運営、高齢化社会への対応を図ってきました。

今般、策定する『第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画』は、第6期計画で構築するとして「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでいくための計画であり、さらに、子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人々が、生きがいを共につくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を図る計画となります。

『第7期あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）』が、令和2年度をもって計画期間を終了することを受け、これまでの取組を引き継ぎつつ、自然災害や感染症の拡大などの不測の事態が生じた場合でも、柔軟に対応できるよう努めながら、地域包括ケアシステムの深化・推進と、高齢者を含む本市に住む全ての人々がともに豊かにいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、『第8期あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく『市町村老人福祉計画』及び介護保険法第 117 条の規定に基づく『市町村介護保険事業計画』を一体的に策定するものです。

(2) 計画の性格

第 6 期以降の計画は、令和 7 年（2025 年）を見据えた「地域包括ケア計画」として位置付けられており、地域包括ケアシステムを一層深化・推進するものであることから、第 7 期計画の理念や考え方を引き継ぎます。

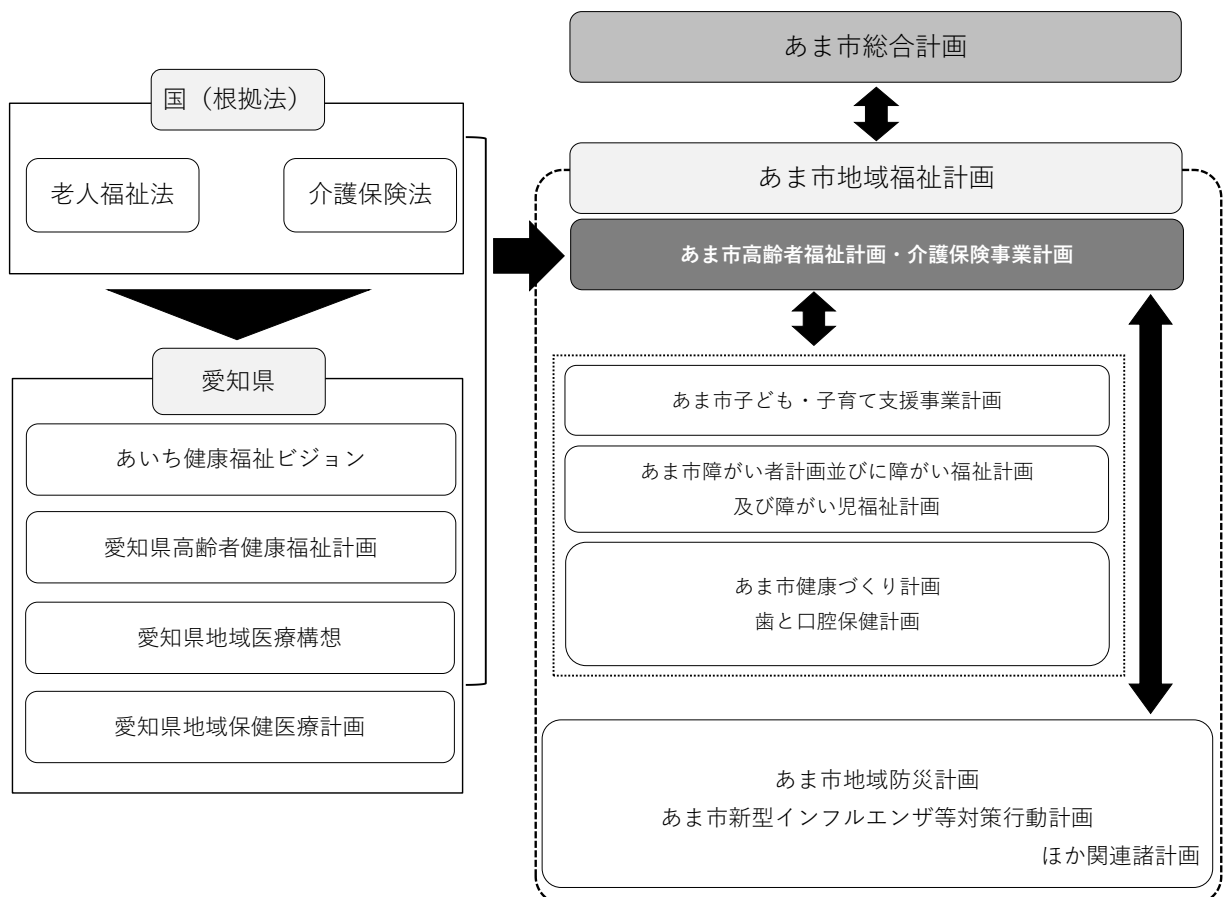
介護保険事業計画は、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスを受けるために必要な費用と、その介護サービス量の確保のための計画です。

高齢者福祉計画は、本市に住む全ての高齢者を対象とした、高齢者福祉事業の総合的な計画です。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、『あま市総合計画』と『あま市地域福祉計画』を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

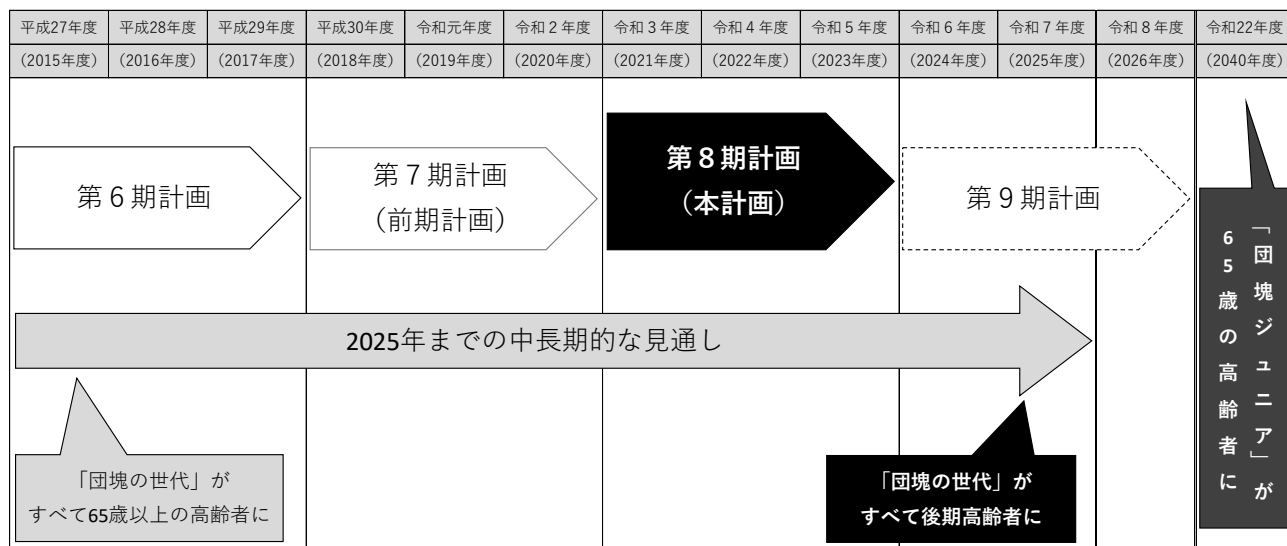
また、本市の健康づくり計画をはじめ、障がい者計画並びに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連計画との整合性を図るものとします。



3. 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）となります。高齢者福祉計画と介護保険事業計画は一体的に整備することから、同一の計画期間となります。

また、「団塊の世代」が全て後期高齢者となる令和7年（2025年）及び「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）のサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的視点に立った施策の展開を図ります。



4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、高齢者などの現状を踏まえた上で、多様な視点から意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画の策定体制は、幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、本市の福祉行政を総合的に審議する機関であり、学識経験者、市内の医療・福祉関係機関などから構成される「策定委員会」を設置し、これらの会議において審議を行いました。

(2) 計画策定の方法

① 前計画の分析・評価

これまでの計画の成果と問題点を分析し、その成果を今後を引き継いでいくとともに、新たな課題に対応していくことが必要であることから、前計画の進捗状況などを検証し、その評価を行いました。

② 高齢者等の現状・意向の把握

高齢者等の現状や介護保険サービス、福祉サービスなどに関する意向を把握するために、令和元年度にアンケート調査を実施しました。調査の種類は介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要介護認定者を除く65歳以上の市民）、在宅介護実態調査（在宅で要介護認定を受けており、在宅で生活している市民）及び介護支援専門員調査の3種類です。

調査の概要は第2章に記載しています。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

5. 第8期介護保険事業計画のポイント

介護保険制度が創設されてから約20年が経過しましたが、介護保険制度を取り巻く状況は制度創設当初に比べると大きく変化しています。いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）、さらにいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。

そのため保険者においては、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要となります。また、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となることから、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保も重要となってきます。

こうした背景のもとで、国は第8期介護保険事業計画策定にあたって以下の7つのポイントを示しています。

ポイント1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらにはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第8期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

ポイント2. 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人が尊重され、その暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

この考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

ポイント3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

(地域支援事業等の効果的な実施)

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにすることは、介護保険制度の重要な目的です。

高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労と社会参加ができる環境整備をすすめることが必要であり、その前提として、介護予防・健康づくりの取組を強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められます。

一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」や「専門職の関与」等の実施、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進、在宅医療・介護連携の推進、また、総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえた計画目標値の設定などが重要となります。

ポイント4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る

都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えてきていることや、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するし、県との連携を図りながら適切にサービス基盤整備を進めることが必要があります。

ポイント5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

令和元年（2019年）に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

ポイント 6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和7年（2025年）以降は現役世代（介護の担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、第8期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、県と市が連携しながら進めることが重要となります。

ポイント 7. 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型インフルエンザ等の感染症の流行を踏まえ、県、市内の介護事業所、市の関係部局と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発・研修等の実施や、災害や感染症発生時の支援・応援体制の構築に取り組むことが重要となります。

6. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項に「当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と規定されています。

本市の日常生活圏域は、全域を1圏域と設定してきました。本計画においても引き続きあま市全域を1圏域として設定します。

ただし、日常生活圏域の設定については、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定する必要があることから、今後見直しについて検討する必要があります。

○あま市内地図



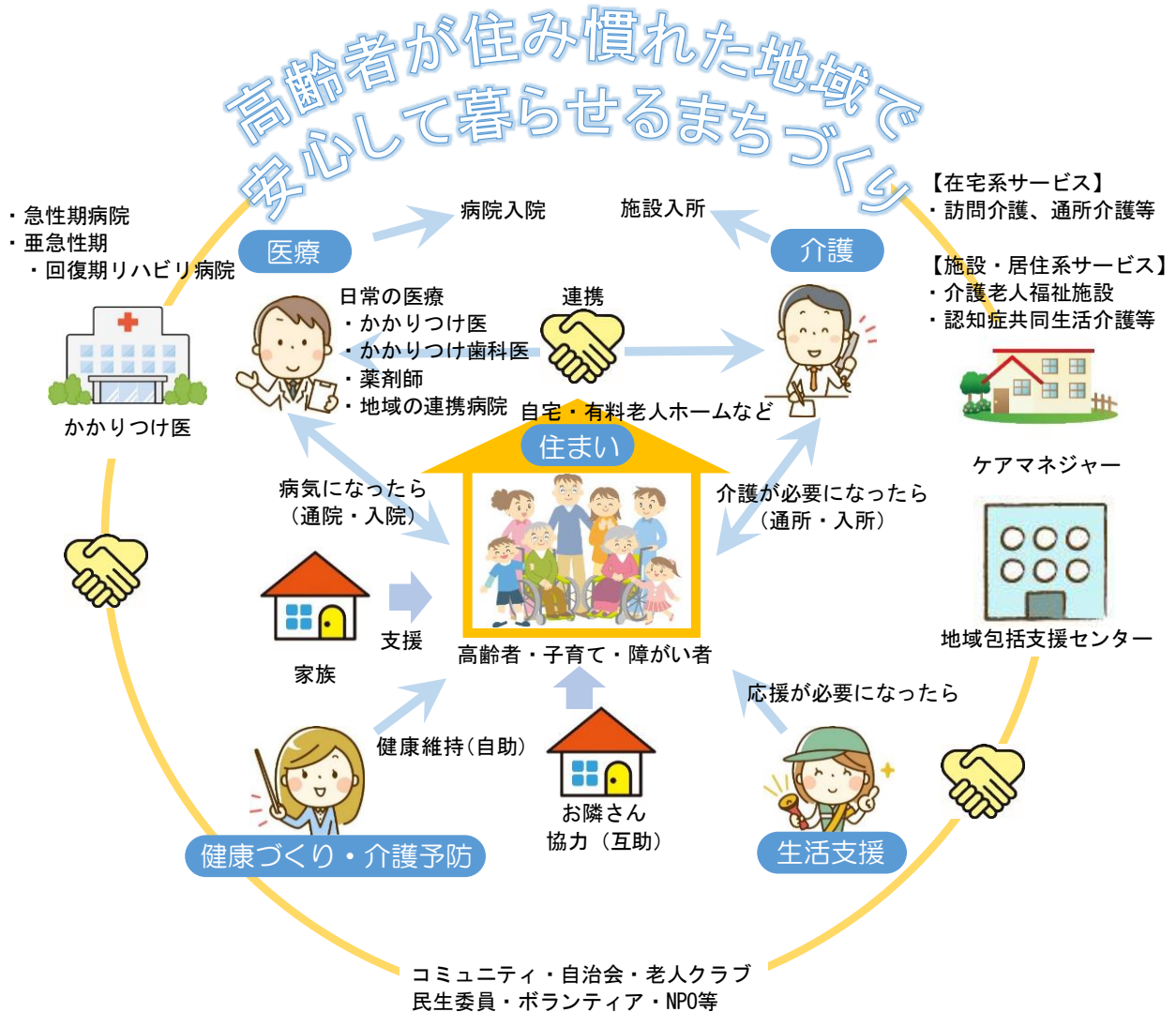
○あま市内の地域包括支援センター

名称	場所
あま市地域包括支援センター	あま市役所甚目寺庁舎内
あま市社会福祉協議会 地域包括支援センター 本所	甚目寺総合福祉会館内
あま市社会福祉協議会 地域包括支援センター 七宝支所	七宝総合福祉センター内
あま市社会福祉協議会 地域包括支援センター 美和支所	美和総合福祉センターすみれの里内

○地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される仕組みが地域包括ケアシステムです。

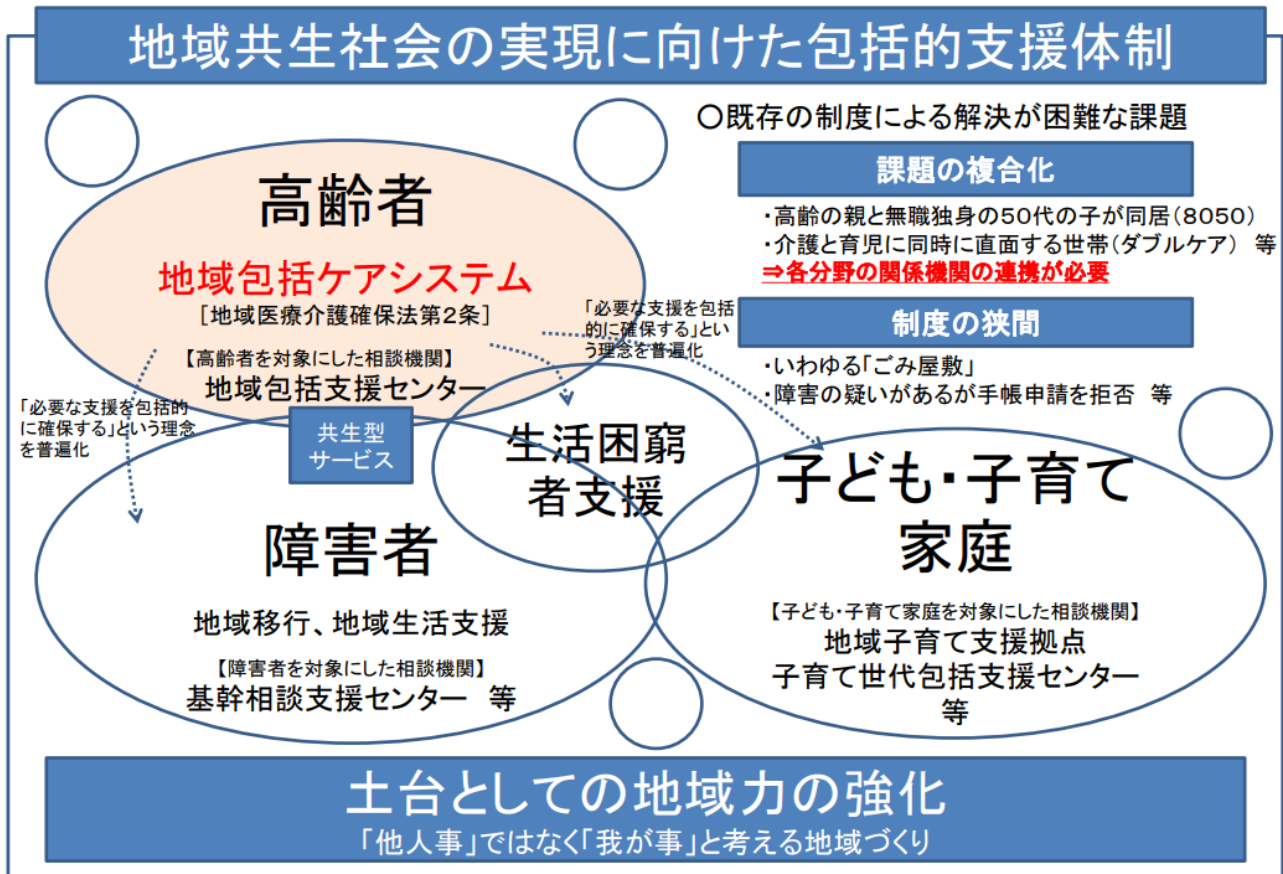
【地域包括ケアシステムの姿】



○地域共生社会とは

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

【地域共生社会の姿】



厚生労働省『地域共生社会の実現に向けて』資料「地域包括ケアシステムなどとの関係」より引用

第2章 高齢者施策の現状と課題

1. 人口と世帯の状況

(1) 総人口の推移

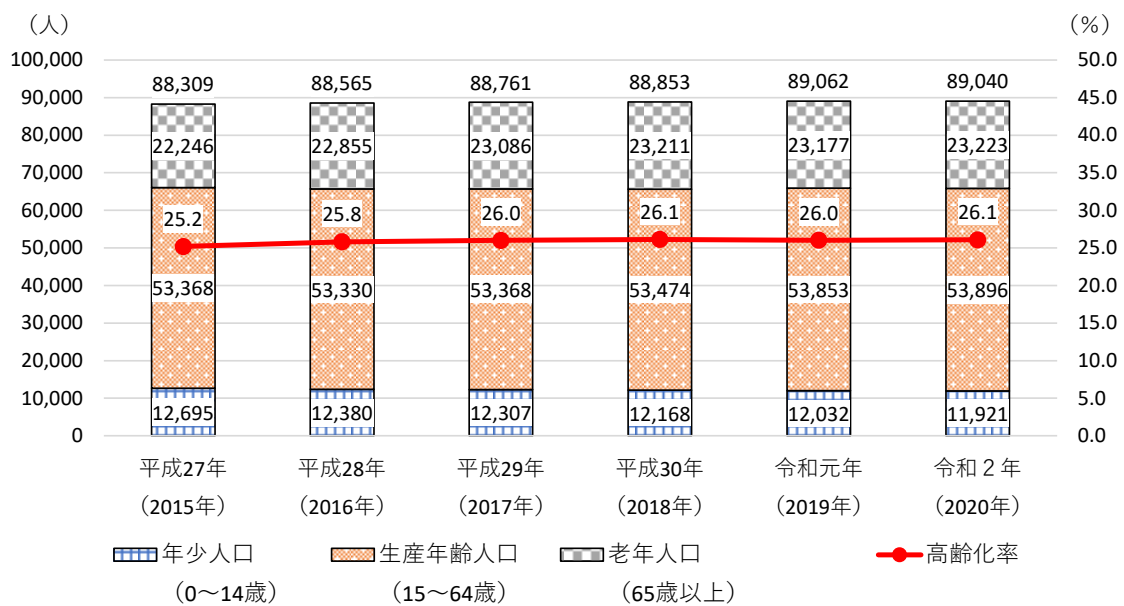
本市の総人口は、平成27年（2015年）から令和元年（2019年）にかけて増加傾向にありましたが、令和2年度では減少し、89,040人となっています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばいであり、老年人口（65歳以上）はおおむね増加傾向にある一方、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあります（図表1）。

年齢3区分別人口割合をみると、平成27年（2015年）と比べて令和2年（2020年）の年少人口割合は減少し、老年人口割合は増加していることから、本市では少子高齢化が進んでいます（図表2）。

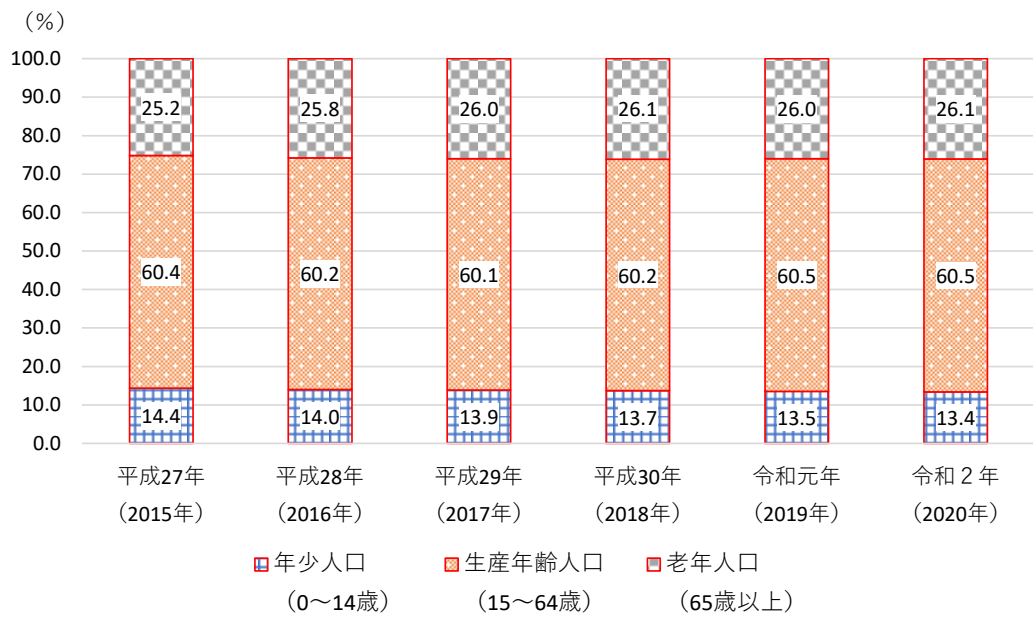
また、本市の令和2年（2020年）の高齢化率については26.1%と約4人に1人以上が高齢者となっています（図表1）。

【図表1 年齢3区分別人口の推移】



住民基本台帳（各年10月1日現在）

【図表 2 年齢3区分別人口割合の推移】



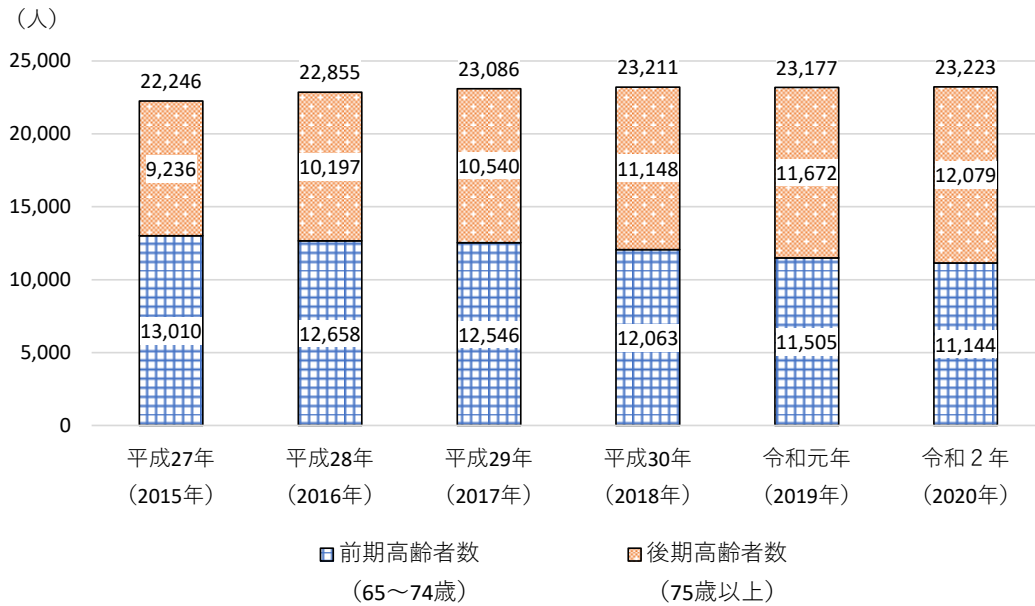
住民基本台帳 (各年 10 月 1 日現在)

(2) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口について、前期高齢者・後期高齢者別にみると、前期高齢者は平成27年（2015年）以降減少していますが、後期高齢者は平成27年（2015年）以降増加を続けており、令和2年（2020年）では前期高齢者数が11,144人、後期高齢者数が12,079人となっています（図表3）。

高齢者割合を地区別にみると、七宝地区が30.5%、美和地区が28.3%、甚目寺地区が22.5%と、七宝地区が他の地区に比べて割合が高くなっています（図表4）。

【図表3 高齢者人口の推移】



住民基本台帳（各年10月1日現在）

【図表4 地区別高齢者人口比較】

		あま市全域	七宝地区	美和地区	甚目寺地区
前期高齢者数 (65~74歳)	(人)	11,144	3,042	3,222	4,880
	(%)	12.5	14.5	13.9	11.6
後期高齢者数 (75歳以上)	(人)	12,079	3,672	3,618	4,789
	(%)	13.6	16.0	14.4	10.9
高齢者数合計	(人)	23,223	6,714	6,840	9,669
高齢者割合	(%)	26.1	30.5	28.3	22.5

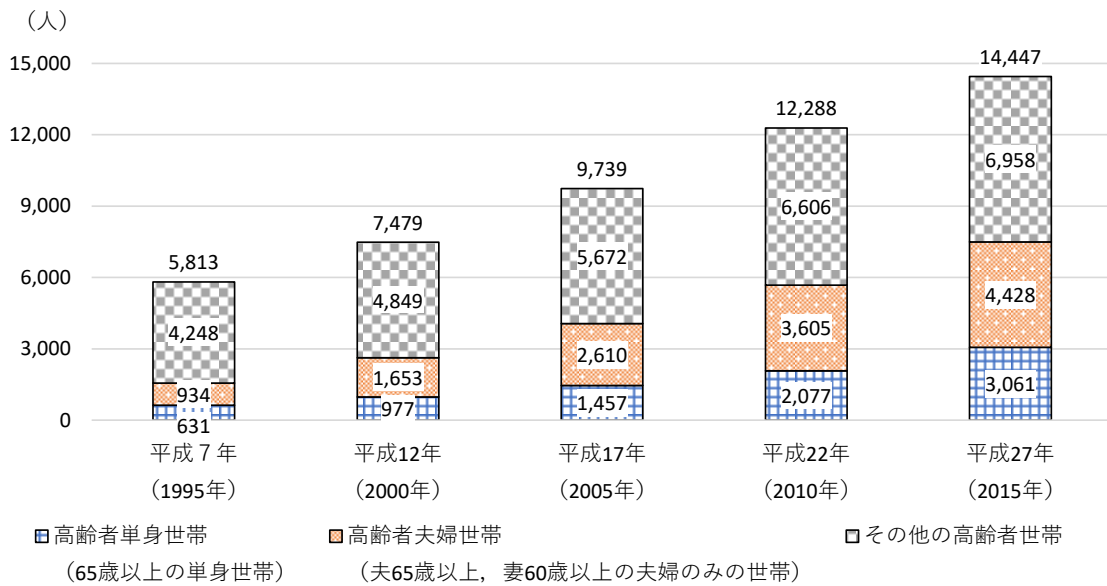
住民基本台帳（令和2年（2020年）10月1日現在）

(3) 65歳以上の世帯員がいる世帯の推移

国勢調査によれば、本市の65歳以上の世帯員がいる世帯（以下、「高齢者世帯」といいます。）は平成7年以降増加を続け、平成27年（2015年）では14,447世帯となっており、平成7年（1995年）と比べると、8,634世帯増加しています（図表5）。一般世帯に占める割合について、高齢者世帯数の増加に伴って割合も増加しており、平成27年（2015年）では一般世帯数のうち43.6%となっています（図表6）。

また、高齢者世帯14,447世帯のうち、高齢者単身世帯は3,061世帯、高齢者夫婦世帯は4,428世帯となっており、平成7年（1995年）と比べると大幅に増加しています（図表5）。

【図表5 高齢者世帯の推移】



国勢調査（各年10月1日現在）

【図表6 一般世帯と高齢者世帯の推移】

		平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯	(世帯)	24,319	27,074	29,569	31,338	33,173
高齢者世帯 (65歳以上の世帯員がいる世帯)	(世帯)	5,813	7,479	9,739	12,288	14,447
	(%)	23.9	27.6	32.9	39.2	43.6
高齢者単身世帯 (65歳以上の単身世帯)	(世帯)	631	977	1,457	2,077	3,061
	(%)	2.6	3.6	4.9	6.6	9.2
高齢者夫婦世帯 (夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)	(世帯)	934	1,653	2,610	3,605	4,428
	(%)	3.8	6.1	8.8	11.5	13.3

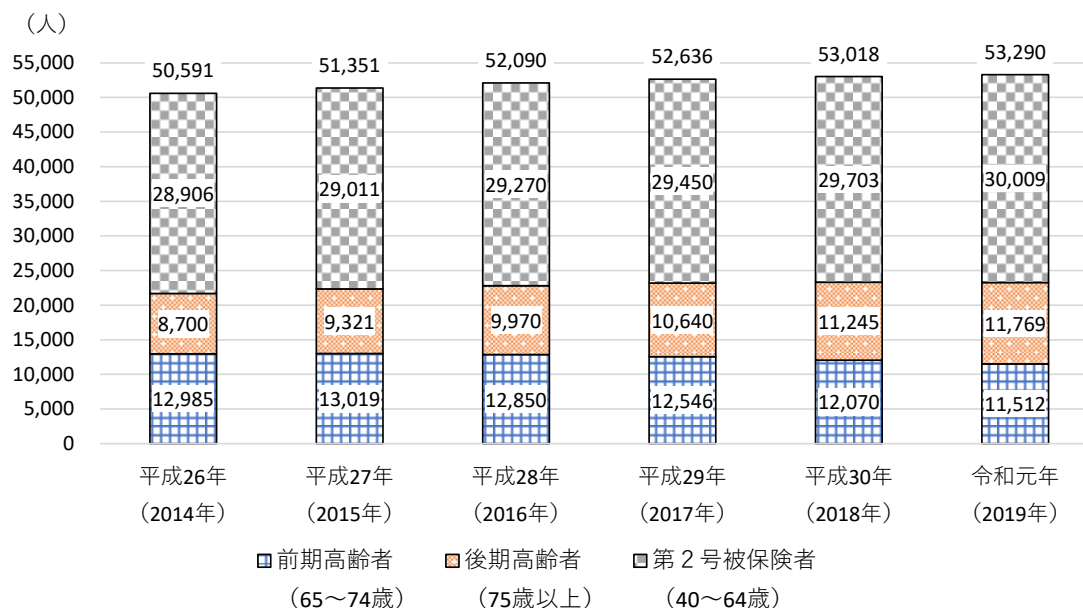
国勢調査（各年10月1日現在）

2. 被保険者数と要介護・要支援認定者数の推移

(1) 被保険者数の推移

本市の被保険者数は、平成26年（2014年）以降増加傾向にあり、令和元年（2019年）では全体で53,290人となっています。第1号被保険者は23,281人となっており、その中で前期高齢者は11,512人、後期高齢者は11,769人と、前期高齢者より後期高齢者の方が多くなっています。また、令和元年（2019年）の第2号被保険者数は30,009人となっています（図表7、図表8）。

【図表7 被保険者数の推移】



厚生労働省「介護保険事業報告 月報」(各年9月分)

【図表8 被保険者数の推移】

(人)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
第1号被保険者 (65歳以上)	21,685	22,340	22,820	23,186	23,315	23,281
前期高齢者 (65～74歳)	12,985	13,019	12,850	12,546	12,070	11,512
後期高齢者 (75歳以上)	8,700	9,321	9,970	10,640	11,245	11,769
第2号被保険者 (40～64歳)	28,906	29,011	29,270	29,450	29,703	30,009
被保険者数合計	50,591	51,351	52,090	52,636	53,018	53,290

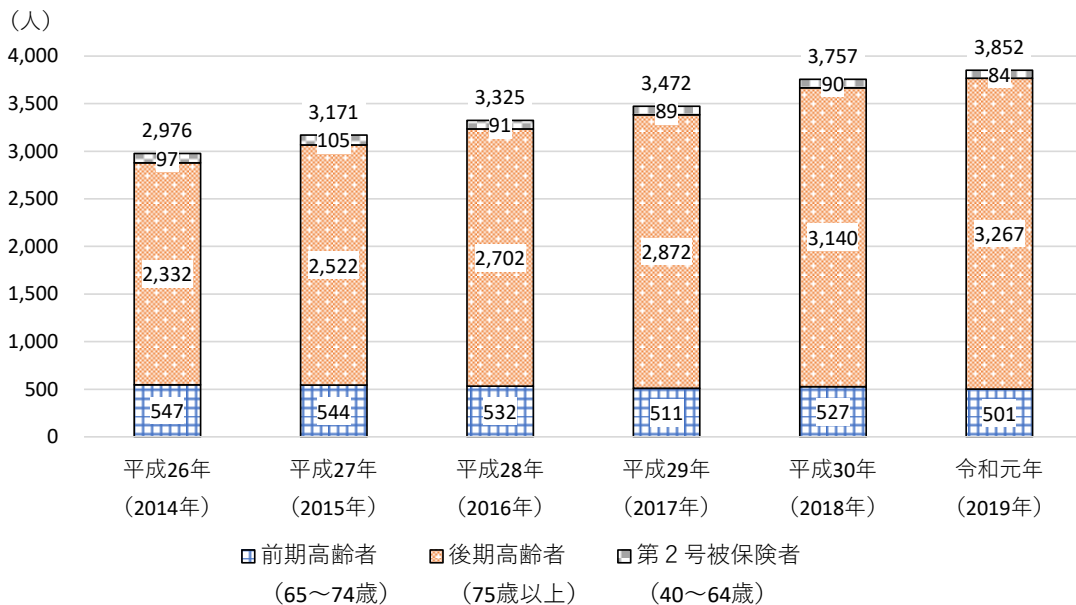
厚生労働省「介護保険事業報告 月報」(各年9月分)

(2) 要介護・要支援認定者の推移

本市の要介護・要支援認定者数は、平成26年(2014年)以降増加傾向にあり、令和元年(2019年)では3,852人となっています。内訳をみると、第1号被保険者について、平成26年(2014年)以降、後期高齢者の認定者が増加傾向にあり、令和元年(2019年)では前期高齢者の認定者が501人、後期高齢者の認定者が3,267人となっています。また、第2号被保険者の認定者は84人となっています(図表9)。

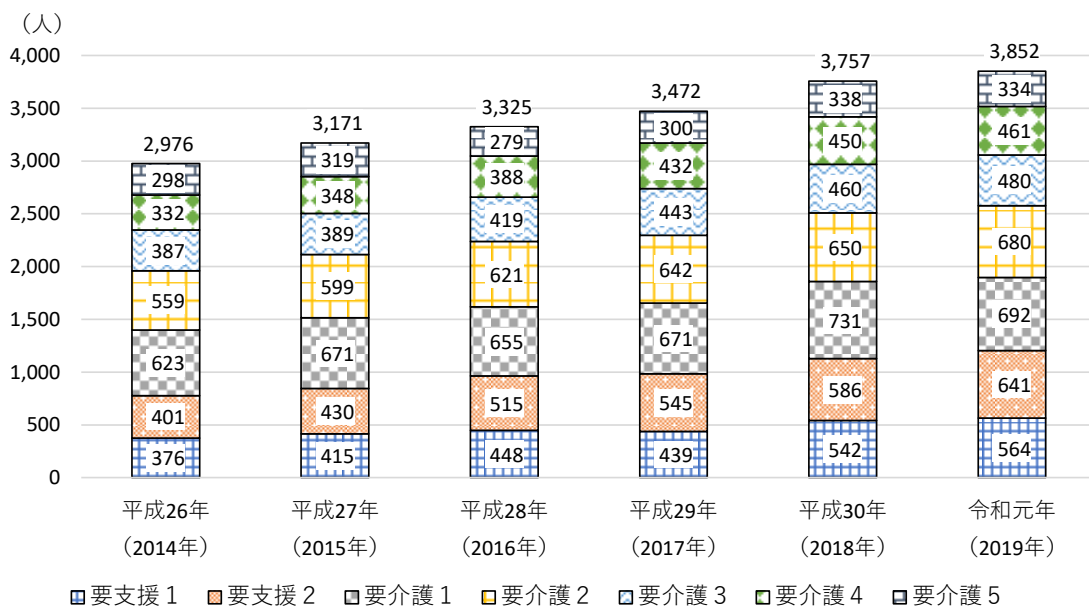
要介護・要支援認定者数を要介護度別にみると、平成26年(2014年)から令和元年(2019年)にかけて最も増加しているのは「要支援2」であり、240人増加しています(図表10)。

【図表9 年齢区分別要介護・要支援認定者数の推移】



厚生労働省「介護保険事業報告 月報」(各年9月分)

【図表10 要介護度別要介護・要支援認定者数の推移】

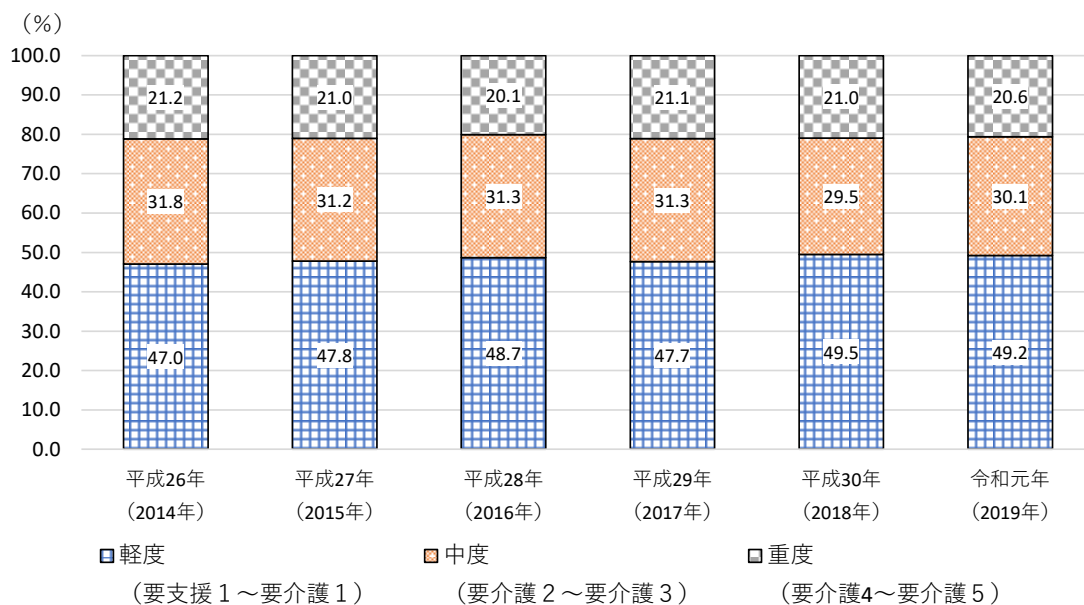


厚生労働省「介護保険事業報告 月報」(各年9月分)

本市の要介護・要支援認定者割合の推移を要介護度3区分別にみると、令和元年（2019年）では軽度（要支援1～要介護1）は49.2%、中度（要介護2～要介護3）は30.1%、重度（要介護4～要介護5）は20.6%となっており、平成26年（2014年）と比べると軽度認定者の割合が増加し、重度認定者の割合が減少しています（図表11）。

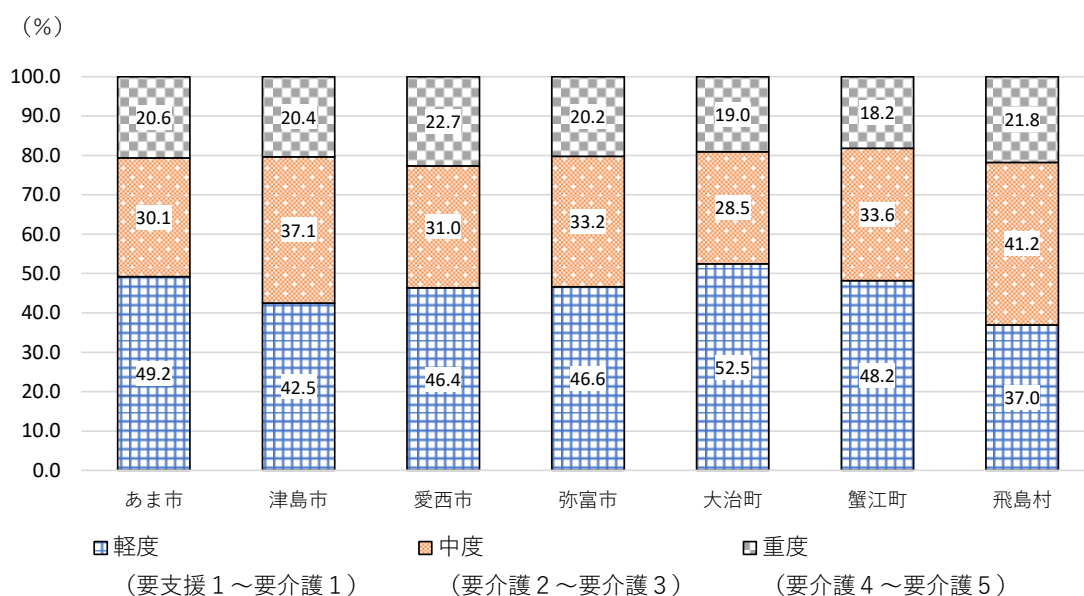
また、要介護度3区分別認定者割合を近隣市町村と比較すると、本市では軽度認定者の割合が比較的高く、中重度認定者の割合が比較的低くなっています（図表12）。

【図表11 要介護度3区分別認定者割合の推移】



厚生労働省「介護保険事業報告 月報」(各年9月分)

【図表12 要介護度3区分別認定者割合の比較 (近隣市町村)】



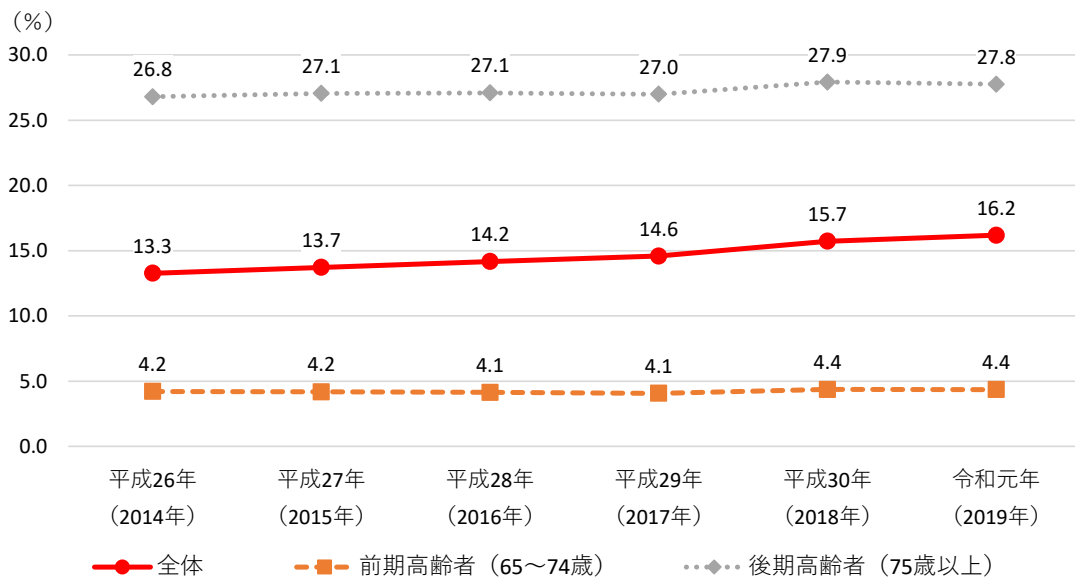
厚生労働省「介護保険事業報告 月報」(令和元年(2019年)9月分)

(3) 第1号被保険者の認定率の推移

本市の第1号被保険者の認定率の推移をみると、平成26年（2014年）以降、全体では認定率が増加傾向にあり、令和元年（2019年）では16.2%となっています。前後期高齢者別にみると、令和元年（2019年）の前期高齢者の認定率は平成26年（2014年）)に比べて大きな変化がなく4.4%となっていますが、後期高齢者の認定率は1ポイント増加し27.8%となっています（図表13）。

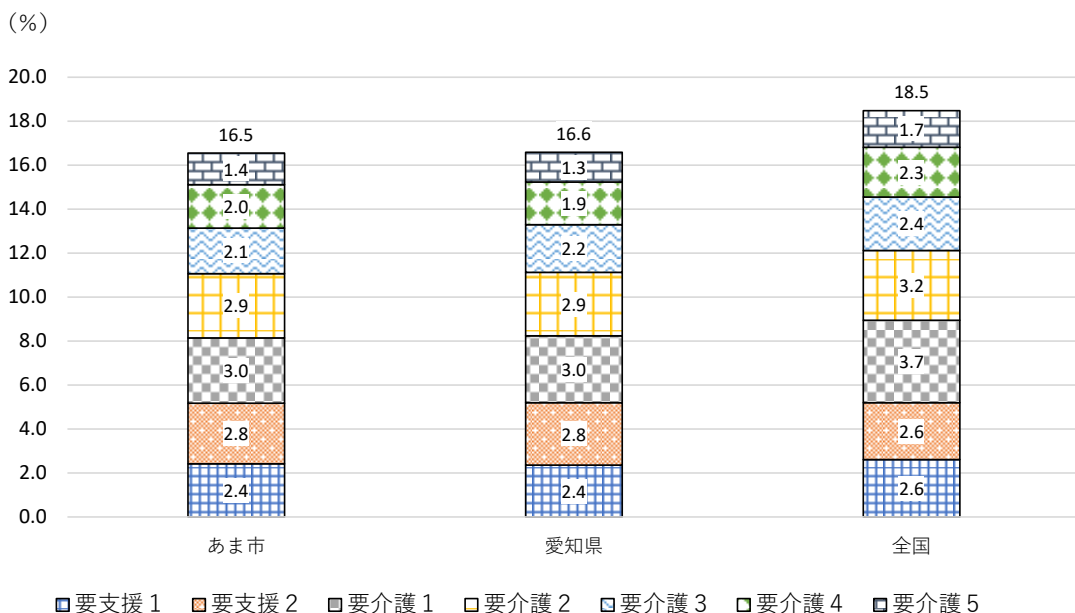
令和元年の第1号被保険者の認定率を全国や愛知県と比較すると、本市の全体の認定率は愛知県と同水準ですが、全国と比べると低くなっています（図表14）。

【図表13 第1号被保険者の認定率の推移】



厚生労働省「介護保険事業報告 月報」(各年9月分)

【図表14 第1号被保険者の認定率の比較 (全国、愛知県)】



厚生労働省「介護保険事業報告 月報」(令和元年9月分)

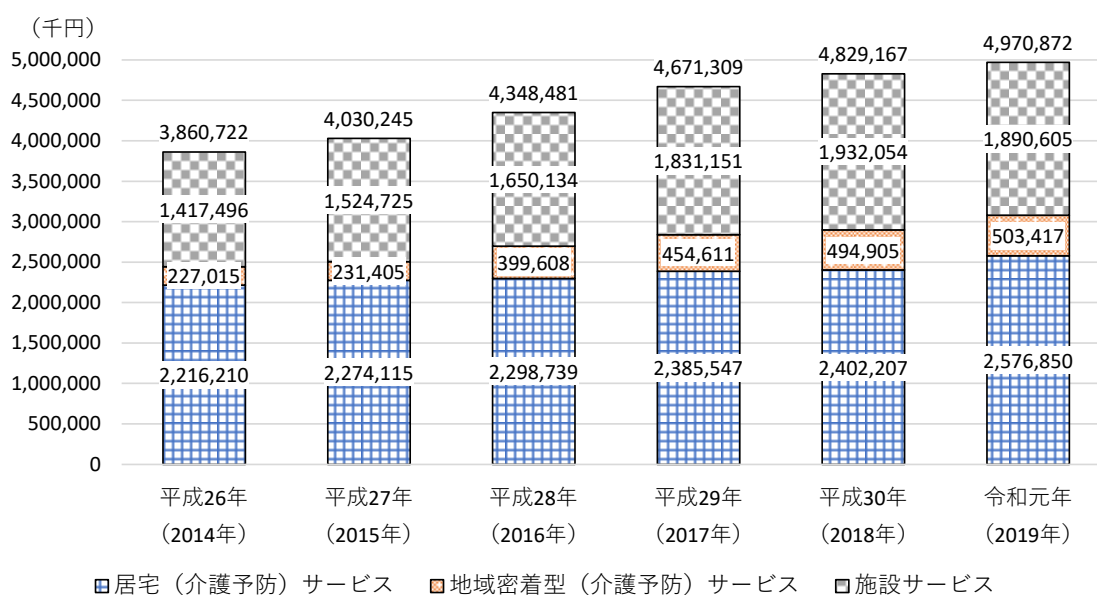
3. 給付費・給付費率の推移

(1) 給付費・給付費率の推移

本市の介護保険サービスの給付費は、平成26年（2014年）以降増加を続け、令和元年（2019年）では49億7,087万2千円となっており、平成26年（2014年）から令和元年（2019年）の6年間で約11億円の増加となっています（図表15）。

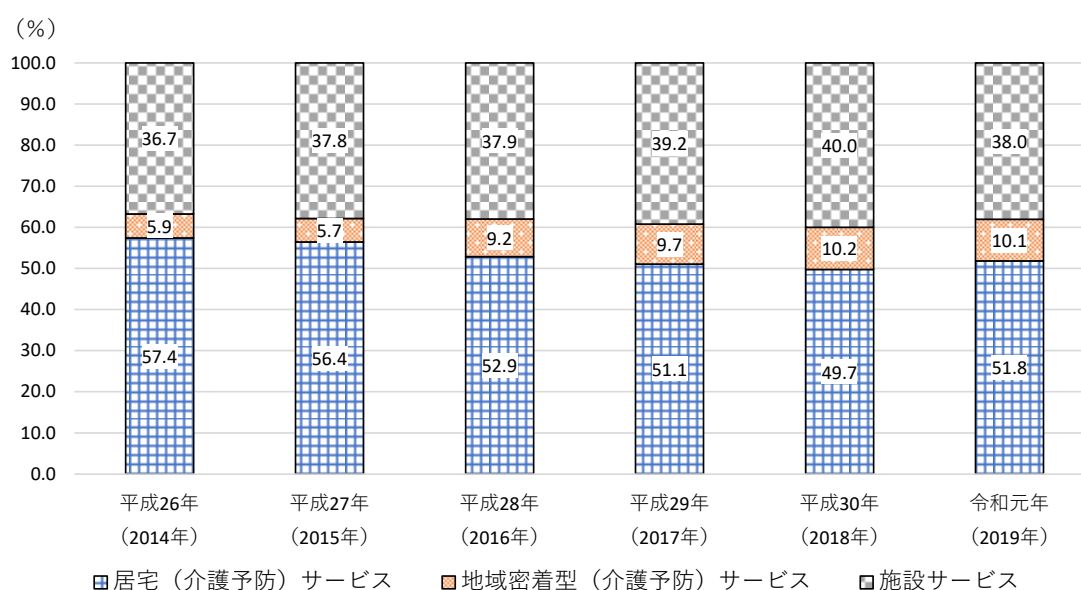
給付費構成割合の推移をみると、平成28年（2016年）以降は「居宅（介護予防）サービス」が約50%、「地域密着型（介護予防）サービス」が約10%、「施設サービス」が約40%の割合でそれぞれ推移しています（図表16）。

【図表15 給付費の推移】



厚生労働省「介護保険事業報告 年報」

【図表16 給付費構成割合の推移】



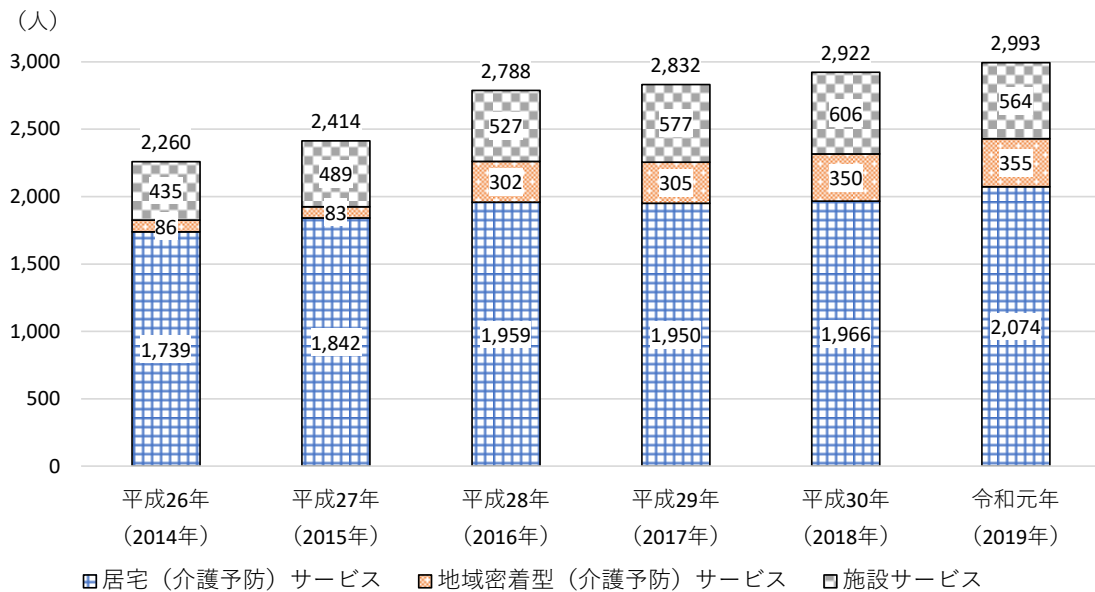
厚生労働省「介護保険事業報告 年報」

(2) 受給者数と受給率の推移

本市の介護保険サービスの受給者は、平成26年（2014年）以降増加傾向にあり、令和元年（2019年）では2,993人となっており、平成26年（2014年）から令和元年（2019年）の6年間で733人の増加となっています（図表17）。

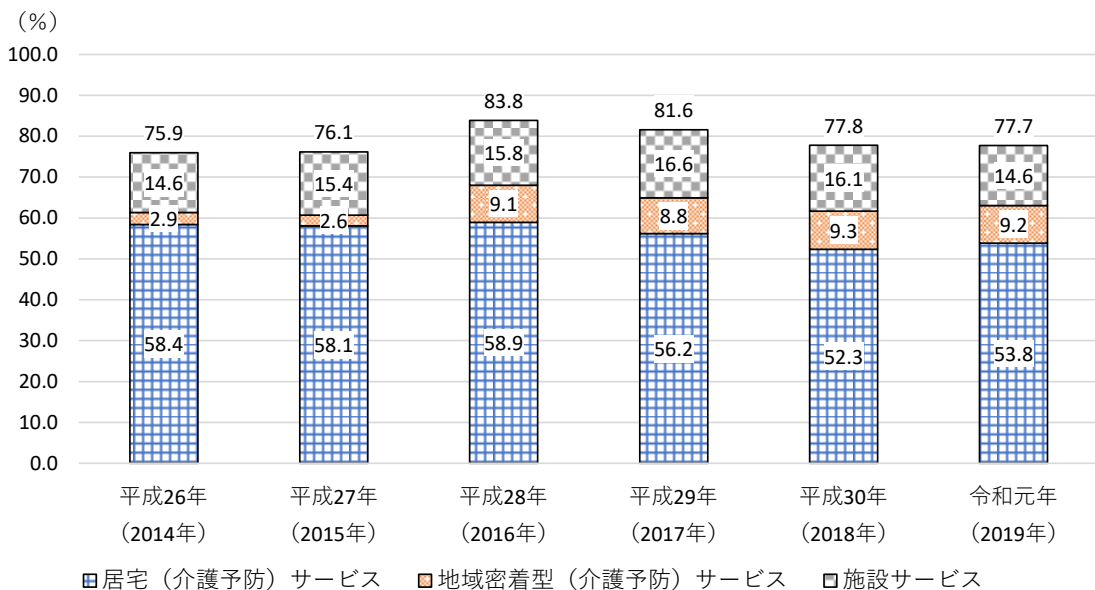
認定者に対するサービス受給率の推移をみると、全体では平成28年（2016年）以降、受給率は減少傾向にあり、令和元年（2019年）の受給率は77.7%となっています。内訳をみると、「居宅（介護予防）サービス」が53.8%、「地域密着型（介護予防）サービス」が9.2%、「施設サービス」が14.6%となっています（図表18）。

【図表17 受給者数の推移】



厚生労働省「介護保険事業報告 月報」（各年12月分・・・10月サービス利用分）

【図表18 受給率の推移】

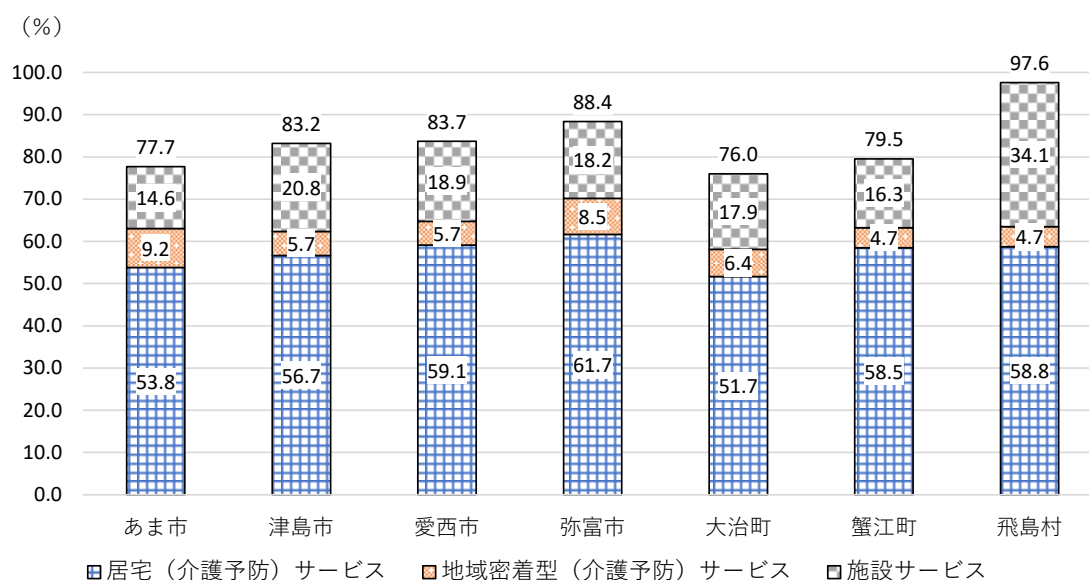


厚生労働省「介護保険事業報告 月報」（各年12月分・・・10月サービス利用分）

本市の認定者に対する介護保険サービス受給率を近隣市町と比較すると、本市は近隣市町村に比べて全体の受給率がやや低くなっています。サービス別にみると、「居宅（介護予防）サービス」と「施設サービス」の受給率は低くなっていますが、「地域密着型（介護予防）サービス」の受給率は近隣市町村の中で最も高くなっています（図表 19）。

全国や愛知県と比較すると、本市の全体の受給率は全国や愛知県と比べて低くなっています（図表 20）。

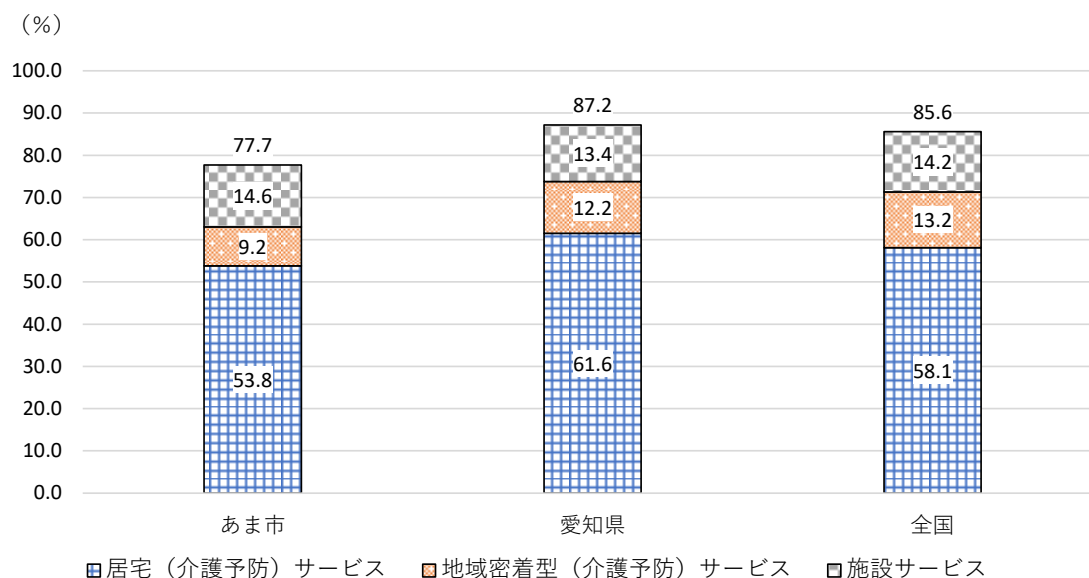
【図表 19 受給率の比較（近隣市町村）】



厚生労働省「介護保険事業報告 月報」

(令和元年(2019年)12月分・・・10月サービス利用分)

【図表 20 受給率の比較（全国、愛知県）】



厚生労働省「介護保険事業報告 月報」

(令和元年(2019年)12月分・・・10月サービス利用分)

(3) 第7期計画におけるサービス別給付費の実績

○介護予防給付費

第7期計画期間のうち、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）の2年間にわたり、給付費の計画比が100%を超えているものは、介護予防サービスでは「通所リハビリテーション」、「福祉用具貸与」、「小規模多機能型居宅介護」となっています。また、平成30年度（2018年度）では「居宅療養管理指導」が、令和元年度（2019年度）では「訪問リハビリテーション」が、それぞれ計画値を上回っています。介護予防給付費の合計について、平成30年度（2018年度）では計画値に対して76.1%、令和元年度（2019年度）では計画値に対して66.9%となっています（図表21）。

【図表 21 介護予防給付の計画値と実績値】

区分	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	
1. 居宅サービス							
訪問入浴介護	給付費（千円）	0	368	-	388	454	-
	回数（回）	0.0	3.7	-	4.0	4.5	-
	人数（人）	0	1	-	1	1	-
訪問看護	給付費（千円）	13,348	11,686	87.5%	16,616	13,755	82.8%
	回数（回）	300.4	272.2	90.6%	375.0	302.1	80.6%
	人数（人）	24	31	128.5%	39	37	94.0%
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	0	255	-	204	490	240.4%
	回数（回）	0.0	7.5	-	6.1	14.3	235.0%
	人数（人）	0	1	-	1	1	91.7%
居宅療養管理指導	給付費（千円）	3,501	4,248	121.3%	3,776	3,574	94.6%
	人数（人）	25	27	109.7%	27	24	88.3%
通所リハビリテーション	給付費（千円）	22,838	27,374	119.9%	25,009	31,150	124.6%
	人数（人）	57	66	116.4%	62	74	119.2%
短期入所生活介護	給付費（千円）	11,421	1,881	16.5%	15,364	2,024	13.2%
	日数（日）	159.3	30.2	18.9%	214.2	25.8	12.1%
	人数（人）	10	5	50.8%	10	6	62.5%
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	-	1,980	50	2.5%
	日数（日）	0.0	0.0	-	20.0	0.5	2.5%
	人数（人）	0	0	-	1	0	16.7%
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	-	1,711	0	0.0%
	日数（日）	0.0	0.0	-	20.0	0.0	0.0%
	人数（人）	0	0	-	1	0	0.0%
短期入所療養介護 （介護医療院）	給付費（千円）	-	0	-	-	0	-
	日数（日）	-	0.0	-	-	0.0	-
	人数（人）	-	0	-	-	0	-
福祉用具貸与	給付費（千円）	19,941	21,461	107.6%	20,801	21,630	104.0%
	人数（人）	233	258	110.8%	243	286	117.5%
福祉用具購入費	給付費（千円）	2,170	1,461	67.3%	2,835	1,328	46.8%
	人数（人）	7	5	71.4%	9	5	53.7%
住宅改修費	給付費（千円）	19,450	7,343	37.8%	22,466	11,390	50.7%
	人数（人）	13	7	50.0%	15	9	59.4%
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	19,214	10,200	53.1%	23,164	12,131	52.4%
	人数（人）	20	12	60.8%	24	14	56.9%

「あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」
及び、厚生労働省「介護保険事業報告 年報」

【図表 21 介護予防給付の計画値と実績値（続き）】

区分	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	
2. 地域密着型サービス							
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	-	0	0	-
	回数（回）	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数（人）	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	895	7,250	810.0%	895	6,299	703.8%
	人数（人）	2	8	408.3%	2	8	387.5%
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	給付費（千円）	15,066	3,527	23.4%	27,634	5,552	20.1%
	人数（人）	6	1	20.8%	11	2	18.9%
3. 介護予防支援	給付費（千円）	23,800	18,278	76.8%	31,117	19,940	64.1%
	人数（人）	420	327	77.9%	549	359	65.3%
予防給付費合計	給付費（千円）	151,644	115,333	76.1%	193,960	129,768	66.9%

「あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」
及び、厚生労働省「介護保険事業報告 年報」

○介護給付費

第7期計画期間のうち、平成30年度（2018年度）、令和元年度（2019年度）の2年間にわたり、給付費の計画比が100%を超えているものは、介護サービスでは「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「小規模多機能型居宅介護」、「介護老人保健施設（老健）」、「介護医療院」となっています。また、平成30年度（2018年度）では「介護老人福祉施設（特養）」、「介護療養型医療施設」が、令和元年度（2019年度）では「訪問看護」、「通所介護」が、それぞれ計画値を上回っています。

介護給付費の合計について、平成30年度（2018年度）では計画値に対して97.5%、令和元年度（2019年度）では計画値に対して92.8%となっています（図表22）。

【図表22 介護給付の計画値と実績値】

区分		平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)		
		計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
1. 居宅サービス							
訪問介護	給付費（千円）	473,653	422,010	89.1%	510,275	459,054	90.0%
	回数（回）	13,859.6	12,579.1	90.8%	14,923.0	13,765.2	92.2%
	人数（人）	461	414	89.8%	475	465	97.9%
訪問入浴介護	給付費（千円）	43,305	25,442	58.7%	47,161	22,281	47.2%
	回数（回）	297.3	173.4	58.3%	323.9	150.1	46.3%
	人数（人）	56	32	57.4%	61	29	46.7%
訪問看護	給付費（千円）	120,293	105,432	87.6%	112,918	117,482	104.0%
	回数（回）	2,460.7	2,098.0	85.3%	2,342.2	2,307.9	98.5%
	人数（人）	205	190	92.4%	180	217	120.6%
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	2,769	3,870	139.8%	4,019	4,241	105.5%
	回数（回）	71.9	108.5	150.9%	104.9	121.3	115.7%
	人数（人）	7	10	135.7%	9	11	116.7%
居宅療養管理指導	給付費（千円）	41,062	48,806	118.9%	42,071	55,567	132.1%
	人数（人）	302	343	113.5%	310	376	121.3%
通所介護	給付費（千円）	732,273	730,687	99.8%	785,010	800,904	102.0%
	回数（回）	7,957.1	8,046.7	101.1%	8,433.7	8,726.5	103.5%
	人数（人）	778	713	91.6%	808	771	95.4%
通所リハビリテーション	給付費（千円）	203,358	199,153	97.9%	224,856	194,710	86.6%
	回数（回）	1,796.7	1,880.2	104.6%	1,964.4	1,872.9	95.3%
	人数（人）	203	202	99.4%	213	202	94.8%
短期入所生活介護	給付費（千円）	178,935	164,672	92.0%	219,148	168,328	76.8%
	日数（日）	1,861.3	1,675.6	90.0%	2,259.4	1,697.1	75.1%
	人数（人）	153	158	103.1%	159	156	97.8%
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	11,950	10,642	89.1%	16,451	12,473	75.8%
	日数（日）	110.6	77.7	70.2%	152.7	94	61.6%
	人数（人）	5	9	185.0%	5	12	245.0%
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	-	2,266	0	0.0%
	日数（日）	0.0	0.0	-	20.0	0.0	0.0%
	人数（人）	0	0	-	1	0	0.0%
短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	-	0	-	-	0	-
	日数（日）	-	0.0	-	-	0.0	-
	人数（人）	-	0	-	-	0	-
福祉用具貸与	給付費（千円）	145,471	130,476	89.7%	160,239	142,839	89.1%
	人数（人）	870	818	94.0%	935	925	98.9%
福祉用具購入費	給付費（千円）	8,351	5,343	64.0%	9,394	5,025	53.5%
	人数（人）	23	16	68.5%	27	15	56.5%
住宅改修費	給付費（千円）	19,215	16,960	88.3%	20,108	17,020	84.6%
	人数（人）	17	14	81.4%	21	15	71.4%
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	153,600	125,683	81.8%	167,237	105,411	63.0%
	人数（人）	70	56	79.9%	76	48	62.9%

「あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」
及び、厚生労働省「介護保険事業報告 年報」

【図表 22 介護給付の計画値と実績値（続き）】

区分	平成30年度 (2018年度)			令和元年度 (2019年度)			
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比	
2. 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	2,573	-	35,499	4,990	14.1%
	人数(人)	0	1	-	20	2	12.1%
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	給付費(千円)	191,841	163,413	85.2%	199,812	160,765	80.5%
	回数(回)	2,087.1	1,809.4	86.7%	2,173.3	1,841.0	84.7%
	人数(人)	236	196	82.9%	246	201	81.7%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	4,258	0	0.0%	6,841	0	0.0%
	回数(回)	31.2	0.0	0.0%	84	0.0	0.0%
	人数(人)	2	0	0.0%	5	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	26,205	31,746	121.1%	26,216	39,833	151.9%
	人数(人)	28	13	47.6%	28	18	64.9%
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	給付費(千円)	383,586	355,495	92.7%	422,226	380,322	90.1%
	人数(人)	137	119	86.8%	150	125	83.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	2,440	-
	人数(人)	0	0	-	0	1	-
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	-	55,499	0	0.0%
	人数(人)	0	0	-	20	0	0.0%
3. 施設サービス							
介護老人福祉施設(特養)	給付費(千円)	821,571	830,005	101.0%	839,850	825,594	98.3%
	人数(人)	278	277	99.6%	284	273	96.1%
介護老人保健施設(老健)	給付費(千円)	806,007	855,882	106.2%	826,808	830,413	100.4%
	人数(人)	250	261	104.3%	256	246	96.0%
介護医療院	給付費(千円)	25,796	35,349	137.0%	63,846	138,805	217.4%
	人数(人)	6	7	116.7%	15	29	192.2%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	197,107	210,818	107.0%	159,145	93,354	58.7%
	人数(人)	47	50	106.2%	38	22	58.6%
4. 居宅介護支援	給付費(千円)	243,034	239,380	98.5%	260,869	259,253	99.4%
	人数(人)	1,445	1,392	96.3%	1,539	1,470	95.5%
給付費合計	給付費(千円)	4,833,640	4,713,834	97.5%	5,217,764	4,841,104	92.8%

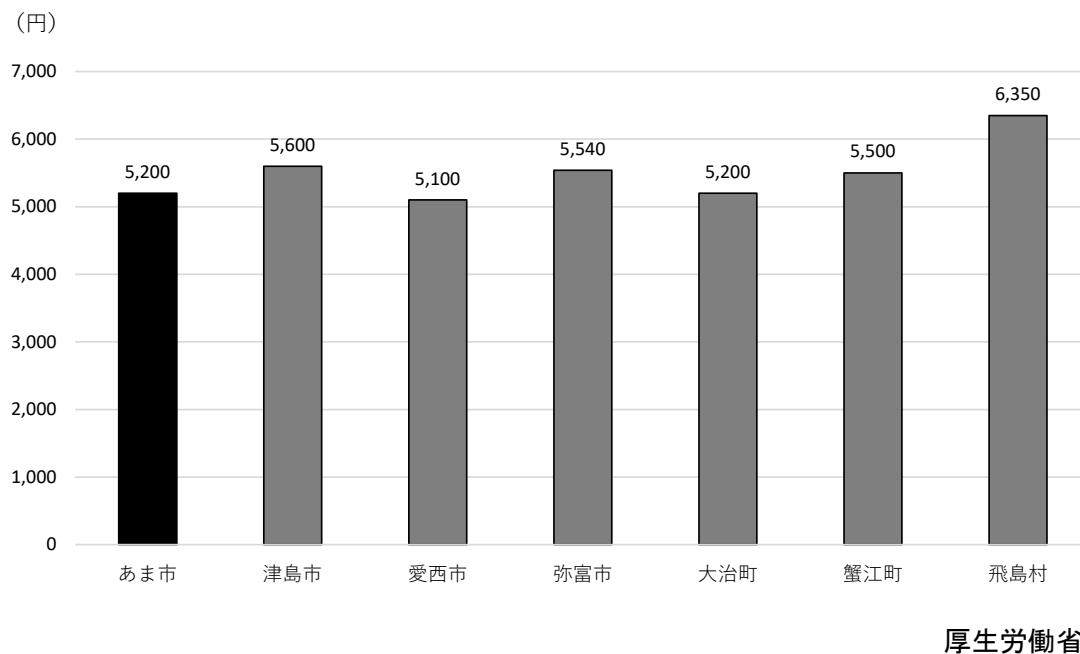
「あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」
及び、厚生労働省「介護保険事業報告 年報」

4. 介護保険料

(1) 介護保険料

本市の第7期介護保険料基準額は5,200円で、近隣市町村と比較すると、2番目に低い額となっています（図表23）。

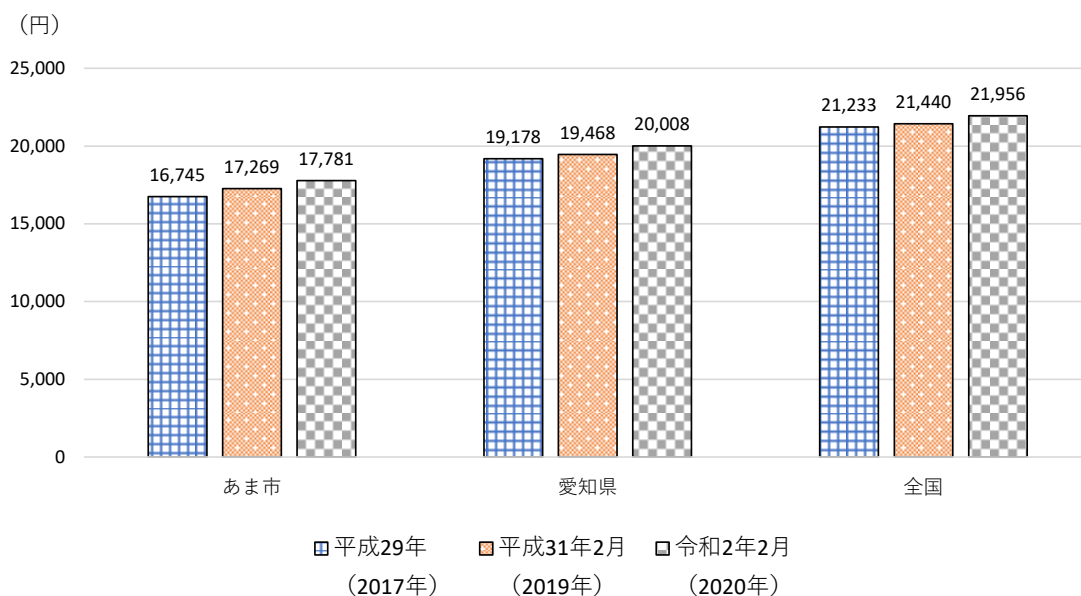
【図表23 第7期保険料基準月額の比較（近隣市町村）】



(2) 第1号被保険者一人あたり保険給付月額

本市の第1号被保険者一人あたり保険給付月額を全国や愛知県と比較すると、令和2年（2020年）2月における額は国・県よりも低くなっています（図表24）。

【図表24 第1号被保険者一人あたり保険給付月額の比較（全国、愛知県）】



5. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、市内に住む高齢者を対象として、市民の日常生活の状況、健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などを聴き、計画策定の基礎資料とするため、令和元年度（2019年度）にアンケート調査を実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

○アンケート調査の概要

	介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護支援専門員調査
調査地域	あま市全域		
対象	65歳以上の市民 (要介護認定者を除く)	要介護等認定を受けており、 在宅で生活している 市民	介護支援専門員
配布数	3,000件	1,000件	100件
抽出方法	住民基本台帳等による無作為抽出		居宅介護支援事業所等を通じた配布・回収
調査期間	令和2年（2020年）1月9日～1月24日		
回収数	2,008件	535件	85件
有効回収数	2,008件	535件	85件
回収率	66.9%	53.5%	85.0%

(2) アンケート調査結果からみる本市の課題

① 地域包括ケアシステム深化・推進に向けた、医療・介護連携について

高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）（平成30年～平成32年）では、第6期計画（平成27～平成29年度）から続く地域包括ケアシステムの深化・推進が求められており、また第8期計画となる本計画は、地域包括ケアシステムをさらに進めていくための計画となっています。

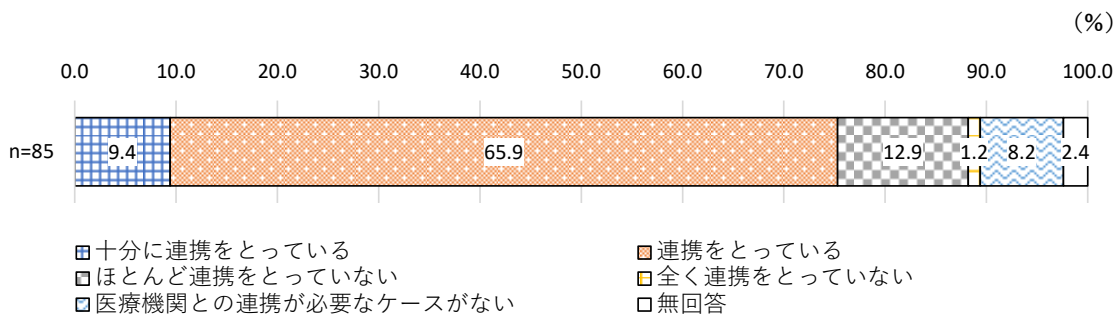
地域包括ケアシステムは、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けていくために、「住まい」・「医療」・「介護」・「介護予防」・「生活支援」を一体的に提供するもので、第6期計画、第7期計画を通じて、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据えた取組が進められてきました。そして第8期計画では、令和7年（2025年）に加え、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）も見据えていく必要があります。

地域包括ケアシステム構築に必要な要素である「医療」と「介護」については、在宅医療の充実のほか、「医療」と「介護」の連携に焦点が当てられます。

昨年度実施した介護支援専門員調査では、医療機関と介護支援専門員の連携状況について、「ほとんど連携を取っていない」が12.9%、「全く連携を取っていない」が1.2%となっています（図表25）。また、医療機関と介護支援専門員の連携の強化については、「介護支援専門員から訪問するよう努力をする」や「医療機関（主治医）の意識改革」といった、「医療」と「介護」双方の歩み寄りが必要であるという意見が見られました（図表26）。

「医療」と「介護」の連携環境を改善し、強化していくことは、地域包括ケアシステム構築に向けて欠かせない要素であり、引き続き取り組んでいく必要があります。

【図表 25 医療と介護の連携状況（介護支援専門員調査）】



【図表 26 医療と介護の連携強化に向けた意見（介護支援専門員調査）】

今後、介護支援専門員と医療機関（主治医）の連携強化	(n=53)
介護支援専門員から訪問するよう努力をする	8
医療機関（主治医）の意識改革	8
顔が見える環境づくり	7
主治医に会議や研修等に参加してもらう	6
情報交換を行う又は行いやすくする	5
医療機関（主治医）と介護支援専門員の間に相談員のような役割の人を設ける	5
ツールの活用	4
書面（連携シート等）の様式の統一	4
交流機会の創出	3
その他	11

② 介護予防の推進について

本市の第1号被保険者の認定率は、愛知県と同水準、全国と比べると低くなっていますが、認定者数は年々増加しており、特に後期高齢者の認定者数の増加が大きくなっています。

高齢者数も年々増加傾向にあります。人口推計※の結果では令和7年（2025年）の高齢化率は24.7%（65歳以上人口：22,265人）、令和22年（2040年）の高齢化率は26.2%（65歳以上人口：24,471人）になると見込まれます。

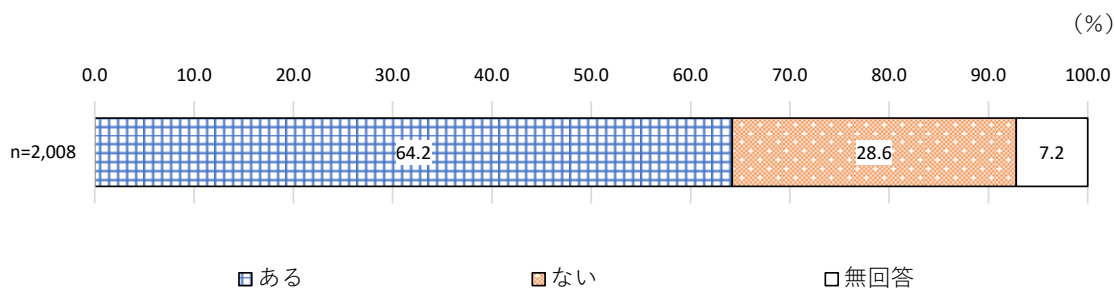
本市における本格的な高齢化に備え、介護環境の充実を継続して取り組む必要がありますが、健康な高齢者を増やすための介護予防や健康づくりへの取組も非常に重要です。

昨年度実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護予防への関心について、64.2%が「ある」と回答しており、参加意向については33.9%が「今後、参加してみたい」と回答しています（図表27、図表28）。

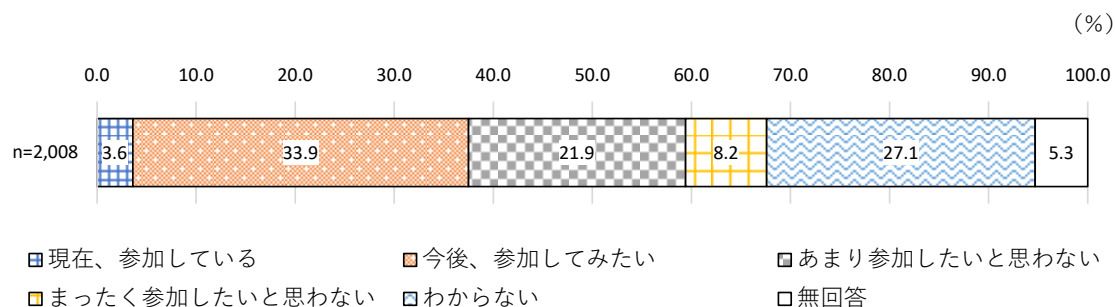
また、市の高齢者施策に関して望むことについては、40.1%が「できるだけ介護が必要な状態にならないよう、介護予防事業を充実する」と回答しています（図表29）。

健康づくりや介護予防は住民の関心が大きくなっているため、内容の充実や参加の促進等、施策展開も積極的に推進していく必要があります。

【図表27 介護予防への関心（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】



【図表28 介護予防のための講習等への参加意向（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】

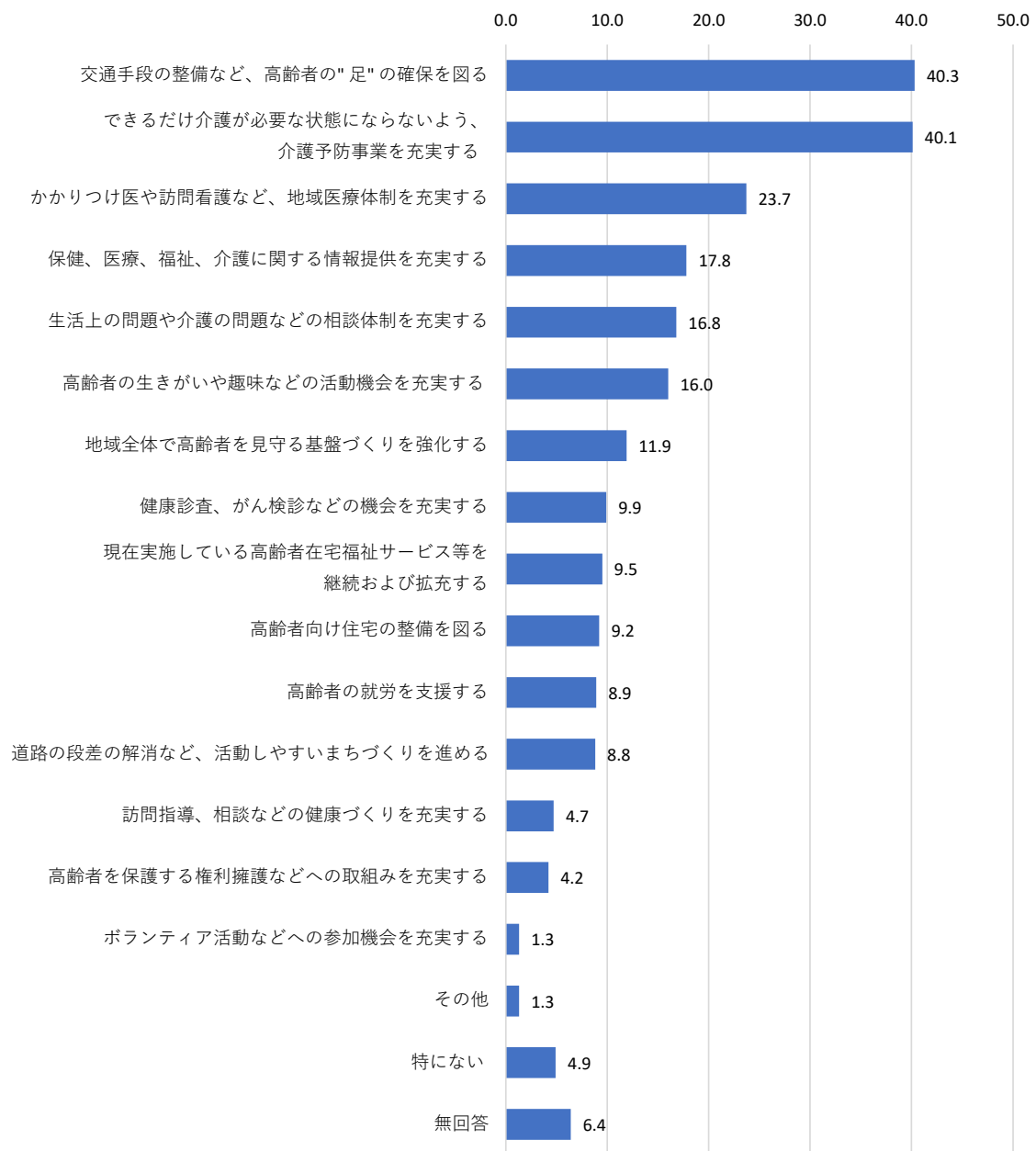


※人口推計について：平成27年～令和元年の住民基本台帳人口（各年10月1日現在）をもとに、コーホート変化率法を用いて算出しています。

【図表 29 あま市の高齢者施策に望むこと（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】

n=2,008

(%)



③ 認知症対策について

高齢者数の増加、特に後期高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者数も増加していくことが懸念されます。

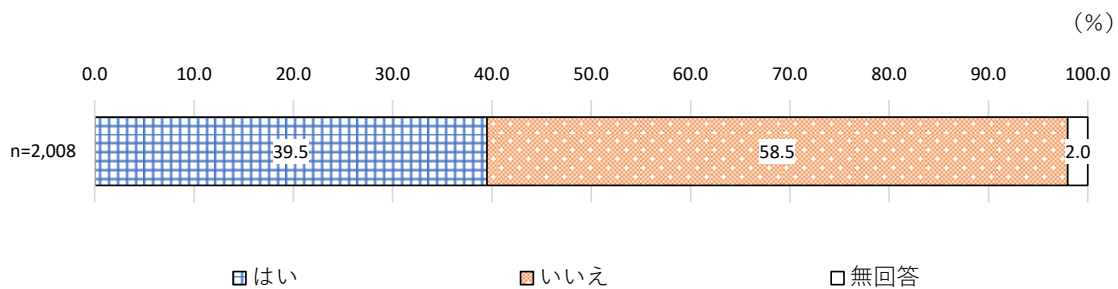
昨年度実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、もの忘れが多いと感じるかについて39.5%が「はい」と回答しており、自身に認知症の症状があるか、または家族に認知症の症状がある人がいるかについては、8.1%が「はい」と回答しています（図表30、図表31）。

また、アンケート調査結果より認知機能についてのリスク分析をしたところ、全体の20.0%の方が認知機能低下のリスクがあると判定されました（図表32）。

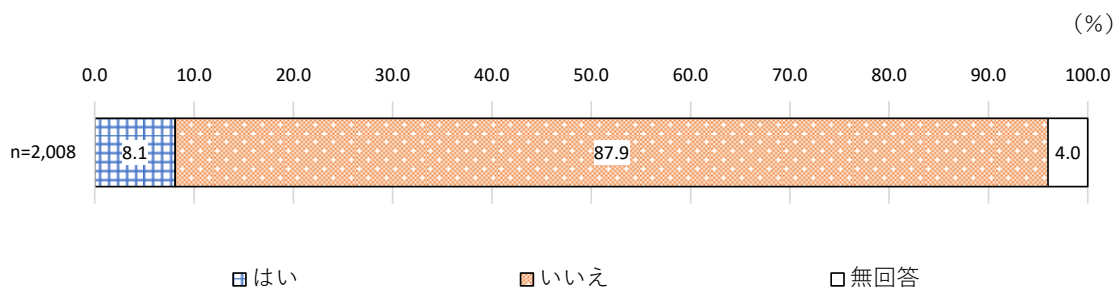
一方、認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「いいえ」が72.4%、認知症サポーターについて知っているかについては、「知らない」が50.3%と、本市の認知症に関する相談窓口や認知症サポーターなどの取組は十分認知されているとは言えない状況です（図表33、図表34）。

第8期計画において、国は指針の一つに「認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進」を掲げています。本市でも認知症施策の充実と同時に、市民への周知にも力を入れ、認知症対策や認知症高齢者を支援できる環境づくりを一層強化していく必要があります。

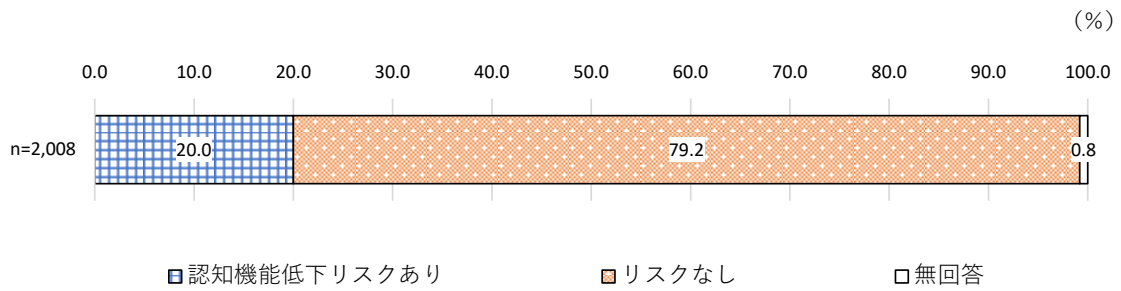
【図表30 物忘れが多いと感じるか（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】



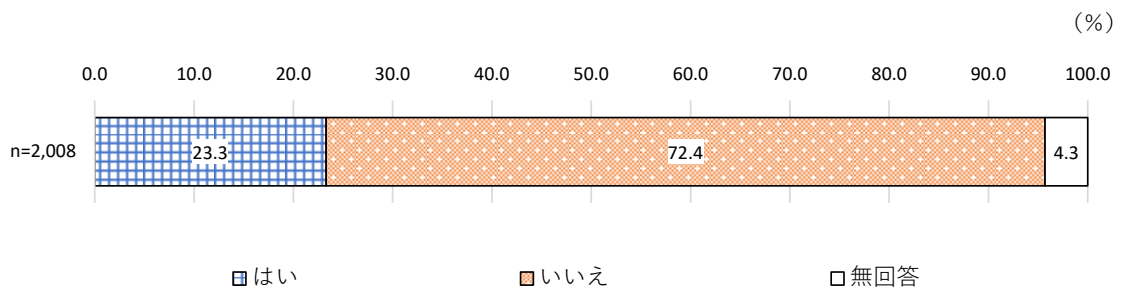
【図表31 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】



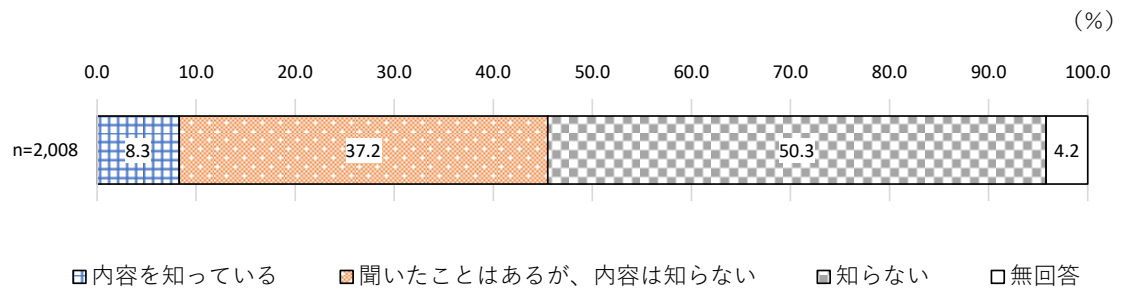
【図表 32 認知機能低下リスクの有無（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】



【図表 33 認知症に関する相談窓口を知っているか（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】



【図表 34 認知症サポーターの認知度（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】



④ 地域包括支援センターの機能強化について

高齢者福祉の分野では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者を取り巻く地域の様々な社会資源を結び付け、地域全体で高齢者を支え合う方向性を示す必要があります。

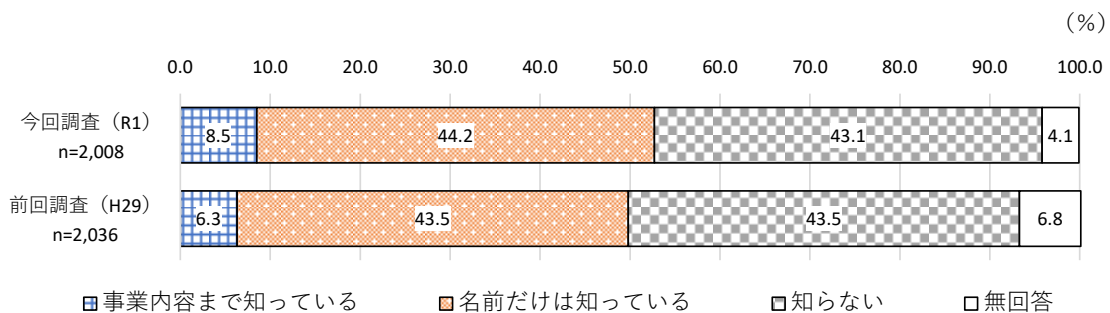
地域包括支援センターは、地域包括ケアの実現に向けた中核的な機関として、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する重要な役割を担っています。

そのため、高齢化の進展に伴う多様な相談への対応や、高齢者福祉のための多面的な支援の拡充等、地域包括支援センターに求められる役割は今後も多くなっていくと考えられ、複合的な機能強化が必要になります。

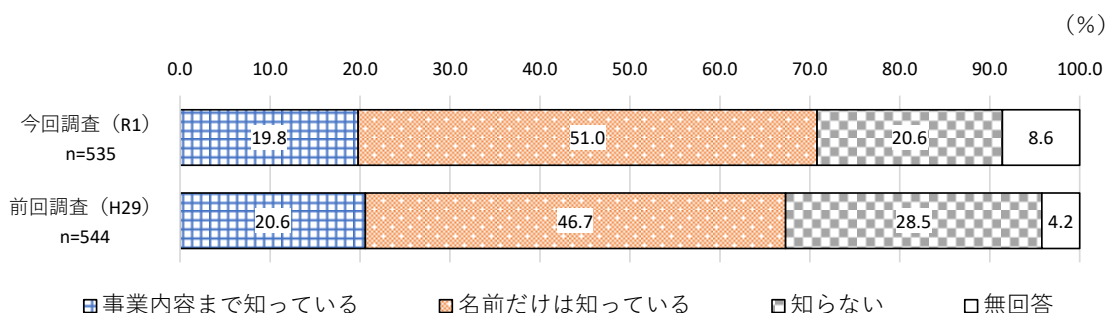
昨年度実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査では、本市の地域包括支援センターの認知度について、要介護認定を受けていない高齢者、在宅要介護等認定者ともに「事業内容まで知っている」と「名前だけは知っている」を合わせ、“知っている”と回答した方が3年前に比べて増加しています。しかし、特に要介護認定を受けていない高齢者については4割程度が「知らない」と回答しているため、引き続き地域包括支援センターの周知が必要です（図表 35、図表 36）。

また、在宅介護実態調査では、地域包括支援センターに特に力を入れてほしい事業として「病院や施設の入退院（所）に関する相談」や「高齢者の一般的な相談」が多く、また、介護支援専門員調査では、地域包括支援センターに期待することとして「支援困難事例への個別指導・相談」や「地域の総合相談窓口」が多くなっており、相談に関する機能の強化が求められています（図表 37、図表 38）。

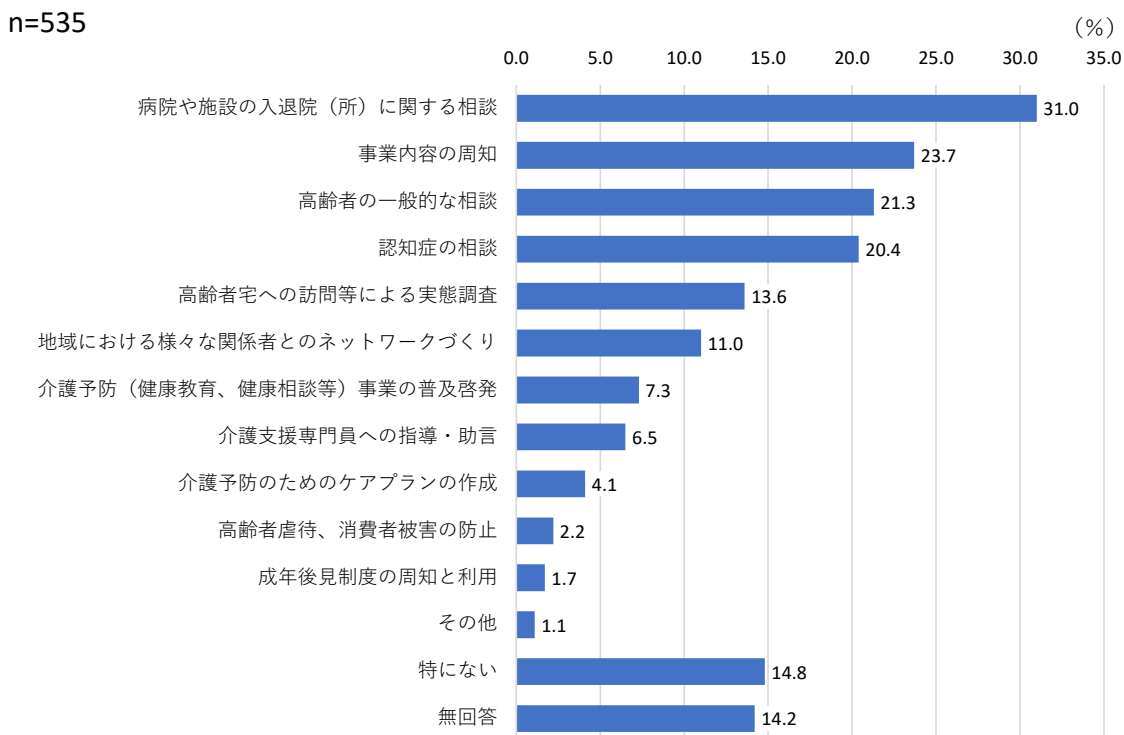
【図表 35 地域包括支援センターの認知度（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】



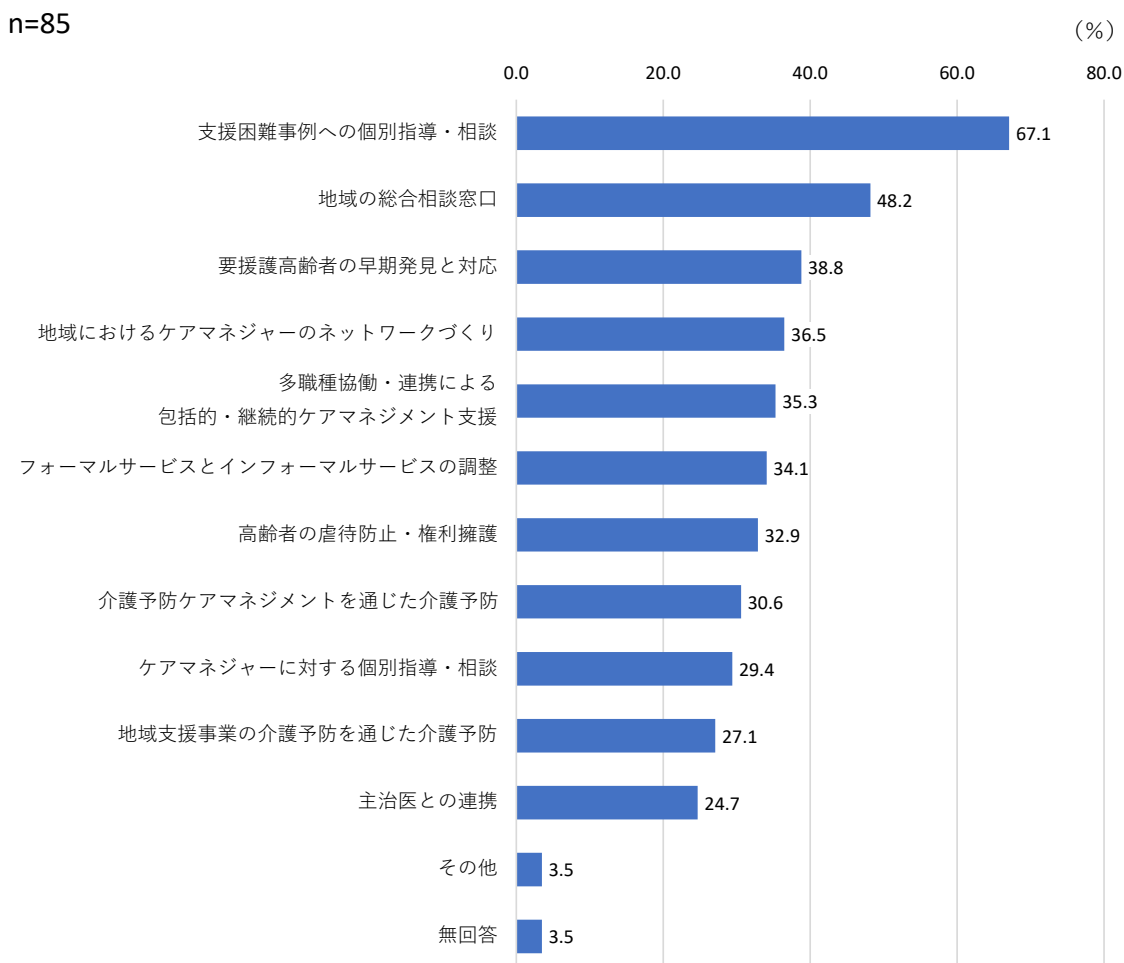
【図表 36 地域包括支援センターの認知度（在宅介護実態調査）】



【図表 37 地域包括支援センターに特に力を入れてほしい事業（在宅介護実態調査）】



【図表 38 地域包括支援センターに期待すること（介護支援専門員調査）】



⑤ 地域における担い手の育成について

本計画で深化・推進を目指す地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現のためにも必要不可欠な要素となります。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであり、子どもや高齢者、障がいの有無等に関わらず、地域に住む全ての住民にとって暮らしやすい地域づくりを目指していくものでもあります。

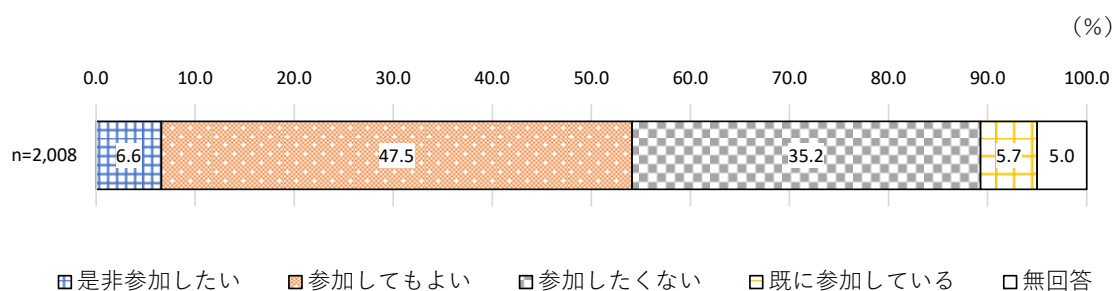
地域包括ケアシステム並びに地域共生社会の実現に向け、高齢者福祉の分野では高齢者の生活や健康づくりを地域全体で進めていくという視点が必要になり、高齢者にも福祉の「担い手」としての役割が求められます。

昨年度実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域づくりへの参加者としての参加意向は、「是非参加したい」、「参加してもよい」、「既に参加している」を合わせると59.8%の方が“参加意向がある”と回答しています。一方、地域づくりに企画・運営（お世話役）として“参加意向がある”と回答している方は、34.5%となっています（図表39、図表40）。

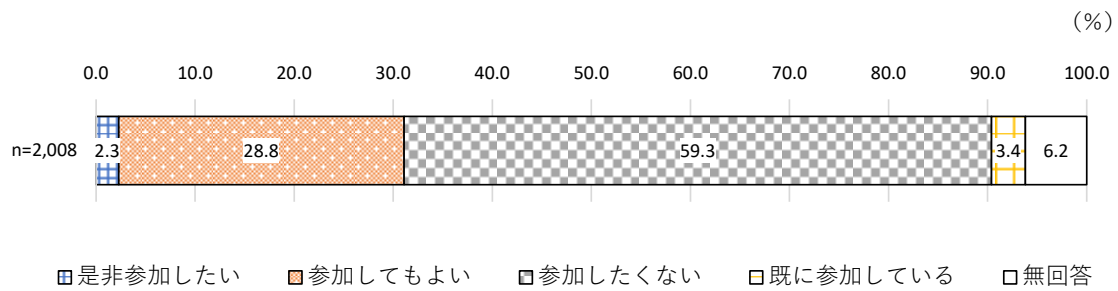
また、介護支援専門員調査では、本市における地域包括ケアシステム実現のために必要なことについて、「家族介護者の支援」、「在宅医療」といった公的サービスに関する回答を除くと「家族や近隣住人による高齢者の生活支援」や「ボランティアやNPO等による生活支援」が多くなっています（図表41）。

既存のサービス事業所等のサービス提供者だけではなく、地域の団体や住民を巻き込んだ高齢者福祉環境の充実を図ることに加え、高齢者も含め誰もが福祉の担い手となれるようにするための取組が必要であり、これらを通じた介護人材の育成にも注力していく必要があります。

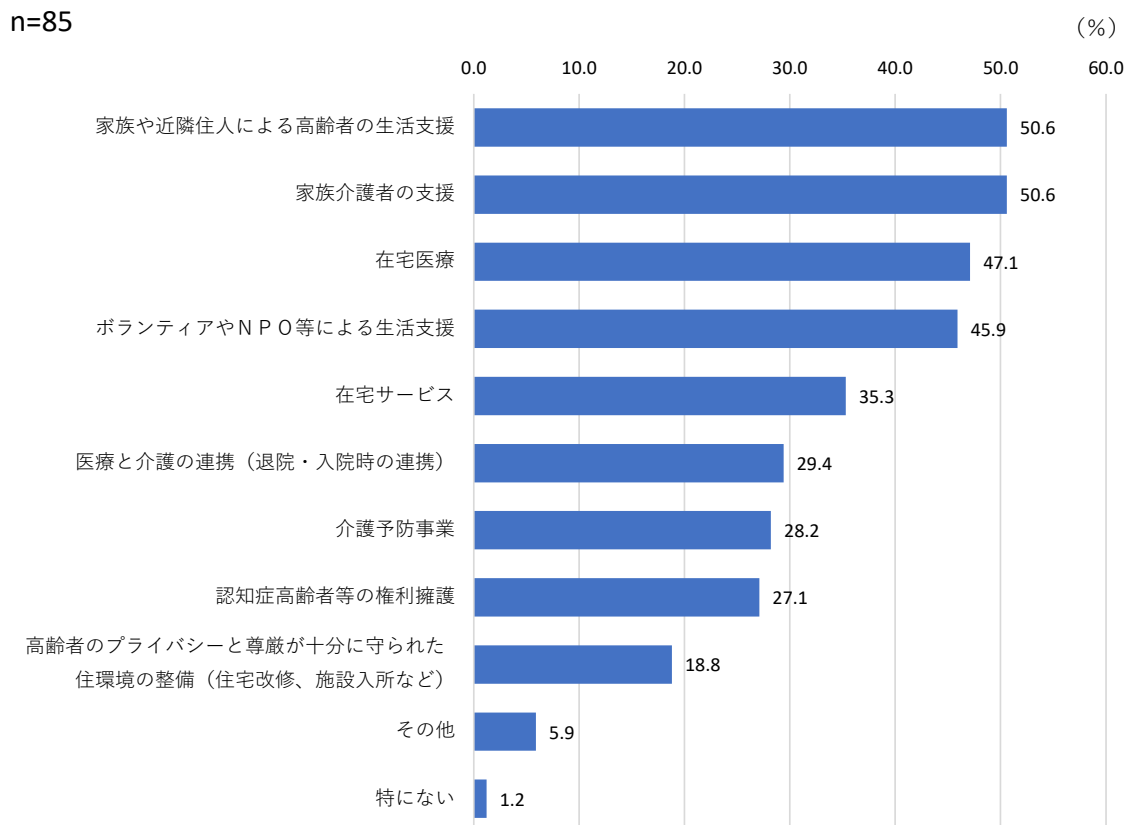
【図表39 地域づくりへの参加者としての参加意向(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)】



【図表 40 地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向
（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）】



【図表 41 地域包括ケアシステム実現のために必要なこと（介護支援専門員調査）】



⑥ 家族・親族による介護について

近年、介護をしている家族・親族が、介護のために離職せざるを得ないという問題が叫ばれています。

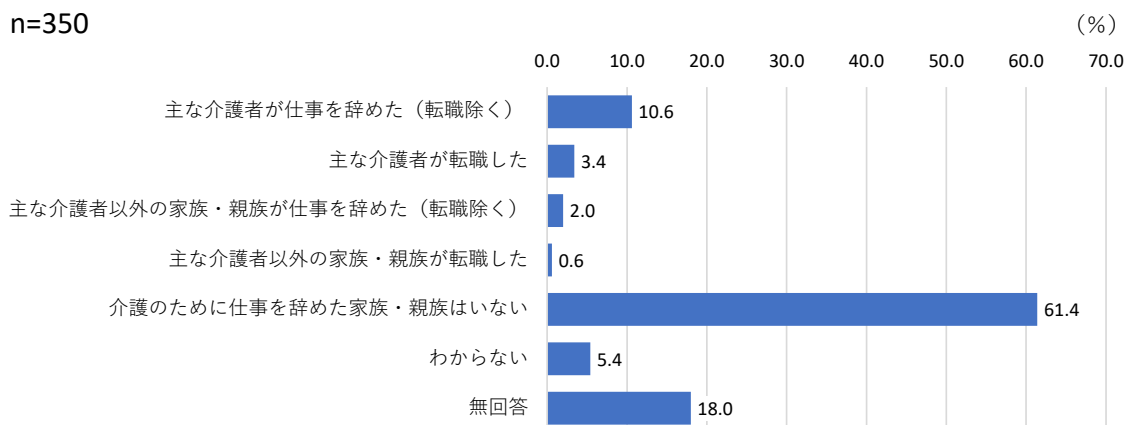
昨年度実施した在宅介護実態調査では、介護を理由とした離職については、介護のために家族・親族が離職・転職したと回答した方が全体の16.6%となっており、また、介護のために働き方を調整している方は全体の70%程度となっています（図表42、図表43）。

介護者が今後も働きながら介護を続けられるかについては、“難しい”と回答した方が18.4%、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した方が62.6%と、多くの回答者が働きながらの介護の継続に何らかの問題を抱えていることが分かります（図表44）。

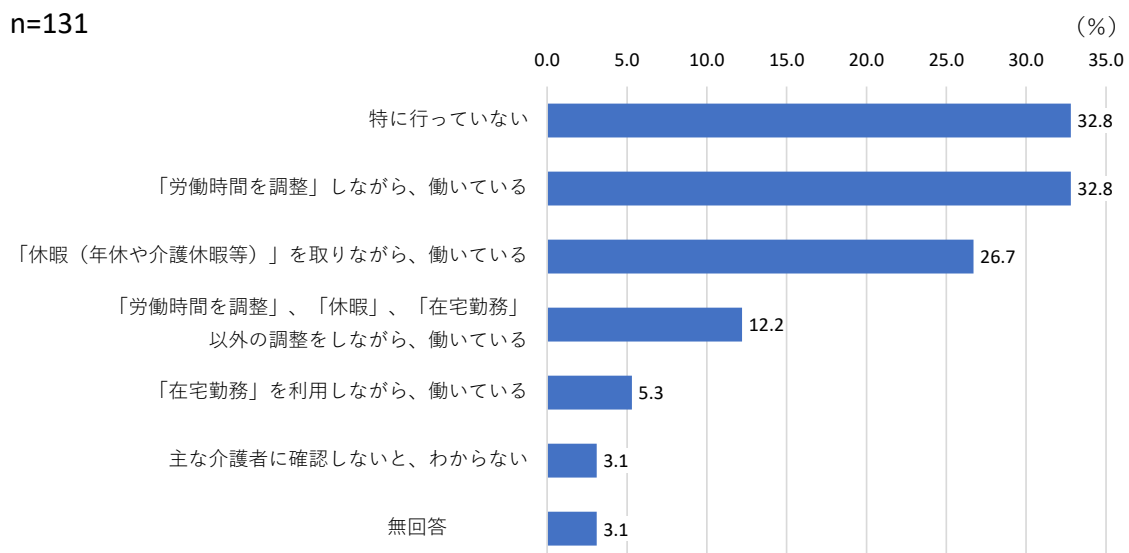
そして、仕事と介護の両立のために必要な勤め先からの支援として、制度の充実に加えて、制度を利用しやすくする職場づくり・環境づくりが求められています（図表45）。

仕事と介護の両立を図るためには、仕事面での支援に加え、介護者にかかる介護負担の軽減のための支援も必要であり、市においては行政の立場から多面的な取組をしていく必要があります。

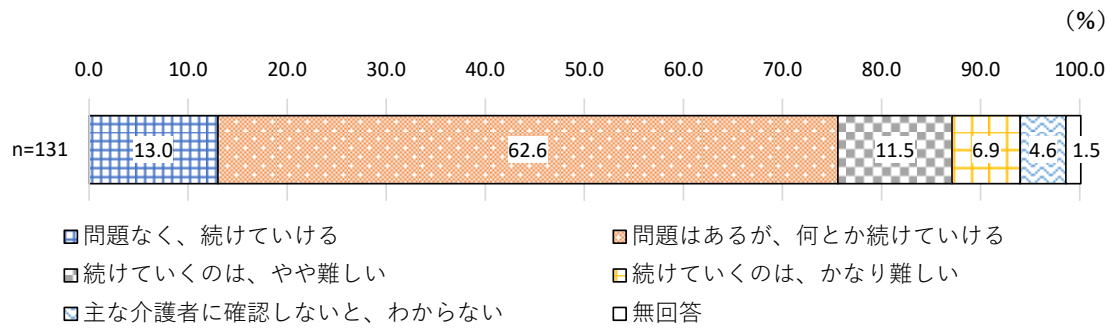
【図表 42 介護を理由に仕事を辞めた家族・親族の有無（在宅介護実態調査）】



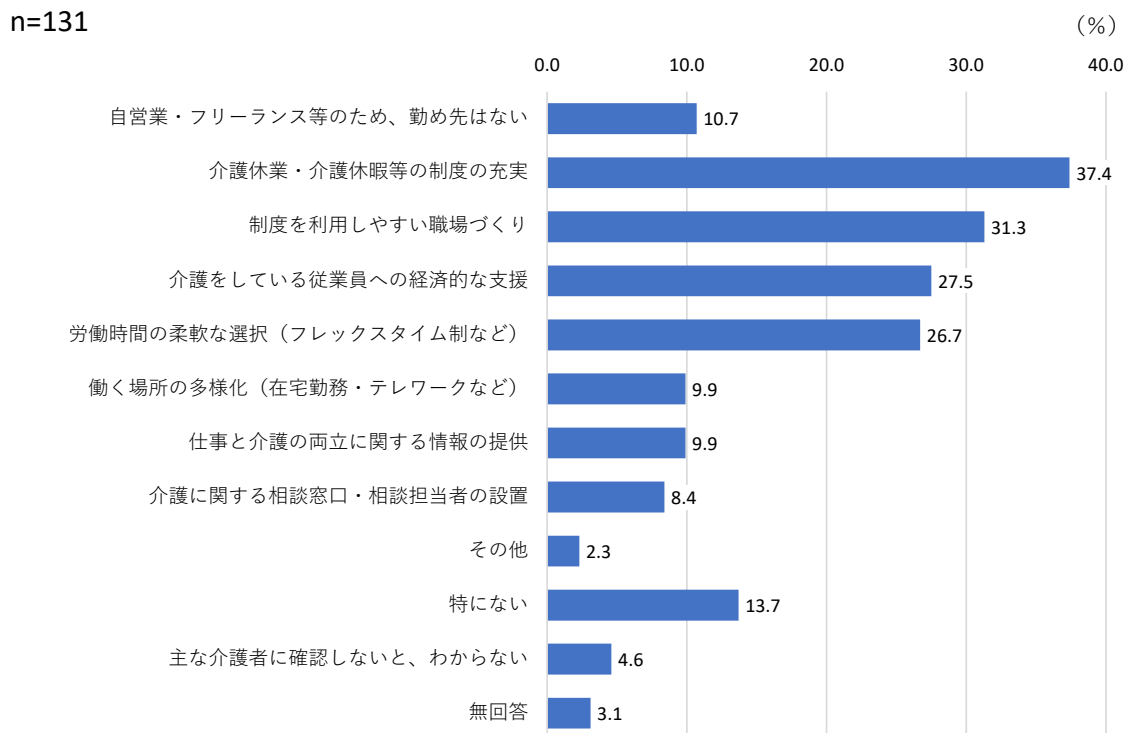
【図表 43 介護のための働き方の調整の有無（在宅介護実態調査）】



【図表 44 今後も働きながら介護を続けられるか（在宅介護実態調査）】



【図表 45 仕事と介護の両立のために必要な勤め先からの支援（在宅介護実態調査）】



⑦ 高齢者の権利擁護について

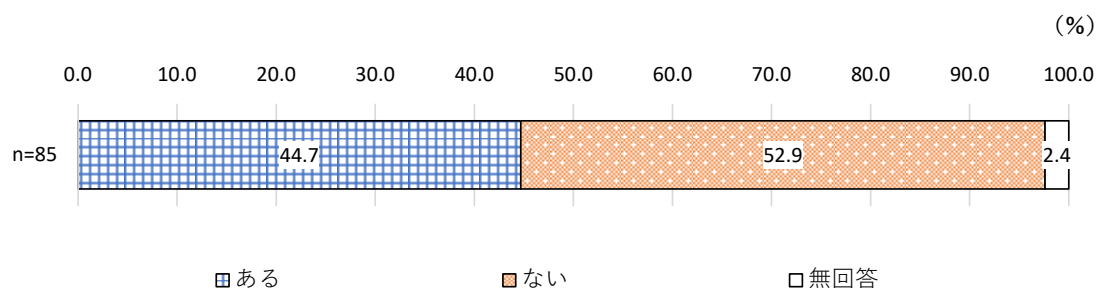
権利擁護は、「全ての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するもの」ですが、認知症高齢者の方など、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しい場合があります。

特に、虐待は高齢者に対する最も重大な権利侵害といえます。昨年度実施した介護支援専門員調査では、家庭内における高齢者虐待事例への関わりについて、44.7%の方が「ある」と回答しており、本市でも権利擁護に関する潜在的な問題があることがうかがえます（図表 46）。

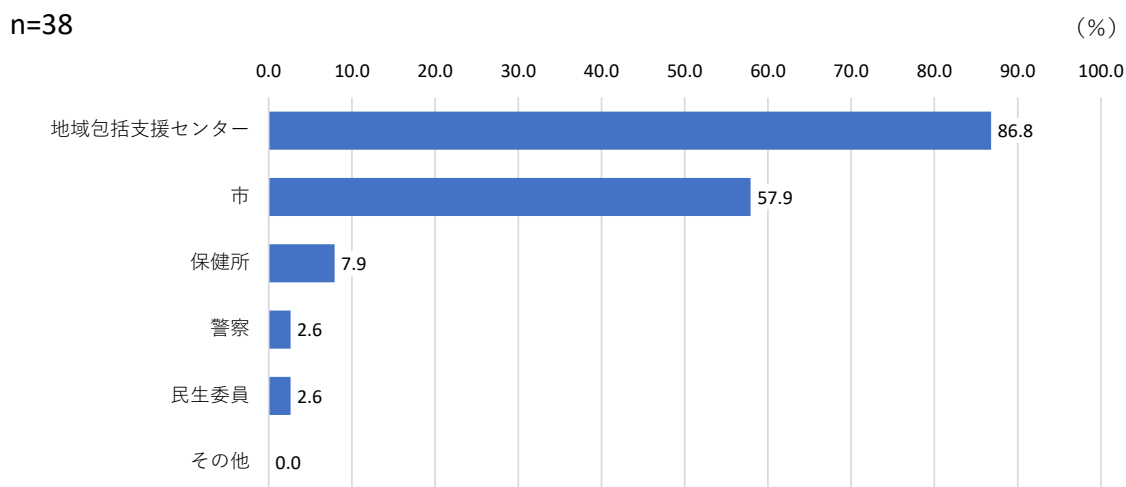
国は『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』（『高齢者虐待防止法』）等の法制度を整えており、高齢者の虐待防止や権利擁護のためには、こうした法制度を活用した支援を行う必要があります。

高齢者の権利擁護に関して、本市では地域包括支援センターを中心に相談・支援を行っています。市や地域包括支援センターの役割は、今後もますます重要になると考えられ、相談・支援体制の強化など、高齢者の尊厳と権利を守るための取組を一層推進していく必要があります。

【図表 46 家庭内における高齢者虐待の関わりの有無（介護支援専門員調査）】



【図表 47 高齢者虐待に関わったときに相談した機関（介護支援専門員調査）】



第3章 基本理念・基本目標

1. 基本理念

本市の最上位計画である「第1次あま市総合計画」において、福祉分野については「心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち」という基本目標のもとで、「市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる」という方向性が示されています。

【総合計画における基本目標】

基本目標：心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち

施策大綱

『市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる』

第7期計画では、総合計画が掲げる基本目標を踏まえ、本市における地域包括ケアシステムの構築を目指し、「誰もが健やかに安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げました。

第8期となる本計画は、引き続き令和7年（2025年）、令和22年（2040年）に向けた中長期的な見通しのもとで地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、あま市で暮らす全ての人々が、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現を図るための計画であることから、第7期計画の基本理念を踏襲し、本市における高齢者福祉施策の一層の充実を推進するとともに、介護保険事業の安定した運用を図ります。

【基本理念】

**誰もが健やかに安心して
いきいきと暮らせるまちづくり**

2. 基本目標

本計画の基本理念である「誰もが健やかに安心していきいきと暮らせるまちづくり」を実現するにあたって、達成すべき目標を以下の5項目と定め、基本目標として各種施策を推進していきます。

【基本目標】

1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

今後の高齢化の進展に向け、地域における支え合いが非常に重要になります。

本計画で目指す地域包括ケアシステムの深化・推進は、高齢者だけでなく、子どもや障がい者等、本市で暮らす全ての人々が生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現に繋がる取組になります。

医療・介護の連携強化、認知症施策の推進強化、介護人材の確保・育成等、地域共生社会の実現に向けた体制づくりに努めます。

2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者の増加に伴い、健康を保ち、介護予防を推進することが重要になります。

保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できる環境づくりを推進します。

また、フレイル状態にならないための取組を推進するとともに、適切な医療サービスや介護予防活動等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

3 安全・安心な生活のための支援

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするためには、福祉サービスの充実に加え、地域の安全・安心の確保が必要となります。

在宅での生活を継続していくための支援のほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった施設を含む高齢者の住まいの把握に努めます。

また、高齢者の尊厳を守るための権利擁護の推進や、防災・防犯・感染症等の対策を整備し、本市に住む全ての高齢者が安心して暮らし続けられる安全なまちづくりに努めます。

4 介護保険サービスの基盤整備と充実

令和7年（2025年）には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。また、令和22年（2040年）には、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、高齢化が一層進展していくと予想され、中長期的な視野でのサービス基盤整備が必要となります。

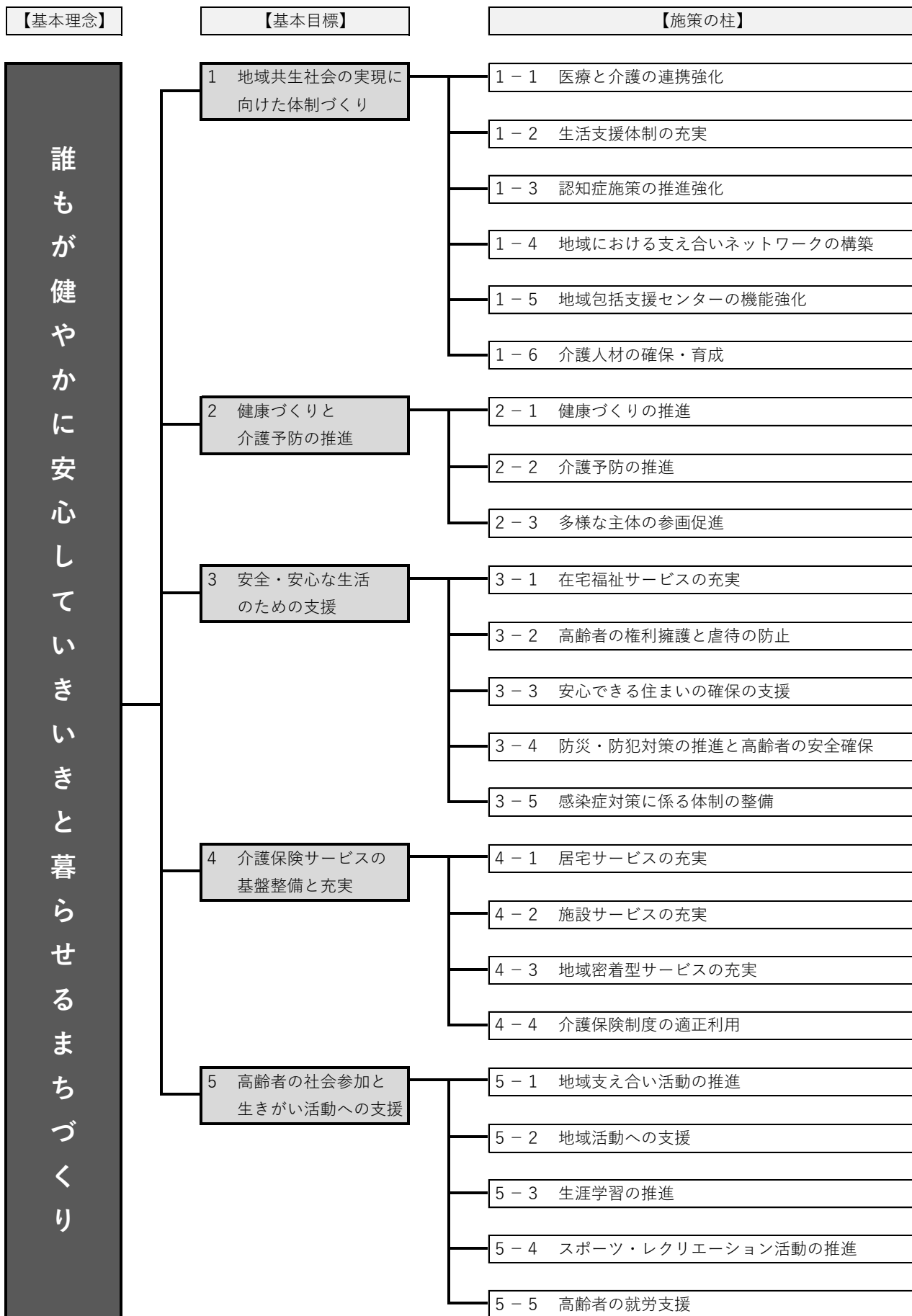
今後の介護保険サービスの需要や給付を適切に見込み、介護保険制度の適正利用と持続可能性を確保していきます。

5 高齢者の社会参加と生きがい活動への支援

高齢者が、これまで培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野で、就労や多様な社会活動等に参画する機会を確保するなど、生きがいをもって暮らすことができる環境づくりを進めることが大切です。

高齢者が今後もいきいきと地域で生活できるように、多様な地域資源の活用や、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどの様々な主体との連携を図りながら、地域活動など高齢者の生きがい活動への支援を推進します。

3. 施策体系



第4章 高齢者施策の展開

1. 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

1-1 医療と介護の連携強化

在宅医療や在宅介護の充実は、地域包括ケアシステムの姿として掲げられている「身近な地域でいつまでも暮らし続けることができるまち」の将来像の実現に欠かせない視点です。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療と在宅介護を一体的に提供するための連携体制を構築することが重要となります。

ICTの活用や地域ケア会議の推進等を行い、引き続き医療と介護が密接に連携した高齢者福祉と医療体制を提供できるまちを目指します。

(1) 地域ケア会議の推進

【事業概要】

多職種が参画する地域ケア会議を実施し、地域課題や資源の把握、高齢者支援に関する事例検討を行っています。個別会議における意見を元に、施策立案や方向性の検討につなげる庁内体制づくりや他課との連携体制づくりを進めます。

【取組状況と課題】

高齢者支援の事例を検討することによって地域課題の把握をすることができ、地域支援ネットワークの構築に努めました。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
個別ケア会議	8回	10回	12回
地域ケア会議	1回	1回	2回

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
個別ケア会議	12回	12回	12回
地域ケア会議	2回	2回	2回

【今後の方向性】

引き続き高齢者支援の事例を検討し、地域課題の把握を行います。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業の実施

【事業概要】

海部圏域7市町村による在宅医療・介護連携支援センター（あまさぼ）を通じ、地域の医療・介護関係者等からの相談の受付、情報提供、在宅医療・介護に関する課題の把握や資源把握などの情報収集、切れ目のない提供体制の整備等を行い、在宅医療・介護連携の事業に取り組みます。

【取組状況と課題】

積極的にセンターの周知を行った結果、知名度も上がり相談件数も伸びています。

また、地元医師会（津島市医師会、海部医師会）、歯科医師会、薬剤師会や地域の病院、介護事業者等との各種ワーキンググループを開催するなど、連携の強化を図りました。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター相談受付件数	216件	289件	290件
地域の医療介護連携WG	3回	4回	4回
海部医療圏地域包括ケアサミット	1回	1回	1回

【今後の方向性】

さらなる連携強化のために課題の抽出及び課題解決への調整等を進めていきます。

(3) 在宅医療・介護連携の仕組みづくり

【事業概要】

医療・介護の専門職同士の顔の見える関係づくりを促すための研修等の機会を提供します。

また、保健・医療・福祉サービスの地域連携ネットワークを推進するため、ICT を活用した情報共有システム（つながろまい”あま”電子@連絡帳）を運用し、サービス利用に係る全ての職種がチームとなって医療・介護について情報共有できる仕組みを設けています。

【取組状況と課題】

ICT を利用する事業所は着実に増えてきており、各事業所間の連絡ツールとして利用も進んでいます。しかし、利用の主要である患者登録が進んでいないのが課題となっています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
つながろまい”あま”電子@連絡帳登録事業所	92 事業所	94 事業所	96 事業所
つながろまい”あま”電子@連絡帳登録患者	13 人	16 人	20 人

【今後の方向性】

引き続き、保健・医療・福祉サービスの地域連携ネットワークを推進するため、サービスの利用を促進していきます。

1-2 生活支援体制の充実

高齢者の増加により、日常生活を送るうえで、「あると助かること」や「ちょっとしたこと」のような細かな生活支援へのニーズが高まっています。増加しているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯といった高齢者のみの世帯の生活を支える視点からも、医療、介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支援する生活支援のサービス体制を充実させる必要があります。

行政及び生活支援コーディネーターが中心となり、できるだけ多様な主体（NPO、民間企業、協働組合、社会福祉法人、ボランティア、地域住民等）による高齢者と地域社会とを密接に結びつける地域のつながりづくりを進めていくことが重要になります。

また、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するために、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置を検討します。

今後も様々な地域資源を活用し、高齢者とその家族を支える生活支援体制の充実を推進します。

（1）生活支援コーディネーターによる支援体制の構築

【事業概要】

高齢者の方が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるような、支え合いのあるあたたかい地域づくり、生活支援・介護予防の体制づくりのため、社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを配置しています。地域の特性や高齢者の生活課題の把握、サービスの開発や人材発掘・育成、ネットワークづくりや、協議体と連携し、多様な生活支援の創出と、高齢者の社会参加の促進を図ります。

【取組状況と課題】

多種多様な主体、構成員、関係者による協議体の運営は、様々な意見が出ることから、多角的に議論する場となっています。

反面、活動内容（調整）やサービスといった方向に取りまとめることが困難となっている部分があります。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
相談・活動件数	—	502人	530人

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により事業の中止あり

【今後の方向性】

引き続き、生活支援コーディネーターが協議体のネットワークを生かし、地域での支え合い活動が活発化されるよう取り組んでいきます。

(2) 協議体の設置・運営

【事業概要】

生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るため、多様な主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として、第1層協議体を設置しています。

生活支援コーディネーターと連携し、地域における協議体の活動を促進します。

【取組状況と課題】

平成28年度に第1層協議体と七宝地区協議体、平成29年度に美和地区協議体、平成30年度に甚目寺地区協議体を設立しました。

第1層協議体や、3地区協議体合同交流会で各地区の課題の把握や共有を図りました。

【実施状況】(令和2年実績値は見込み)

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
第1層協議体	1回	2回	1回
第2層協議体(3地区)	15回	17回	4回
3地区協議体合同交流	1回	1回	1回

【今後の方向性】

引き続き第1層協議体や、3地区協議体合同交流会で各地区の課題の把握や共有を図ります。

(3) 福祉有償運送等による移動手段の確保

【事業概要】

公共交通機関を利用することが困難な要介護高齢者や障がいのある人の移動手段として、福祉有償運送等の活用を推進します。

【今後の方向性】

引き続き、福祉有償運送等の活用を推進することで、移動制約のある方の輸送の確保を図ります。

1-3 認知症施策の推進強化

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者のさらなる増加が懸念されています。認知症は誰もがなりうる身近な病気です。そのため、認知症の予防・重度化の防止に努めつつ、認知症の方々と共生し、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す必要があります。

国の定める「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症への正しい知識や認知症予防に関する普及啓発、早期診断・早期対応のための体制づくり、家族介護者への支援など、多様な手段により認知症高齢者とその家族を支える環境づくりを進めます。

(1) 認知症に関する知識の普及

【事業概要】

認知症に関する理解や正しい知識の普及のために、市広報紙や市公式ウェブサイトの活用に加え、認知症に関するイベントを開催するなど、認知症に関する情報の普及啓発に取り組みます。

【取組状況と課題】

認知症サポーター養成講座については、広報等で受講者を募集するだけでなく、出前講座として地域のサロン等に出向いて講座を行うことで、広く認知症の理解を広めることができています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認知症講演会の開催	1回	1回	1回
認知症サポーター養成講座	26回	22回	10回
認知症予防講座	—	9回	10回

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により参加者減または事業の中止あり

【今後の方向性】

引き続き、認知症に関する情報の普及啓発に取り組みます。

(2) 認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応

【事業概要】

医療関係者や介護関係者等との連携による早期診断・早期対応に向けた支援体制の中核となる認知症初期集中支援チームを設置しています。

複数の専門職が家族等の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

早期発見の大切さを啓発し、認知症に対する支援の充実を進めます。

【取組状況と課題】

シニアいきいきアンケートの結果から認知症の疑いのある支援対象者を抽出し、必要に応じて認知症初期集中支援チームにつなげています。

また、家族から受診拒否等の相談があった場合も、本認知症初期集中支援チームによる支援を行っており、専門医を受診し適切なサービスにつながる場合が多くなっています。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
チーム員会議開催回数	12回	12回	12回
初期集中訪問支援実人数	25人	19人	50人

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
チーム員会議開催回数	12回	12回	12回
初期集中訪問支援実人数	25人	25人	25人

【今後の方向性】

引き続き、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。

(3) 認知症ケアパス（ふれあいケアパス）の作成・周知

【事業概要】

認知症の人が認知症を発症した時から、認知症が進行していく中で、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを体系的に示した「認知症ケアパス」を作成・更新し、認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための情報として周知します。

【今後の方向性】

市民をはじめ、介護従事者、医療従事者に普及・啓発を図るとともに、定期的に内容を見直していきます。また、認知症ケアパスを活用し、適切な支援やサービスにつなげていきます。

(4) 認知症カフェ（ふれあいカフェ）の実施

【事業概要】

認知症の人やその家族などが集まり、楽しみや仲間づくりをする場を提供することで、地域において認知症の人とその家族を支援します。

また、認知症カフェ運営者に対し、認知症カフェの開設・運営における支援を行います。

【取組状況と課題】

市主体の認知症カフェと、コミュニティやボランティア等地域の方を中心とした認知症カフェが開催されており、認知症の方とその家族、地域住民の方などが集い、情報交換、レクリエーションなどをして楽しい時間を過ごす通いの場となっています。

令和元年度には、認知症カフェの運営を支援するため、補助金制度を創設しました。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認知症カフェ（市主体）	2団体	2団体	2団体
認知症カフェ（地域主体）	3団体	8団体	9団体

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症カフェ（市主体）	2団体	2団体	2団体
認知症カフェ（地域主体）	10団体	11団体	12団体

【今後の方向性】

実施場所や体制について検討し、地域主体の認知症カフェを増やしていきます。

(5) 認知症サポーター養成講座の拡充

【事業概要】

認知症サポーター養成講座を定期的を開催することで、認知症に関する正しい知識を普及し、認知症高齢者とその家族への支援、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを進め、サポーターの普及に取り組みます。

【取組状況と課題】

広報等で受講者を募集するだけでなく、出前講座として地域のサロン等に出向いて養成講座を開催することで、広く認知症の理解を広めることができています。

また、中学生を対象に養成講座を開催することで、すべての世代で温かく見守れる地域となるように努めています。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認知症サポーター養成人数	1,473人	1,349人	500人

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により参加者減または事業の中止あり

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症サポーター養成人数	1,500人	1,500人	1,500人

【今後の方向性】

働いている世代への普及・啓発と、認知症サポーターが様々な場面で活躍してもらえるように環境を整備していきます。

(6) 認知症サポーターの活動促進

【事業概要】

認知症高齢者にやさしい地域づくりを進めるため、認知症サポーターをはじめとした、支え合いの担い手と認知症の人やその家族の支援ニーズをつなげる仕組みであるチームオレンジの立ち上げを支援し、「共生」の地域づくりを推進します。

【今後の方向性】

認知症サポーターのさらなるステップアップを目的としたステップアップ研修等を開催するなど、チームオレンジの構築に取り組みます。

(7) 認知症高齢者見守り事業

【事業概要】

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守り活動の支援を行います。

【取組状況と課題】

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の方を地域で見守っていただける方に「協力者」として登録してもらっています。

協力者には、見守り事業以外にも、認知症サポーター養成講座で行う寸劇に参加してもらったり、認知症カフェでボランティアとして活動してもらっています。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認知症の方の地域見守り 協力者学習会	2回	4回	3回

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症の方の地域見守り 協力者学習会	5回	5回	5回

【今後の方向性】

引き続き、見守り活動の支援を行っていきます。

（8）徘徊高齢者等情報の把握・提供

【事業概要】

行方不明時の捜索活動への活用及び迅速な身元特定のため、徘徊の恐れがある高齢者等の情報を市に登録し、警察署と情報共有するとともに高齢者見守りステッカーを配付し、情報の把握を進めます。

認知症の人が徘徊により行方不明となった場合、登録者に対して捜索協力のメール配信を行い、情報提供の依頼を行います。

【取組状況と課題】

見守りステッカーの配付については、ステッカーを配付することで徘徊高齢者情報を把握し、高齢者の早期発見に一定の効果がありました。ただし、ステッカーを貼付したものを持参、身に着けている必要があるため、配付の効果が見込めない場合も考えられます。

メールの配信については、徘徊が夜間に発生すると、メール配信が翌朝になるため情報提供が遅れるという問題があります。メール受信者も、疑いのある方へ声掛けが難しいという課題があります。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ステッカー配付数	10枚	11枚	10枚

【今後の方向性】

徘徊の恐れがある高齢者に適宜案内していきます。

1-4 地域における支え合いネットワークの構築

住民主体の支え合いと地域資源の活用により「我が事・丸ごと」の地域づくりをめざす「地域共生社会」の理念が掲げられ、地域における支え合いの体制整備の重要性が叫ばれています。

本市においても、少子高齢化や核家族化、親族や地縁関係の希薄化など、地域の絆や地域力の低下に対応するため、地域における日常的な見守りや支え合い体制を充実する必要性は非常に高いといえます。

本市では、社会福祉協議会、民間事業所等との連携による制度的な体制整備や、身近な地域における高齢者等のつどいの場の確保により、協働・互助による支え合いネットワークの構築を目指します。

(1) ひとり暮らし高齢者等の実態把握

【事業概要】

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の緊急連絡先や健康状態（既往歴）等を記載した台帳を作成し把握することにより、福祉サービスの相談や利用等に活用できるよう、台帳の登録整備を行います。

【取組状況と課題】

民生委員・児童委員にご協力いただき、担当地区対象者の戸別訪問を実施しています。緊急時のスムーズな支援にもつながっています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
台帳登録者数	10,127人	9,971人	10,200人
うちひとり暮らし高齢者	2,976人	3,082人	3,100人
うち高齢者のみ世帯	7,151人	6,889人	7,100人

【今後の方向性】

引き続き、台帳の整備を進めていきます。

(2) 高齢者見守りネットワークの拡大

【事業概要】

市内金融機関や新聞販売店、各種ライフライン、配食・宅配事業者、生鮮食料品店、薬局・ドラッグストア等、「あま市高齢者地域見守り協力に関する協定」を結んだ民間事業所と連携し、高齢者を見守るネットワークを形成します。

【取組状況と課題】

高齢者見守り協定により、地域の事業者も高齢者の見守りに協力しており、地域全体で、認知症も含めた高齢者に優しいまち、高齢者になっても住み続けたいまちづくりを推進しています。

協定事業所からの通報により倒れていた方が発見されるなど、見守りネットワークが機能しています。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
協定締結事業所数	122 事業所	126 事業所	130 事業所

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
協定締結事業所数	135 事業所	140 事業所	145 事業所

【今後の方向性】

引き続き、民間企業とのネットワークの機能強化と拡大を図り、認知症を含めた高齢者が安心して暮らせるように見守り協力事業者を増やしていきます。

(3) 身近な地域における居場所づくり

【事業概要】

身近な地域における助け合い（互助）を促すため、地域の方々が気軽に集まれる拠点となるつどいの場の提供に向けた検討を行います。

認知症カフェ（ふれあいカフェ）やサロンなど、既存の事業との連携や世代間交流を前提とした事業内容を検討します。

【取組状況と課題】

認知症カフェは、認知症の方とその家族、地域住民の方などが集い、情報交換、レクリエーションなど楽しい時間を過ごす通いの場となっています。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
認知症カフェ開催箇所	5か所	10か所	11か所
介護者のつどい参加者	85人	82人	80人

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症カフェ開催箇所	11か所	13か所	15か所
介護者のつどい参加者	80人	90人	90人

【今後の方向性】

気軽に参加できるように認知症カフェの増加を推進していきます。

1-5 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等の専門職を配置し、チームアプローチにより地域の高齢者の心身の健康の維持、生活安定のための必要な相談・援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する組織です。本市では、社会福祉協議会に委託し、七宝地区・美和地区・甚目寺地区それぞれに相談窓口を設けています。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進や、地域共生社会の実現のために中核的な役割を果たします。施策の進捗状況や各地域における課題や強みの分析・評価等を適切に行いながら、より効果的かつ充実した運営を推進し、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

(1) 地域包括支援センターの運営

【事業概要】

総合相談やケアマネジメント、医療・介護連携推進のための取り組みなど、地域包括ケアシステムを構築するための中心的役割を担えるよう、施策の進捗管理を行い、効果的な運営を目指します。

【取組状況と課題】

地域包括支援センターは、高齢者の健康の保持と生活の支援を行っています。高齢者の増加に伴い、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯も増加し、支援のニーズは高くなっています。

介護サービスに限らず包括的支援事業を効果的に実施するために、多職種の専門職が協働して、地域包括支援ネットワークを構築することが必要です。

【今後の方向性】

ニーズに対応する方策を検討していきます。

(2) 総合相談支援

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者やその家族に対する多様な相談にきめ細かく総合的な支援を行います。

【取組状況と課題】

相談件数が年々増えています。

地域包括支援センター職員の更なる資質向上を目指し、引き続き社会福祉協議会地域包括支援センターが身近な相談窓口となる必要があります。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
総合相談件数	7,988件	8,387件	8,786件

【今後の方向性】

引き続き、高齢者やその家族に対する多様な相談に、きめ細かく総合的な支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

【事業概要】

介護支援専門員が日常業務の相談窓口となり、支援困難事例に対しては具体的な支援方針を検討し、指導助言を行います。また、介護支援専門員のネットワークを構築し、資質向上のための事例検討会や研修を通じ、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援していきます。

【取組状況と課題】

介護支援専門員の資質向上を目指し、市内、近隣の居宅介護支援事業所の交流会と、居宅介護支援事業所を含めた近隣のサービス事業所との集まりを毎月、交互に実施しています。

事例検討会や外部講師による講義などを企画し実施することで、介護支援専門員間、近隣のサービス事業所との関係が近くなり、ネットワークの構築に役立っています。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
居宅介護支援事業所交流会	6回	6回	6回
サービス事業者連絡会	6回	6回	6回

【今後の方向性】

引き続き、研修等を通じて介護支援専門員の資質の向上を図り、包括的・継続的ケアマネジメントに努めます。

1-6 介護人材の確保・育成

介護サービスを担う介護人材の不足が全国的な課題となっています。本市においても高齢化の進展に伴い、介護への需要は今後ますます高まると考えられ、介護人材の確保・育成や定着が急務となります。また、介護サービス提供における業務量の過多による負担を軽減するため、ICT等の導入等を通じた業務の効率化に努める必要があります。

本市においては、必要となる介護人材の確保に向け、国や愛知県と連携し、介護者の処遇改善、新規参入やボランティア等多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策に取り組みます。

(1) 介護人材確保に関する情報の提供

【事業概要】

愛知県と連携し、高齢者福祉や介護保険サービスについての周知や啓発活動を通じて、介護職の人材確保を支援します。

介護職員に対する処遇改善についての情報を適宜介護事業所へ提供します。

(2) 研修会・相談会の開催

【事業概要】

総合事業の担い手を増やすため、基準緩和型のサービスの従事者を養成する訪問基準緩和型サービス従事者研修会を開催します。また、住民主体による支援団体を増やすため、個別地域団体相談会を開催します。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
訪問基準緩和型サービス (訪問型サービスA) 従事者研修受講者	0人	18人	15人

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により参加者減または事業の中止あり

2. 健康づくりと介護予防の推進

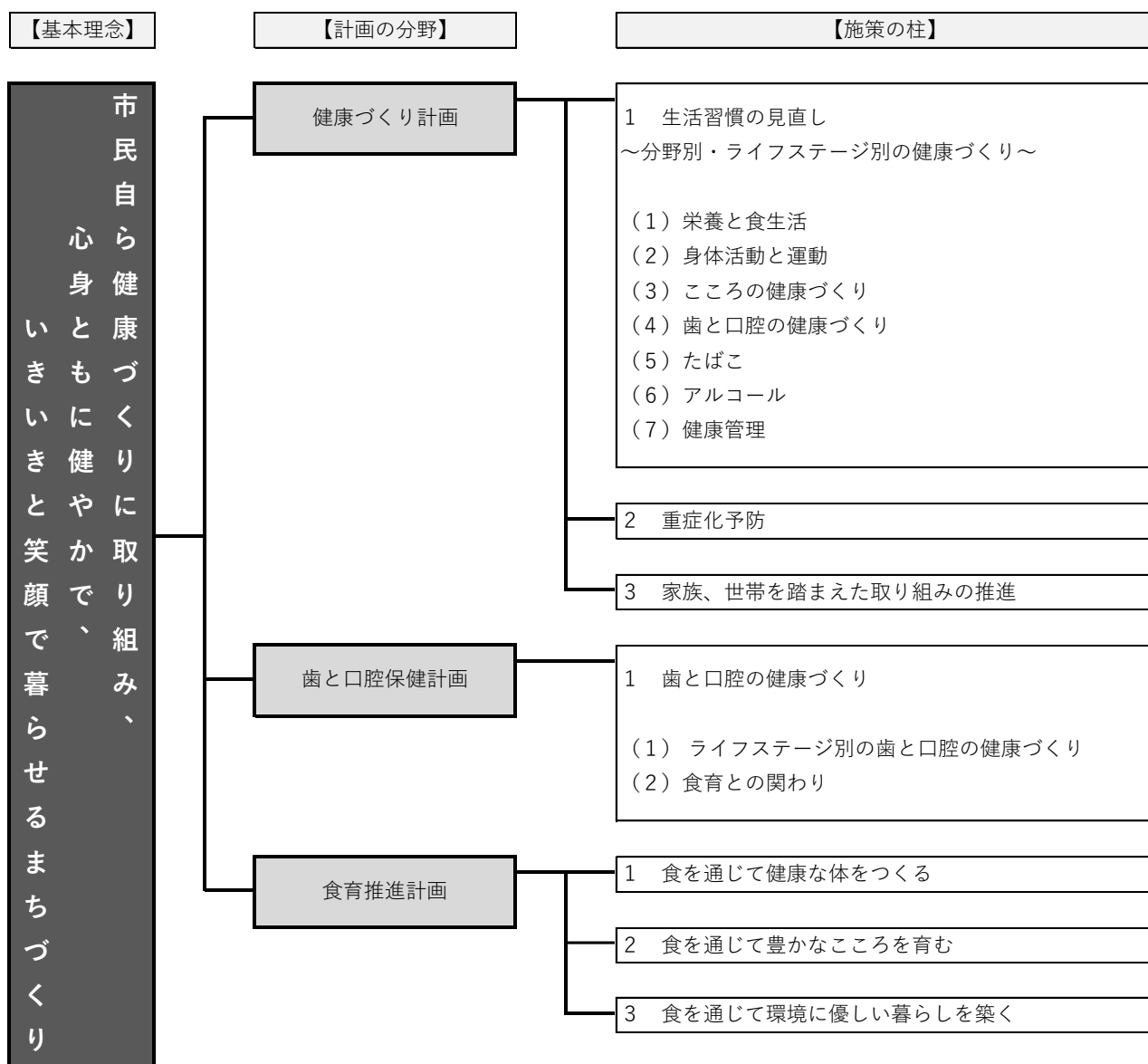
2-1 健康づくりの推進

可能な限り要介護状態にならず、いつまでも自立して元気に暮らし続けることが理想です。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、一般高齢者・要支援認定者が現在抱えている傷病について、「高血圧」が最も多くなっています。高血圧の重症化は、脳卒中など様々な疾患につながることから、若年の頃からの生活習慣病予防、身体機能の維持・向上、介護予防・重症化予防等、健康保持に関する意識や行動を持つことが必要です。

本市では、「市民自ら健康づくりに取り組み、心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に、「第2次あま市健康づくり計画・歯と口腔保健計画・食育推進計画」を策定し、心身の健康に関する取組を進めています。また、「自殺対策計画」に基づき、支援が必要な人に対し適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。

本計画においても健康増進施策を推進し、高齢者が元気な頃から一人一人に合わせた健康づくりに取り組むことで、健康増進・健康寿命の延伸が図られるように努めます。

○第2次あま市健康づくり計画・歯と口腔保健計画・食育推進計画施策体系



(1) 健康づくり意識の啓発

【事業概要】

広報誌や健診等の場を通じて、健康づくりに関する情報を提供し、健康づくりに関する意識の啓発に努めます。

【今後の方向性】

引き続き、健康づくりに関する意識の啓発に努めます。

(2) 健康教育、健康相談の実施

【事業概要】

保健師等による健康教育、健康相談を実施し、高齢者をはじめとする市民の主体的な健康づくりの支援を行います。

【実施状況と事業量の見込み】

		第7期計画実績値		
		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
はつらつクラブ	開催回数	72回	72回	72回
	参加者数	1,041人	817人	360人
筋力アップクラブ	開催回数	48回	32回	18回
	参加者数	1,558人	791人	180人
栄養教室	開催回数	3回	3回	中止
	参加者数	33人	46人	
健康相談	開催回数	38回	35回	19回
	人数	362人	307人	110人

※令和元年度、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により参加者減または事業の中止あり

		第8期計画見込値		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
はつらつクラブ	開催回数	72回	72回	72回
	参加者数	1,050人	1,060人	1,070人
筋力アップクラブ	開催回数	48回	32回	18回
	参加者数	720人	730人	740人
栄養教室	開催回数	3回	3回	3回
	参加者数	55人	60人	65人
健康相談	開催回数	38回	38回	38回
	人数	300人	310人	320人

(3) 健康づくり自主グループの支援

【事業概要】

市民主体の健康づくりを地域に広げるため、健康づくりを推進する自主グループ「生き生き推進隊」の活動を支援します。

【今後の方向性】

引き続き、地域の健康づくりのため事業を実施していきます。

(4) 食生活改善推進員の活動支援

【事業概要】

食生活等の事業や食育の推進を図ることによって、高齢者等の健康づくり等を支援します。

【今後の方向性】

引き続き、地域の健康づくりのため事業を実施していきます。

(5) 精神保健福祉相談

【事業概要】

「あま市自殺対策計画」基本施策6「適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援」に基づき、市内精神医療機関と連携し、精神科医による精神保健に関する相談を行い、こころの健康相談から診療を受けるにあたっての相談に応じています。

また、臨床心理士によるこころの健康相談（こころの相談室）を定期的実施しています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
精神科医による精神保健福祉相談	—	2回	3回
こころの相談室	12回	12回	12回

【今後の方向性】

引き続き事業を継続して実施します。

2-2 介護予防の推進

単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中で、生活支援の必要性が増加しています。また、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体による生活支援・介護予防サービス提供が必要となっています。

このような背景のもとで、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）が開始されました。総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と、「一般介護予防事業」で構成されています。

本市では「シニアいきいきアンケート」等を通じて、地域住民のニーズや健康状態の把握に努めています。多様な主体との連携や地域資源を活用しながら、一人一人の状態に合わせた効果的な介護予防の推進に取り組みます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 訪問型サービス

【事業概要】

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスや、住民主体による生活援助サービスなども促し、高齢者の在宅生活を支える事業を実施します。

【取組状況と課題】

介護予防訪問介護に相当するサービスについては、サービスを提供する事業所数は順調に増加しています。

しかしながら、住民主体による支援においては、実施できる団体等の調整が難航したため、現在の実施団体は 1 団体となっています。

【実施状況】（令和 2 年実績値は見込み）

	第 7 期計画実績値		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
訪問従来型サービス	34 事業所	40 事業所	42 事業所
訪問基準緩和型サービス (訪問型サービス A)	27 事業所	34 事業所	36 事業所
住民主体による支援 (訪問型サービス B)	—	—	2 事業所

【今後の方向性】

住民主体による支援について、地域住民代表等との調整を順次行っていきます。

② 通所型サービス

【事業概要】

従来の介護予防通所介護に相当するサービスや、住民主体による運動・レクリエーション・通いの場等のサービスなども促し、高齢者の生活機能の向上や生きがいづくりを促す事業を実施します。

【取組状況と課題】

介護予防通所介護に相当するサービス、基準を一部緩和したサービスについてはサービスを提供する事業所数は順調に増加しています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
通所従来型サービス	54事業所	55事業所	55事業所
通所緩和型サービス (通所型サービスA)	29事業所	32事業所	33事業所

【今後の方向性】

利用ニーズに併せサービス提供が可能な事業所数を増やし、在宅生活を支える必要があります。

③ その他の生活支援サービス

【事業概要】

民間事業者だけでなく、NPOやボランティア団体、地域団体などの多様な主体が、配食や見守りなど、高齢者の自立支援につながる生活支援サービスを実施します。

【取組状況と課題】

平成28年度より、一部の老人クラブが生活支援活動を始めています。

【今後の方向性】

引き続き事業を継続して実施します。

④ 介護予防ケアマネジメント

【事業概要】

要介護状態等になることの予防や、要介護状態の軽減のためのケアマネジメントを行います。

具体的には、対象者を把握しアセスメントを行い、介護予防ケアプランの作成、事業の実施、評価という流れにより、要支援、要介護認定の非該当者から要支援に至るまでの連続的で一貫したケアマネジメントを行い、介護予防への効果を検証していきます。

【取組状況と課題】

アセスメントが適切に行われているため、対象者の日常生活動作や、意欲が向上できる支援が介護保険サービスを有効活用することで維持できています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
指定介護予防支援者数	3,975人	4,347人	4,500人
介護予防ケアマネジメント数	3,536人	3,537人	3,600人

【今後の方向性】

今後も引き続き、利用者の状況に沿ったケアマネジメントを行っていきます。

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

【事業概要】

シニアいきいきアンケートを有効活用し、要支援・要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者の把握に努めます。

【取組状況と課題】

シニアいきいきアンケートの回収率は毎年高く、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者や、認知症リスクの高い高齢者などの把握に努めています。

【実施状況】(令和2年実績値は見込み)

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
アンケート対象者数	13,596人	14,084人	14,567人
回収率	87.2%	86.8%	87.0%

【今後の方向性】

引き続きシニアいきいきアンケートの実施を継続し、高齢者のリスク状況の把握に努め、適切な介護予防事業、健康づくり事業等に繋げていけるような仕組みづくりを推進します。

② 介護予防普及啓発事業

【事業概要】

介護予防の知識について、市広報紙や市公式ウェブサイト等、様々な媒体や機会を活用し、効果的な普及啓発に努めることで、市民の介護予防に対する意識醸成を図ります。

【取組状況と課題】

高齢者が集う健康相談や健康教室、サロン等で介護予防・健康増進の必要性を伝えていきます。

【今後の方向性】

自宅でも取り組めるよう内容を検討し、引き続き啓発に努めます。

③ 地域介護予防活動支援事業

【事業概要】

介護が必要な状態にならないように予防し、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域における自主的な活動を育成するとともに、介護予防活動の拡大を支援します。

【取組状況と課題】

要望がある団体に出向き、健康講話や軽体操、口腔内のチェック、栄養についての講話等を実施しています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
サロン等健康教育 (出前講座含む)	371人	361人	379人

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サロン等健康教育 (出前講座含む)	380人	390人	400人

【今後の方向性】

引き続き、高齢者の居場所に出向き、健康増進について啓発していきます。

④ 地域介護予防事業評価事業

【事業概要】

本計画で定める目標値の達成状況等の検証により、一般介護予防事業の事業評価・改善につなげます。

【取組状況と課題】

現在は介護予防事業参加者数での評価（定量評価）となっています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込）

	第7期計画実績値		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
はつらつクラブ	1,041人	817人	360人
筋力アップクラブ	1,558人	791人	180人
栄養教室	33人	46人	中止

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により参加者減または事業の中止あり

【今後の方向性】

事業を効果的に実施するために、参加者から事業についての意見を聞く等、評価方法・評価内容について検討していきます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

【事業概要】

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

【取組状況と課題】

通いの場（認知症カフェ、サロン、介護者のつどい）において理学療法士によるコグニサイズを実施し、介護予防に取り組んでいます。

【今後の方向性】

引き続き、通いの場（認知症カフェ、サロン、介護者のつどいなど）において理学療法士によるコグニサイズを実施し、介護予防に取り組んでいきます。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【事業概要】

地域の健康課題をもとに、通いの場において高齢者へ運動・栄養・口腔等のフレイル予防に着眼した支援を行います。また、疾病予防や重症化予防、介護予防も併せた支援を実施します。

【事業量の見込み】

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
笑って元気スクール	3か所	3か所	3か所

(4) 重症化予防・介護予防連携による訪問

【事業概要】

高齢者の疾病予防と生活機能維持によりできる限り健やかに過ごせるよう、国保、後期、保健及び介護担当課が連携して、医療、健診や介護サービス等につながるように、健康状態が不明な高齢者に対して、きめ細かな保健事業と介護予防を実施します。

【実施状況】(令和2年実績値は見込み)

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
重症化予防・介護予防連携による訪問	—	10人	11人

【今後の方向性】

引き続き事業を継続して実施します。

(5) 地域リハビリテーションサービス提供体制の構築

【概要】

高齢者の介護予防、要介護状態の軽減・重度化防止を図るうえで、リハビリテーションサービスの適切な提供が必要です。

リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。

本市においては、「リハビリテーションが必要な要介護者・要支援認定者を受け入れるサービス量の確保」を、地域が目指すべきリハビリテーションサービス提供体制の在り方（ビジョン）として定め、これを達成するために以下の指標を設定し、ビジョンの達成に向けPDCAサイクルを活用した進捗管理を実施します。

【現状と成果指標】

	第7期計画の状況		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
リハビリテーションサービス提供事業所数※ ¹	3か所	3か所	3か所
リハビリテーション利用率※ ²	14.82%	14.83%	13.92%

※1：介護保険サービスにおける、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護（老健及び介護医療院）を提供している事業所数

※2：算定方法…（年度中の各月の当該サービスの受給者数の累計÷12）÷年度末時点の認定者数

	第8期計画目標値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
リハビリテーションサービス提供事業所数	3か所	3か所	3か所
リハビリテーション利用率	14.00%	14.10%	14.20%

【今後の方向性】

介護保険サービスの確保以外にも、地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

2-3 多様な主体の参画促進

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたり、行政サービスの提供のみでは地域の高齢者を支え続けることが難しくなっています。

そのため、行政だけでなくボランティア、NPO、民間企業、地域団体など、多様な主体が参画し、協力・連携を通じて地域全体で高齢者を支えていくことが求められます。また、元気な高齢者にも介護予防等の地域の担い手としての活躍が期待されています。

地域の様々な活動主体との協議の場を設けるなど、地域の理解を得ながら協働の体制づくりを推進し、多様な主体の参画促進に努めます。

(1) 総合事業への参画促進

【事業概要】

介護予防や生活支援を行うことができる事業者や団体を増やすため、各種連絡会や説明会の場において、総合事業の内容について周知していきます。

【取組状況と課題】

現在において、事業者の参画が可能である総合事業における訪問型サービスA・通所型サービスAについては、ある程度十分であると言えますが、地域団体等の参画が可能である住民主体による支援については今後、団体数を増やしていくことが必要です。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
個別地域団体相談会	1団体	1団体	3団体

【今後の方向性】

住民主体による支援の実施団体の増加を図るため、説明会等を開催します。

また、総合事業についての個別地域団体相談会の継続し、参加団体の増加を図ります。

(2) 総合事業の周知

【事業概要】

総合事業への参加者や、担い手となるインフォーマルな組織・団体の参画を促すため、総合事業に関する情報を広報紙や市公式ウェブサイト等を通じて発信していきます。

総合事業の担い手を増やすため、訪問基準緩和型サービス等の従事者を養成する研修を行います。

【取組状況と課題】

訪問基準緩和型サービス従事者研修に受講された市民の方が実際に受講後に事業所への就職に繋がっていないのが現状です。

そのため、今後は、事業所と連携を図り就職につながるように工夫をしていく必要があります。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
訪問基準緩和型サービス (訪問型サービスA) 従事者研修会開催回数	2回	2回	1回

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により事業の中止あり

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問基準緩和型サービス (訪問型サービスA) 従事者研修会開催回数	2回	2回	2回

【今後の方向性】

訪問基準緩和型サービス従事者研修の受講者数の増加を図っていくとともに、事業所等との連携を進め、受講後、就職につなげられるような仕組みづくりに努めます。

3. 安全・安心な生活のための支援

3-1 在宅福祉サービスの充実

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や老々介護世帯の増加、また、高齢の親（80代）と中高年層（50代）の子どもとの生活の中で生じる介護や経済的な問題である、いわゆる「8050問題」など、日常生活を送るための支援が必要な人や家庭は今後も増え続ける可能性があります。

地域における支え合いを推進しつつ、地域のみでは実現が難しい生活課題や福祉課題に対応し、在宅生活を継続しやすくするための福祉サービスの充実を図ります。

（1）緊急通報体制整備事業

【事業概要】

おおむね 65 歳以上の虚弱な在宅ひとり暮らし高齢者および重度身体障がい者、もしくは重度身体障がい者をかかえる高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に対し、緊急時に備えた無線発信機および緊急通報用機器を設置します。

【取組状況と課題】

虚弱なひとり暮らし高齢者等に対して緊急通報装置を設置しました。

新規設置者は例年 50 件程度ありますが、死亡・入院などの理由による辞退者も多くなっています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
新規設置件数	58件	51件	55件
通報件数（正報）	65件	53件	55件

【今後の方向性】

民生委員児童委員協議会や高齢者を対象とした認知症カフェ等において、定期的に本事業の紹介・説明を行うことで、市民・ケアマネジャー等への周知を徹底します。

(2) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

【事業概要】

徘徊のおそれのある認知症の高齢者等にあらかじめ専用端末機を身につけてもらい、その人が行方不明になった時、家族の方に位置情報をお知らせします。

【取組状況と課題】

利用者数が伸び悩んでいる状況です。

徘徊時、GPS 発信機によりおおまかな現在地を把握することができるため、早期発見に有効ですが、必ずしも徘徊時に機器を持ち歩いていなかったり、定期的に充電しないとバッテリー切れにより機能しないこともあり、効果的に利用してもらえようとするのが課題となっています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
端末利用者数	0人	0人	2人

【今後の方向性】

徘徊高齢者等情報（メール配信サービス）で記載した「高齢者見守りステッカー」を合わせて活用することにより、効果を高めていきます。

(3) 日常生活用具給付事業

【事業概要】

おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等で、火の扱いに不安のある人に火災警報器および自動消火器の設置に対する費用を給付します。

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で、火の扱いに配慮が必要な人に電磁調理器購入に対する費用を給付します。

おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等で電話がない人に対し、電話機の設置に関する費用を給付します。

【取組状況と課題】

低所得のひとり暮らし高齢者に対し、電磁調理器及び調理器具の給付、火災警報機の設置を行いました。

また、緊急通報装置の設置に合わせて、市所有の電話回線の貸与を行っています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用件数	1件	0件	1件

【今後の方向性】

今後も、引き続き事業を継続し、低所得のひとり暮らし高齢者等の支援に努めます。

(4) 老人ホームヘルプサービス事業

【事業概要】

介護保険サービスの対象とならない 65 歳以上の高齢者で、日常生活を営むのに支障がある人に対してホームヘルパーを派遣して、家事等の日常生活の援助を行います。

【取組状況と課題】

介護保険サービス対象外の方への支援施策ですが、第7期計画期間中は利用者がいませんでした。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
利用者数	0人	0人	0人

【今後の方向性】

第7期計画期間中は利用がありませんでしたが、介護保険サービスの対象外の方の支援という点から今後も必要であるため、継続して事業を実施します。

(5) 在宅老人短期保護事業

【事業概要】

おおむね 65 歳以上の在宅の虚弱高齢者で、介護者に代わって一時的に保護する必要がある場合に介護施設等で保護します。

【取組状況と課題】

介護保険サービス対象外の方への支援施策です。令和 2 年度については利用者がいませんでした。

【実施状況】(令和 2 年実績値は見込み)

	第 7 期計画実績値		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
利用者数	1 人	3 人	0 人

【今後の方向性】

介護保険サービスの対象外の方の支援という点から今後も必要であるため、継続して事業を実施します。

(6) 安心カード事業

【事業概要】

外出時に事故や災害等にあった時に、携帯していると便利な緊急連絡先や既往歴等の情報を記載できる名刺サイズのカードを配付することにより、高齢者の安全と安心の確保を図ります。

【取組状況と課題】

地域包括支援センターの窓口に安心カードを置き、窓口に来られる方が自由に持ち帰っていただけるようにしています。

【実施状況】(令和 2 年実績値は見込み)

	第 7 期計画実績値		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
配付実績(施設・機関等)	1,100 枚	100 枚	200 枚

【今後の方向性】

認知症カフェや介護者のつどいで家族に説明する機会を設ける、高齢者台帳の調査時に民生委員から配布していただくなど、市民に安心カードの存在と事業の内容について周知していきます。

(7) 救急医療情報キット事業

【事業概要】

健康上不安のある人に対し、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配付することにより、高齢者の安全と安心の確保を図ります。

【取組状況と課題】

平成 29 年度から申請方式を中止し、必要な方はどなたでもその場で配付する方式に変更しました。

民生委員や、老人クラブの代表の方からの要望が一時的に増えましたが、個人の希望者は減少しています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
キット配布数	242 セット	1,689 セット	158 セット

【今後の方向性】

引き続き、キットの周知を行います。

(8) 配食サービス事業（社会福祉協議会）

【事業概要】

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で自ら調理することが困難な方を対象に、栄養に配慮した弁当（有料）を昼食時（火・木・土曜日のうち週2回）に配達し、あわせて安否確認を行います。

【取組状況と課題】

平成 28 年度（2016 年度）をピークに、食数・利用者数が年々減少しています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
年間食数	3,962 食	2,853 食	5,000 食

【今後の方向性】

利用拡充のため、ケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員等への周知に努めます。

また、週3回以内の利用に増やす、業者の選択を可能にする等、拡充に向けての準備を進めます。

(9) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業（社会福祉協議会）

【事業概要】

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者であって、老衰、心身の障がいおよび傷病等の理由により、寝具類等の衛生管理が困難な人に対し、寝具の洗濯乾燥消毒サービスを実施します。

【取組状況と課題】

利用者全体の人数は、平成 27 年度（2015 年度）より増加傾向にあります。

令和元年度（2019 年度）より、ひとり暮らし高齢者に加え、夫婦での利用を希望する世帯がみられるようになりました。

【実施状況】（令和 2 年実績値は見込み）

	第 7 期計画実績値		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
寝具乾燥消毒(4・8・10・2月)	434 枚	529 枚	600 枚
寝具洗濯(6・12月)	354 枚	404 枚	440 枚

【今後の方向性】

引き続き事業を継続して実施します。

(10) 家族介護継続支援事業

【事業概要】

「家族介護慰労金支給事業」や「家族介護用品購入助成券交付事業」、「介護者の会支援事業」など、在宅で介護をする人の経済支援や精神的負担の軽減を図ります。

【取組状況と課題】

家族介護慰労金支給事業では対象になる方に案内をしています。

家族介護用品購入助成券交付事業では、広報による周知を行っています。

【実施状況】（令和 2 年実績値は見込み）

		第 7 期計画実績値		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
家族介護慰労金 支給事業	利用件数	1 件	1 件	1 件
家族介護用品購入 助成券交付事業	利用人数	29 人	28 人	25 人
介護者のつどい参加者数		85 人	82 人	80 人

【今後の方向性】

家族介護用品購入事業では、利用者が購入できる薬局の拡充を進めます。

(11) 福祉用具・住宅改修支援事業

【事業概要】

福祉用具・住宅改修に関する相談・助言・情報提供・連絡調整等の実施、住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類作成をした場合の経費の助成を行います。

【取組状況と課題】

住宅改修支援事業費の請求ができる該当者には窓口にて案内を行っています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
申請件数	12件	15件	25件

【今後の方向性】

引き続き事業を継続して実施します。

(12) 家族介護支援事業

【事業概要】

要介護者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術を習得する内容の教室を開催します。

【取組状況と課題】

介護者が介護の悩みや経験を話したり、介護者同士の交流や情報交換を行うことによって精神的な負担を軽減し、介護者の孤立を防ぐことができました。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
介護者のつどい開催回数	6回	6回	6回

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護者のつどい開催回数	6回	6回	6回

【今後の方向性】

参加者が増えるよう、引き続き広報や市公式ウェブサイト等を通じて周知を進めます。

3-2 高齢者の権利擁護と虐待の防止

判断力が不十分な高齢者への犯罪や権利侵害が、認知症高齢者の増加等に比例して増えることが想定されます。また、家族介護者の負担増加や介護事業者による高齢者虐待なども懸念され、広報や啓発を通じた未然防止や相談支援を通じた家族介護者・介護事業者の心のケアが求められています。

(仮称)権利擁護支援センターを設置し、成年後見制度の体制整備、相談支援のさらなる充実を図ります。また、市民後見人の育成、虐待防止のための支援やネットワーク構築を推進し、高齢者の尊厳を守るための権利擁護を徹底します。

(1) 権利擁護事業

【事業概要】

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの構築、成年後見制度についての情報提供等、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行います。

高齢者虐待対応マニュアルの活用やあま市虐待等防止ネットワーク協議会との連携を進めます。

【取組状況と課題】

虐待等防止ネットワーク協議会では、2か月に1回実務者会議を開催し、他課(学校教育課・人権推進課・社会福祉課・健康推進課・子育て支援課・保育園)と連携し、虐待等防止に向けての研修会の開催や街頭啓発活動・虐待ケースについて情報共有しています。

虐待の通報・相談があった場合には、マニュアルに沿って早期対応を行っています。

【実施状況と事業量の見込み】(令和2年実績値は見込み)

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
虐待等防止ネットワーク協議会 及び実務者会議	8回	7回	6回

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
虐待等防止ネットワーク協議会 及び実務者会議	6回	6回	6回

【今後の方向性】

虐待防止等ネットワーク協議会で他課との連携の強化に努めます。

虐待ケースについては、マニュアルに沿って対応を行っていきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

【事業概要】

判断能力が不十分な身寄りのない低所得者に対する成年後見制度の市長申立てに要する費用や、その成年後見人等の報酬の助成を行います。

【取組状況と課題】

相談があった場合には、成年後見制度利用支援事業の要綱に沿って支援を行っています。第7期計画期間中は、市長申立てに要する費用助成ケースはありましたが、成年後見人等の報酬助成のケースはありませんでした。

【実施状況】(令和2年実績値は見込み)

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
本人申立ての支援	0件	0件	0件
親族申立ての支援	0件	0件	0件
市町村申立ての支援	1件	2件	1件

【今後の方向性】

引き続き成年後見制度の普及啓発を行います。

(3) 権利擁護支援センターの開所、運営

【事業概要】

成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、中核機関と協議会事務局の機能を持たせた「(仮称)権利擁護支援センター」を開所、運営していきます。

3-3 安心できる住まいの確保の支援

高齢者が安心して暮らせるまちにするためには、各種福祉サービスを充実するだけでなく、安心して住み続けられる住まいがあることが前提となります。

在宅生活の継続を求める声が多い一方で、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向けの住宅が介護ニーズの受け皿となっている状況があります。

愛知県との連携を通じて高齢者向け住宅の設置状況を把握し、様々な情報を提供することで高齢者に配慮した住まいの提供を支援していきます。

(1) 高齢者向け住宅の情報提供

【事業概要】

高齢者が安全・安心に市内に住み続けられるようにするため、民間によるサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の内容や利用方法等について、情報提供を行います。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

		第7期計画実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
サービス付き高齢者 向け住宅	施設数	2事業所	2事業所	2事業所
	定員数	47人	47人	47人
うち特定施設	施設数	0事業所	0事業所	0事業所
有料老人ホーム	施設数	5事業所	7事業所	8事業所
	定員数	193人	243人	276人
うち特定施設	施設数	0事業所	0事業所	0事業所

【今後の方向性】

市公式ウェブサイト等を通じて、情報提供を行っていきます。

3-4 防災・防犯対策の推進と高齢者の安全確保

近年、自然災害が全国的に多発しており、台風や地震等による被害も大きくなっています。高齢者や障がい者などの要配慮者の安全を守るためには、避難訓練の実施や防災啓発活動、物資の備蓄・調達状況の確認といった災害への備えと、災害発生時に迅速に避難・救助ができる体制を整備する必要があります。

本市においても、「あま市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成・活用や避難場所の確保推進、避難経路等の確認・周知に努め、高齢者の安全を守ります。

また、警察庁の統計によると、平成30年（2018年）における65歳以上の者の刑法犯被害認知件数の割合は15.3%となっています。高齢者を狙った特殊詐欺や傷害事件といった悪質な犯罪が全国的な問題となっており、こうした犯罪被害から高齢者を守り、高齢者の安全と安心を守ることは非常に重要です。

本市においては高齢者の防犯対策を一層推進するとともに、地域住民への防犯意識の啓発を図り、地域全体で安全と安心の確保に取り組みます。

（1）自主防災会への支援

【事業概要】

災害対応に必要な知識の習得等を目的とし、防災リーダー養成講座を実施していきます。自主防災会が訓練を実施した際や、資機材等を整備した際には補助金支給し、継続して自主防災活動を支援していきます。また、高齢者や障害のある人及び家族等に自主防災会への参加を呼びかけます。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
自主防災会が実施した訓練回数	44回	49回	0回
自主防災会が実施した訓練への参加人数	4,676人	5,287人	0人

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により訓練を実施した自主防災会はありません

【今後の方向性】

引き続き事業を継続して実施します。

(2) 地域防犯対策の推進

【事業概要】

高齢者等に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺を防ぐために、自治会や民生委員・児童委員、警察との連携等を強化し、「犯罪のないまち」を目指していきます。

【今後の方向性】

引き続き事業を継続して実施します。

(3) 防災に対する意識啓発

【事業概要】

地域サロン等へ出向き、防災に関する知識や対策等の出前講座を行い、住民一人ひとりの防災意識を高めます。また、防災リーダー養成講座や防災ボランティア講座を開催し、防災ボランティアの育成に努めます。

【今後の方向性】

引き続き事業を継続して実施します。

(4) 介護事業所等に対する周知啓発

【事業概要】

日頃から介護事業所等と連携し、防災啓発活動を行います。

また、介護事業等で策定している災害に関する具体的な計画を確認するとともに、災害の種類別に避難する避難経路等の確認を促します。

(5) 避難行動要支援者制度の充実

【事業概要】

「あま市避難行動要支援者避難支援計画」により避難行動要支援者名簿を作成しており、地域の協力を得ながら避難行動支援者個別計画の作成・整備を進めていきます。

【事業量の見込み】

	第8期計画見込値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
避難行動要支援者個別支援計画の作成	増加	増加	320人

【今後の方向性】

引き続き、地域の協力を得ながら避難行動支援者個別計画の作成・整備を進めていきます。

3-5 感染症対策に係る体制の整備

令和元年（2019年）に新型コロナウイルス（COVID-19）が世界的に流行し、我が国でも感染が拡大しました。新型コロナウイルスによる影響は、健康被害だけではなく、経済活動や日々の生活様式にも及び、これからの感染症対策の在り方を再考するきっかけとなりました。

免疫機能は運動能力等と同様に年齢とともに衰えていくことから、高齢者にとって感染症予防・拡大防止の対策は非常に重要になります。

本市においては、「あま市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく感染症拡大防止の取組や、介護事業所、保健所、医療機関と連携した感染症発生時の支援体制の構築を推進し、高齢者の健康の確保に努めます。

（1）感染症対策に係る体制の整備

【事業概要】

市民の健康・生活を守るため、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき感染症対策を推進します。

また、ポストコロナ時の新たな日常の定着に取り組めます。

（2）介護事業所等に対する周知啓発

【事業概要】

日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止、感染症発生時に備えた平時からの準備等の周知啓発を行います。

4. 介護保険サービスの基盤整備と充実

4-1 居宅サービスの充実

居宅サービスは、要支援状態においてはできる限りその悪化を防ぎ、要介護状態になっても、自宅で能力に応じた自立生活を送ることができるよう提供されるサービスです。

介護支援専門員調査において、供給が不足しているサービスとして「訪問介護」が最も多く回答されており、その他に「訪問リハビリテーション」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護・短期入所療養介護」が挙げられていました。

高齢者が要介護状態となっても在宅で生活し続けるためには、居宅サービスの充実が重要です。一人一人の状態に応じたケアマネジメントが徹底できるようにするとともに、家族介護者の介護離職ゼロが実現できるよう、サービス基盤の整備を推進します。

(1) 訪問介護

【事業概要】

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や調理、洗濯、掃除などの日常生活の支援を行うサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問介護	月あたり利用回数	15,498.7回	16,252.3回	16,998.0回	18,441.7回	18,837.9回
	月あたり利用者数	484人	508人	530人	571人	581人

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【事業概要】

在宅の要支援・要介護者宅を訪問し、浴槽搭載の入浴車などから家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問入浴介護	月あたり利用回数	206.6回	216.5回	228.1回	245.0回	228.8回
	月あたり利用者数	38人	40人	42人	45人	42人
介護予防 訪問入浴介護	月あたり利用回数	5.0回	5.0回	10.0回	10.0回	5.0回
	月あたり利用者数	1人	1人	2人	2人	1人

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

【事業概要】

主治医の判断に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や必要な診療の補助、家族などへの指導、助言を行うサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問看護	月あたり利用回数	2,612.5回	2,753.8回	2,868.2回	3,112.8回	3,196回
	月あたり利用者数	230人	242人	252人	273人	280人
介護予防 訪問看護	月あたり利用回数	358.8回	375.1回	395.5回	401.6回	369.0回
	月あたり利用者数	40人	42人	44人	45人	41人

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【事業概要】

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問リハビリ テーション	月あたり利用回数	165.2回	196.7回	230.2回	230.2回	221.2回
	月あたり利用者数	13人	15人	18人	18人	17人
介護予防 訪問リハビリ テーション	月あたり利用回数	18.4回	29.1回	36.8回	36.8回	36.8回
	月あたり利用者数	2人	3人	4人	4人	4人

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【事業概要】

医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、在宅療養に関する相談や指導を行うサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅療養管理指導	月あたり利用者数	400人	419人	436人	475人	484人
介護予防 居宅療養管理指導	月あたり利用者数	26人	27人	28人	36人	33人

(6) 通所介護

【事業概要】

デイサービスの事業所に通い、入浴、食事などの介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
通所介護	月あたり利用回数	9,046.8回	9,326.2回	9,621.8回	10,077.2回	11,214.7回
	月あたり利用者数	788人	813人	838人	878人	973人

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【事業概要】

デイケアの事業所に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助のために必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
通所リハビリ テーション	月あたり利用回数	1,932.0回	2,022.0回	2,112.0回	2,321.0回	2,378.0回
	月あたり利用者数	214人	224人	234人	257人	263人
介護予防 通所リハビリ テーション	月あたり利用者数	81人	84人	86人	90人	83人

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【事業概要】

特別養護老人ホームなどに短期間入所（ショートステイ）し、入浴、排せつ、食事などの介助、その他の日常生活上の支援を受けるサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
短期入所生活 介護	月あたり利用回数	1,805.7回	1,929.0回	2,077.4回	2,375.3回	2,432.5回
	月あたり利用者数	160人	171人	184人	209人	214人
介護予防 短期入所生活 介護	月あたり利用回数	32.0回	32.0回	32.0回	36.0回	32.0回
	月あたり利用者数	7人	7人	7人	8人	7人

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【事業概要】

老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所（ショートステイ）し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を受けるサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
短期入所療養 介護（老健）	月あたり利用回数	112.9回	119.6回	126.7回	135.2回	135.2回
	月あたり利用者数	13人	14人	15人	16人	16人
介護予防 短期入所療養 介護（老健）	月あたり利用回数	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回
	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
短期入所療養 介護（病院等）	月あたり利用回数	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回
	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
介護予防 短期入所療養 介護（病院等）	月あたり利用回数	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回
	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
短期入所療養 介護 （介護医療院）	月あたり利用回数	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回
	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
介護予防 短期入所療養 介護 （介護医療院）	月あたり利用回数	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回
	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【事業概要】

車いす、特殊寝台などの日常生活の自立を助ける用具や福祉機器のレンタルができるサービスです。なお、要介護度によって、貸与できる用具や機器が異なります。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
福祉用具貸与	月あたり利用者数	974人	1,024人	1,066人	1,150人	1,173人
介護予防 福祉用具貸与	月あたり利用者数	319人	330人	341人	356人	329人

(11) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

【事業概要】

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費を支給するものです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
特定福祉用具 販売	月あたり利用者数	6人	6人	7人	8人	6人
特定介護予防 福祉用具販売	月あたり利用者数	17人	18人	19人	21人	21人

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

【事業概要】

移動、排せつなどにかかる身体的負担を軽減するため、段差の解消や手すりの取り付けなどの住宅改修に必要な費用を支給するものです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
住宅改修	月あたり利用者数	16人	18人	19人	19人	20人
介護予防住宅改修	月あたり利用者数	10人	11人	12人	12人	10人

(13) 居宅介護支援・介護予防支援

【事業概要】

在宅の要支援・要介護者についてのケアプラン作成です。利用するサービスの種類や内容などの計画を作成するとともに、サービス提供確保のための連絡調整を行うものです。ケアプラン作成は、要介護者については居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が行い、要支援者には地域包括支援センターが行います。

居宅介護支援事業所や地域包括支援センターによる適切な支援体制づくりを推進します。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅介護支援	月あたり利用者数	1,540人	1,617人	1,681人	1,813人	1,847人
介護予防支援	月あたり利用者数	395人	409人	422人	442人	407人

4-2 施設サービスの充実

施設サービスは、在宅で介護を受けることが困難な要介護者を対象に、対象者の状態と施設ごとの機能に応じて入所・入院し、施設サービス計画に基づき提供されるサービスです。

在宅介護実態調査においては、特に中重度の要介護認定者（要介護2以上）の3割以上が施設等への入所・入居を検討している、あるいはすでに入所・入居の申し込みをしていると回答しています。

今後、後期高齢者の増加とともに、中重度の要介護認定者も増加していく可能性があり、施設サービスへのニーズがますます高まることが考えられます。サービスの利用状況や利用意向を注視しながら、施設整備や弾力的な運営等、利用ニーズが充足できるよう検討を進めます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業概要】

入院治療の必要がなく、自宅で生活を継続するのが困難な要介護度3以上の要介護者が、施設サービス計画に基づき、入浴や排せつ、食事、相談など日常生活上の支援を受ける施設サービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	月あたり利用者数	292人	293人	294人	296人	342人

【整備計画】

		第8期計画見込値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	0か所	0か所	0か所
	定員	15人	0人	0人

※短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護からの転換による

(2) 介護老人保健施設（老健）

【事業概要】

病状が安定している要介護者が、施設サービス計画に基づき、在宅復帰を目指し看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練などを受ける施設サービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護老人保健施設（老健）	月あたり利用者数	237人	238人	239人	241人	289人

(3) 介護療養型医療施設

【事業概要】

長期療養を必要とする要介護者が、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを受ける施設サービスです。

令和5年度末までに予定されている制度の廃止に向けて、在宅介護の充実、介護療養型老人保健施設、介護医療院等への転換支援などを図ります。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護療養型医療施設	月あたり利用者数	0人	0人	0人

(4) 介護医療院

【事業概要】

増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

今後、介護療養型医療施設から順次転換予定です。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護医療院	月あたり利用者数	53人	53人	53人	53人	58人

4-3 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、要支援・要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅・地域で生活が継続できるよう、身近な地域で提供され、原則として、市に在住する要支援・要介護認定者のみが利用できるサービスです。

今後の地域密着型サービスの利用増を見据え、地域の実情に応じて必要なサービスの整備・提供の検討を進めます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業概要】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時の対応を行うサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
定期巡回 ・随時対応型 訪問介護看護	月あたり利用者数	5人	10人	15人	20人	20人

(2) 夜間対応型訪問介護

【事業概要】

夜間の定期的な巡回訪問介護と通報による随時対応の訪問介護を組み合わせるサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
夜間対応型 訪問介護	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 地域密着型通所介護

【事業概要】

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で地域に根差したサービスであるため、介護保険法の改正に伴い市町村が指定・監督を行う地域密着型サービスに位置付けられます。

認知症対応型共同生活介護等を含め、各地域密着型サービスの拡充を予定するため、地域密着型通所介護の充実は地域ニーズやサービスの充足状況を勘案し検討していきます。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型 通所介護	月あたり利用回数	2,114.1回	2,201.0回	2,287.9回	2,462.2回	2,501.4回
	月あたり利用者数	220人	229人	238人	256人	260人

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【事業概要】

認知症の要支援・要介護者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言など、日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
認知症対応型 通所介護	月あたり利用回数	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回
	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
介護予防 認知症対応型 通所介護	月あたり利用回数	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回	0.0回
	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業概要】

「通い」を中心として、要支援・要介護者の容態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用するサービスです。

第8期計画期間中に新規事業所の整備を計画し、中重度になっても在宅での生活が継続できる体制の強化を図ります。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
小規模多機能型居宅介護	月あたり利用者数	19人	21人	44人	44人	44人
介護予防小規模多機能型居宅介護	月あたり利用者数	8人	9人	15人	21人	21人

【整備計画】

		第8期計画見込値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小規模多機能型居宅介護事業所	施設数	0か所	1か所	0か所
	定員	0人	29人	0人

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)

【事業概要】

認知症の要支援2・要介護者が、共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事などの介助、その他の日常生活上の支援および機能訓練を受けるサービスです。

第8期計画期間中に新規事業所の整備を計画し、認知症高齢者を支える体制の強化を図ります。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
認知症対応型共同生活介護	月あたり利用者数	127人	133人	139人	145人	161人
介護予防認知症対応型共同生活介護	月あたり利用者数	1人	1人	2人	2人	1人

【整備計画】

		第8期計画見込値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認知症対応型共同 生活介護事業所	施設数	0か所	1か所	0か所
	定員	0人	18人	0人

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業概要】

定員が29人以下の小規模な特定施設に入居している要介護者が、入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けるサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業概要】

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者が、入浴や排せつ、食事の介助、その他日常生活上の支援、機能訓練などを受ける施設サービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	月あたり利用者数	1人	1人	1人	1人	1人

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

【事業概要】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

【事業量の見込み】

		第8期計画見込値			中長期見込値	
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
看護小規模 多機能型居宅 介護	月あたり利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

4-4 介護保険制度の適正利用

介護保険制度は3年を一期として制度改正が繰り返され、多様なサービス形態が存在します。そのため、制度の適切な利用を行っていくためには、市民自身の制度の理解促進が必要であり、制度に関する行政からの情報提供の充実が重要になります。

また、介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に使用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが重要です。

サービス利用者のニーズ把握等に努め、事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化を図り、サービスの適正利用を促進します。

なお、介護給付等適正化事業については、第6章にて具体的な方向性と目標値の設定を行います。

(1) 介護保険制度の理解促進

【事業概要】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で家族と暮らせるよう、介護予防事業を含む居宅サービスの利用促進を図るため、市広報紙や市公式ウェブサイト、「介護サービスガイドブック」等を通じて広報・啓発活動を行うことにより、介護保険制度に関する分かりやすい情報提供に努めます。

【取組状況と課題】

相談窓口や電話等の中で必要な方に介護保険制度の説明を行っています。

また、市広報紙・市公式ウェブサイト・介護サービスガイドブック等を通じて啓発を行っています。ガイドブックについては毎月内容を更新し常に最新の情報を提供しています。

出前講座については、企画政策課にメニューを提示し、希望があれば開催しています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
介護保険制度に関する出前講座の開催	2回	3回	4回

【今後の方向性】

今後も引き続き、市公式ウェブサイトへの掲載や介護サービスガイドブックの作成を通じて、市民への介護保険制度の周知・啓発を行い、理解促進に努めます。

(2) 介護給付等適正化事業

【事業概要】

介護保険サービスを利用する人に適正なサービスを提供するために、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨の徹底や良質な事業展開に必要な情報の提供、サービス事業者による連絡協議会の開催等により、適切なサービスを提供できる環境の整備を図ります。また、介護給付等費用の適正化のために、認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等の業務を実施しています。

【取組状況と課題】

各適正化事業の実施回数については、地域包括ケア会議の回数が減少傾向にあったため、令和2年度（2020年度）は開催回数の増加を図りました。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
地域包括ケア会議	6回	2回	6回

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域包括ケア会議	6回	6回	6回

【今後の方向性】

介護サービスは適正に提供されるべきであり、適正化事業を拡充することで、より適正なサービスが保証されます。ただし、限られた人員の中で適正化の事業を進めなければならないため、既存の実施方法等を見直すことにより、回数等を増やし、より適正なサービスが提供されるように努めます。

なお、認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知等、介護給付の適正化に係る主要な事業についての計画期間中の目標値は、第6章で改めて示します。

(3) 苦情処理体制の整備（介護保険サービス利用に関する苦情）

【事業概要】

介護保険制度では、介護保険サービスに関する苦情処理は、国民健康保険団体連合会に位置づけられています。しかし、市民の身近な機関で苦情処理を可能とするため、サービス利用に関する苦情について、介護保険担当課を窓口として対応します。

【取組状況と課題】

近年は本人や家族からだけではなく、施設職員や近隣住民など、様々な方から苦情を受けようになっています。毎回苦情内容が異なるため、対応が難しいことが課題となっています。

包括支援センターでの相談内容の大半は介護保険サービスの利用に関するものとなっていることから、介護保険制度についての周知・啓発・理解促進が重要となります。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
苦情相談	5件	19件	12件

【今後の方向性】

身近な場所で相談できる環境整備に努めます。

(4) 情報開示の推進

【事業概要】

利用者が自らの意思により良質なサービスが選択できるよう、国のホームページ等の案内も含め、介護保険サービス事業所の情報の提供を実施していきます。

【取組状況と課題】

市広報紙・市公式ウェブサイト・介護サービスガイドブック等を通して啓発を行っています。

サービスガイドブックについては毎月更新し、常に最新の情報を提供しています。

出前講座については、企画政策課にメニューを提示し、希望があれば開催しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、市公式ウェブサイトへの掲載や介護サービスガイドブックの作成を通じて、市民への積極的な情報開示に努めます。

5. 高齢者の社会参加と生きがい活動への支援

5-1 地域支え合い活動の推進

交流の場の確保等を通じ、高齢者が生きがいを持ち、いきいきと生活を続けることができる地域づくりを目指します。高齢者自身もサービスの受け手ではなく担い手になることが期待されていることから、高齢者への啓発を促進し、活躍できる場の提供に努め、地域共生社会の実現を目指します。

老人福祉センターなどの多様な資源の活用や、社会福祉協議会などの様々な主体との連携のもとで、身近な地域における支え合い活動を推進していきます。

(1) 老人福祉センター等の活用

【事業概要】

老人福祉センター等での教養講座や趣味講座の充実を図るとともに、地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援し、老人福祉センターの有効活用を図ります。

【取組状況と課題】

利用者は年々減少傾向にあり、利用者にも固定化がみられますが、一人一人の地域での仲間づくりや生きがいづくり活動の支援という目的は十分に果たしていると考えています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
教室受講申込者年間延人数	1,545人	1,320人	1,056人
施設一般利用者年間延人数	5,207人	3,992人	4,400人
貸館利用者年間延人数	198人	170人	204人
ウォーキング・ラジオ体操	8,254人	7,470人	4,913人
健康体操	8,276人	7,140人	5,093人
太極拳	2,952人	3,052人	1,906人
脳トレ	8,638人	6,206人	4,557人
輪投げにチャレンジ	2,192人	1,429人	952人

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により参加者減または事業中止あり

【今後の方向性】

今後も継続して事業実施することにより利用者の地域での仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりを支援します。

(2) 地域でのふれあい事業（シルバー人材センター）

【事業概要】

シルバー人材センターにおいて、健康マージャン教室等の各種教室、介護予防・生活支援講習会等の各種講習会、いきいきサロンを開催し、地域でのふれあい事業として高齢者が集える場を提供しています。

【取組状況と課題】

各種教室、講習会では、一般市民の参加が多く、シルバー人材センターの事業を知っていただく機会となっています。

いきいきふれあいサロンでは、リピーターの方が大半を占めており、新規の参加者がなかなか増えてきていないことが課題です。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
教室(網戸・障子・襖張り、健康マージャン 等)参加者数	35人	34人	中止
講習会(剪定、接遇、刈払機等)参加者数	83人	105人	40人
いきいきふれあいサロン参加者数	35人	40人	中止

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により参加者減または事業中止あり

【今後の方向性】

新規の参加者が増えるよう、教室や講習会の内容を考え、今後の活動を検討します。

(3) 安心支え合いネットワーク事業（社会福祉協議会）

【事業概要】

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域のボランティア（支え合いネット員）が、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り、声かけ等の安否確認を行います。

【取組状況と課題】

登録ネット員数が伸び悩んでおり、全ての依頼に対してマッチングしきれない状況が出てきています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ネット員登録者数	129人	123人	120人
利用登録者数	248人	243人	240人

【今後の方向性】

引き続き事業を継続していきます。

(4) ふれあい・いきいきサロン推進事業（社会福祉協議会）

【事業概要】

身近なところを拠点として、高齢者等の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に、参加者とボランティアと一緒に企画・運営しながら茶話会やレクリエーション・小物づくりなどの活動を定期的に行い、楽しく気軽に仲間づくりを行うサロン活動を支援します。

【取組状況と課題】

少しずつサロンの数が増えてきている実績はありますが、まだサロンがない地域もあるため、今後の課題となっています。

【実施状況と事業量の見込み】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
サロン利用者数	9,363人	8,712人	7,076人
サロン実施回数	376回	353回	282回
サロン数	28か所	29か所	31か所

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サロン利用者数	9,792人	10,944人	12,096人
サロン実施回数	408回	456回	504回
サロン数	34か所	38か所	42か所

【今後の方向性】

サロンがない地区での開設を目指します。また、既設の地域には、高齢者だけではなく、地域づくりという意味合いで、高齢者向けのみではないサロンの形を検討する必要があります。

5-2 地域活動への支援

老人クラブや自治会、民生委員など、地域では多くの団体や組織が地域社会のために活動を行っています。地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現のためには、これらの地域活動が積極的に展開され、高齢者の社会参加促進、生きがいづくり、生活支援につなげることが必要になります。

活動場所の確保や、地域における老人クラブなど様々な地域活動への支援を行い、高齢者の生きがいづくりと、地域のつながりの強化を図ります。

(1) 地域活動に寄与する場の確保と提供

【事業概要】

市内の公共施設などをボランティアや地域活動団体に貸し出し、地域活動の場の提供を推進します。

【取組状況と課題】

通いの場（認知症カフェ、サロン）を開催しているボランティアや地域活動団体に、市内の公共施設の貸し出しを行っています。

【今後の方向性】

引き続き市内の公共施設を貸し出し、地域活動の支援を行います。

また、可能な限り身近な地域での場の確保ができるよう、様々な地域資源を活用した場の確保を検討します。

(2) 老人クラブ活動の充実

【事業概要】

魅力ある老人クラブづくりに向けた取り組みに対して積極的な支援を行い、自治会を単位としたクラブにとられず、地域の特性を備えた広域的な単位老人クラブの組織の強化と活動の活性化を支援していきます。

【取組状況と課題】

補助金を支出することで、老人クラブの活動を支援し、高齢者による社会貢献につなげました。

【実施状況】(令和2年実績値は見込み)

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
老人クラブ数	128 団体	131 団体	131 団体

【今後の方向性】

平成28年度より新たな補助対象要件として生活支援活動を追加したことにより、地域の高齢者によるインフォーマルなサービスとしての生活支援に取り組む足がかりができました。今後も引き続き、生活支援活動の拡充を図ります。

(3) 老人クラブの組織強化

【事業概要】

身近な地域の単位老人クラブが合同で事業を行うことができるよう支援し、活動の活性化と組織強化を図ります。

【取組状況と課題】

地区老人クラブ連合会へ助成金を支出して、活動を支援しました。会員数が減っており、若い方の入会が少ないことが課題となっています。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
老人クラブ数(再掲)	128 団体	131 団体	131 団体
会員数	5,441 人	5,367 人	5,257 人

【今後の方向性】

老人クラブの活動の意義や、入会のメリット等の周知を図るなど、各老人クラブへの入会促進のための方法を検討していきます。

(4) NPO団体・市民ボランティア等との連携推進

【事業概要】

市民活動センターを拠点としているNPO団体や市民ボランティア等に、活動充実に向けた支援による市民協働を促進していきます。

【今後の方向性】

引き続き事業を継続して実施します。

5-3 生涯学習の推進

生涯学習は、介護予防や健康づくりに繋がるだけではなく、活動を通じた仲間づくりや、学ぶことによる高齢者の生きがいつくりにもつながる重要な健康づくり施策の一翼を担っています。

生涯学習機会の充実や情報発信を推進し、高齢者がつどい、学べる環境の充実を図ります。

(1) 生涯学習の場の確保

【事業概要】

シルバーカレッジを通じ、豊富な経験や知識、技能をボランティア等の活動に活かせる学習講座を開催することにより、高齢者の交流・健康づくりの場を提供でき、地域コミュニティの連帯感を育み、地域社会の活性化の促進を図ります。

高齢者を対象とした講座を開催し、多くの高齢者に地区公民館を活動の拠点としていただくために、公民館事業を展開していきます。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
シルバーカレッジ	39人	36人	中止
認知症予防講座 ～コグニサイズで楽しく予防～	26人	—	—
認知症予防講座 ～社交ダンスをしよう～	14人	11人	—
認知症予防のための脳トレ講座 ～クラシックギターをしよう～	10人	10人	—

※令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により参加者減または事業の中止あり

【今後の方向性】

今後も現行制度を維持しながら、本事業についてのニーズを把握し、必要に応じて制度の拡充を図ることも検討していきます。

5-4 スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ・レクリエーション活動は、高齢者の健康な身体づくり・体力づくりに加えて、体を動かす楽しさを通じて心の健康を保つことができます。

本市においては、地域に住む高齢者がいつまでも心身ともに健康に過ごすことができるよう、あまスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）と連携し、高齢者が親しみやすく、取り組みやすいスポーツ・レクリエーション活動を推進していきます。

（1）地域スポーツ活動の推進と指導者・ボランティアの養成

【事業概要】

あまスポーツクラブと連携を図りながら、高齢者が気軽に行えるスポーツ事業を推進し、地域でのボランティア指導者の育成・活動に対しての支援を行っていきます。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
ラジオ体操の集い	959人	878人	(中止)
市民走ろう・歩こう会	400人	341人	300人
スポーツ少年団指導者等研修会	27人	17人	20人

【今後の方向性】

事業目的を達成した事業については、統廃合について検討します。

（2）楽しいスポーツの啓発

【事業概要】

あまスポーツクラブと連携を図りながら、高齢者をはじめ、誰もがスポーツに親しめるように、より多くの世代が参加できるスポーツ事業の充実を図り、クラブ活動や他市町村を含めたスポーツ事業の情報提供を行うなど、幅広い世代が参加できるスポーツ事業の実施と情報提供を図ります。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
スポーツ協会各市民大会	2,682人	2,463人	1,500人
生涯学習講座	357人	356人	150人
地域スポーツ員ディスクゴルフ大会	365人	395人	450人

【今後の方向性】

ニーズに合わせて事業内容の見直しを適宜行っていきます。

5-5 高齢者の就労支援

高齢者の就労は、生きがいづくりや社会参加の促進に加え、自立支援、生活支援、介護予防等にもつながる重要な役割を持っています。

また、定年の延長や国の働き方改革に関する議論が進められている中で、今後は多様な働き方が選択できるようになり、高齢者の就労に関しても働き方改革や多様な働き方の選択という大きな動きの中で重要な要素となるため、就労支援の取組がより必要となります。

本市においては、シルバー人材センターを中心に高齢者の就労支援の充実に努めるとともに、他の関係機関との連携を図りながら、高齢者の就労に関する情報や働く場・働く機会の提供を推進します。

(1) シルバー人材センターの活動支援

【事業概要】

高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や技能を発揮することができるよう、就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援します。

【取組状況と課題】

働き方改革が進められている中で、定年延長や働き方の多様化を通じて会員数が減少している状況ですが、生涯現役を希望している高齢者も多いことから、シルバー人材センターの活動をより活発にし、会員数の増加に努めていく必要があります。

【実施状況】（令和2年実績値は見込み）

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
会員数	470人	460人	465人

【今後の方向性】

高齢者の就業の機会の確保のため、引き続きシルバー人材センターの活動を支援していきます。

(2) 高齢者の就労に関する情報の提供

【事業概要】

働く意欲を持った高齢者が生き生きと働き続けることができるよう、関係機関と連携しながら高齢者の就労に対する理解促進や、就労機会の提供・就労に関する情報提供に努めます。

第5章 介護保険事業計画

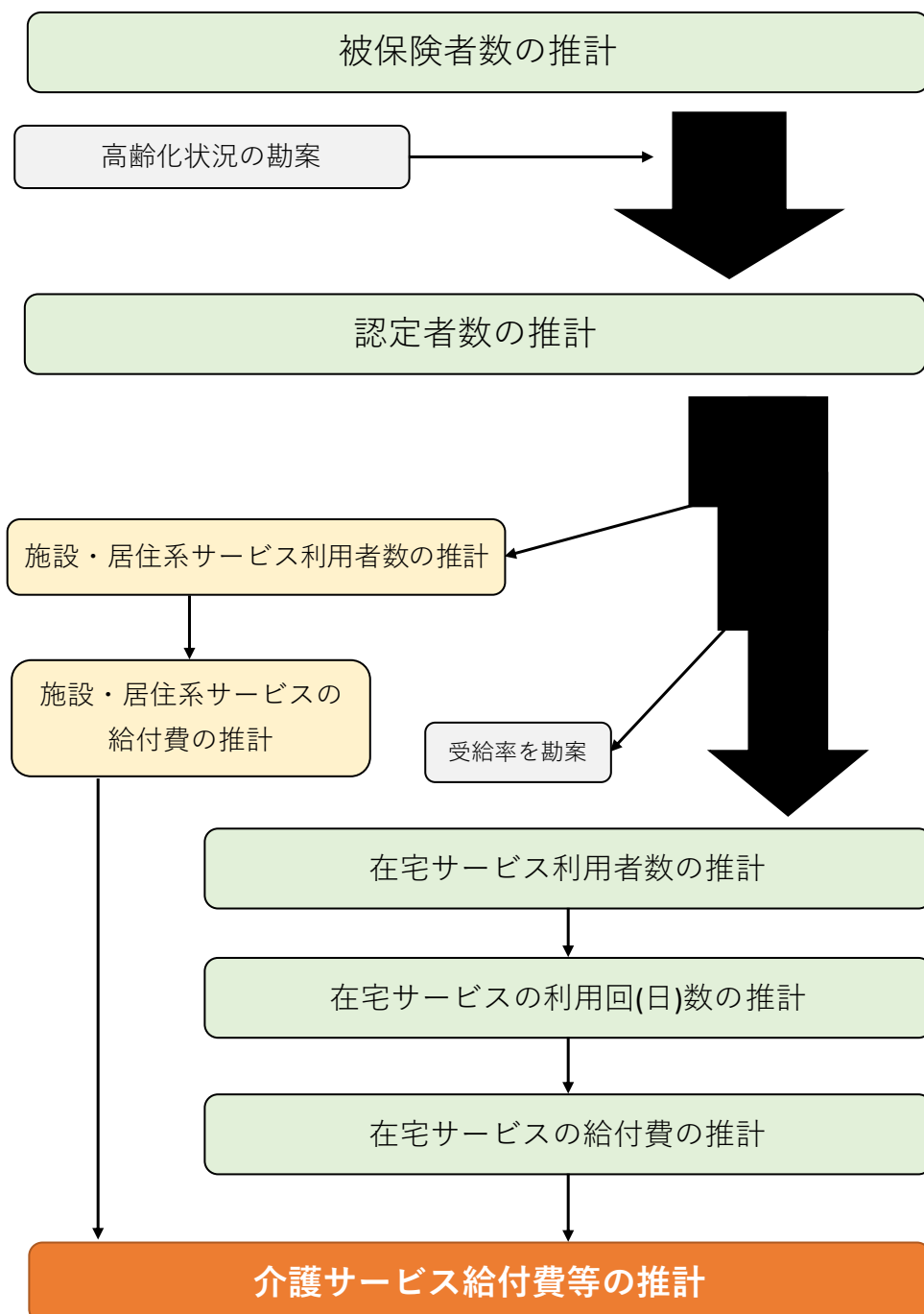
1. 介護保険事業の目標数値の推計手順

第8期介護保険事業の数値目標は、以下のような流れで見込みます。

まず、「被保険者数」を推計し、次に、高齢化の状況を勘案して「認定者数」を推計します。次に、認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。

サービスの種類ごとに、1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。

最後に、施設・居住系サービスの給付費と在宅サービス給付費を合算し、全体的な介護サービス給付費を推計します。



2. サービス対象者数の推計

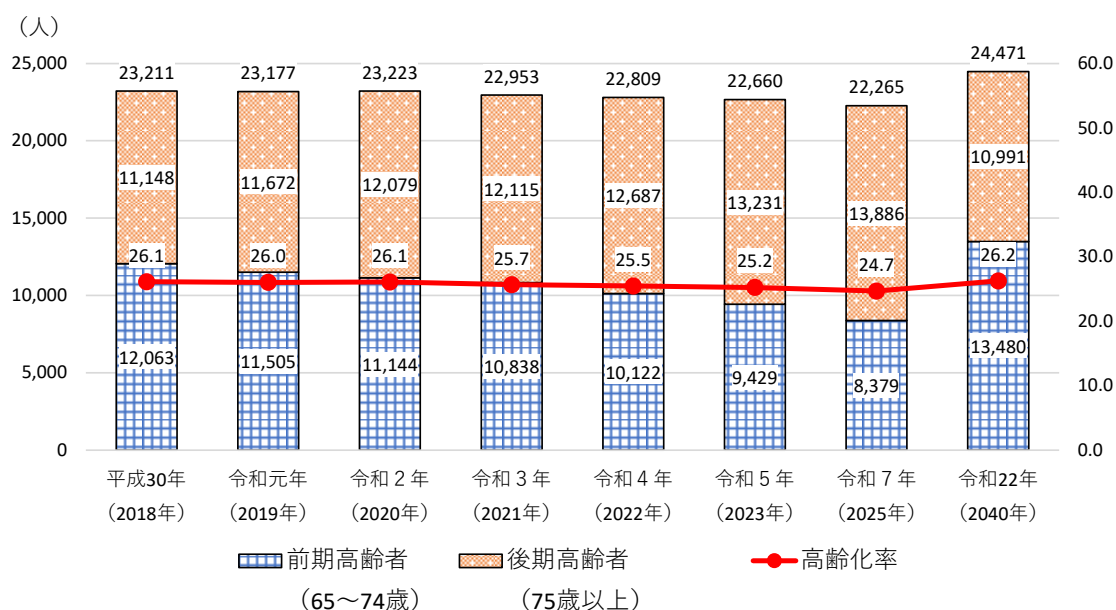
(1) 将来人口及び被保険者数

近年の人口の推移をベースに、第8期計画期間である令和3年（2021年）～令和5年（2023年）、及び令和7年（2025年）、令和22年（2040年）の将来人口を推計し、第8期における被保険者数を下表のとおり見込みました（図表48、図表49）。

【図表 48 人口推計及び被保険者数】

(人)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	89,420	89,606	89,792	90,206	93,236
第1号被保険者数	22,953	22,809	22,660	22,265	24,471
前期高齢者 (65～74歳)	10,838	10,122	9,429	8,379	13,480
後期高齢者 (75歳以上)	12,115	12,687	13,231	13,886	10,991
第2号被保険者数 (40～64歳)	30,510	30,697	30,877	31,272	28,830
高齢化率	25.7%	25.5%	25.2%	24.7%	26.2%

【図表 49 令和3年以降の高齢者数の将来推計】



平成30年～令和2年：住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和3年以降：住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法を用いて推計

(2) 要介護等認定者数・認定率

近年の認定率の推移等を勘案し、要介護度別の認定者数及び認定率を下表のとおり見込みました（図表 50）。

【図表 50 人口推計及び被保険者数】

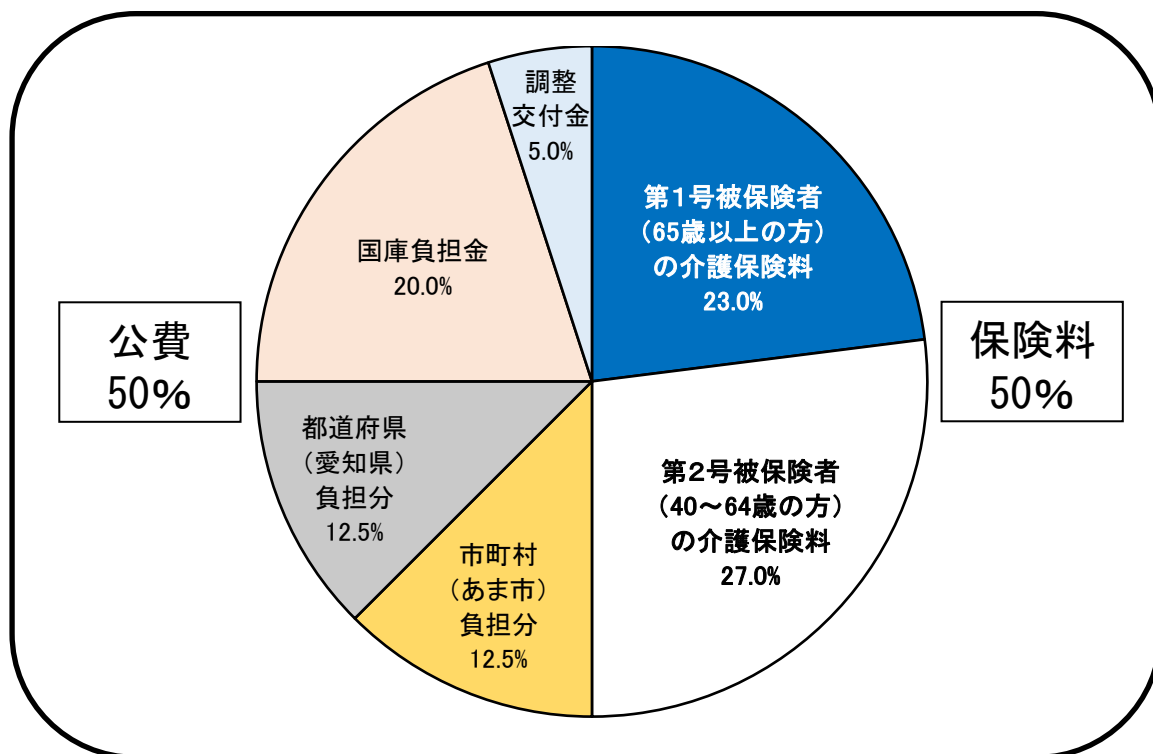
(人)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
認定者数	4,051	4,201	4,335	4,579	4,638
要支援 1	585	607	630	658	592
要支援 2	718	742	762	799	756
要介護 1	696	725	753	802	805
要介護 2	724	754	777	822	827
要介護 3	524	548	566	600	683
要介護 4	473	487	501	527	559
要介護 5	331	338	346	371	416
うち、第 1 号被保険者数	3,960	4,110	4,244	4,488	4,553
要支援 1	576	598	621	649	585
要支援 2	699	723	743	780	738
要介護 1	692	721	749	798	801
要介護 2	702	732	755	800	806
要介護 3	514	538	556	590	674
要介護 4	456	470	484	510	543
要介護 5	321	328	336	361	406
認定率 (第 1 号認定者数/第 1 号被保険者数)	17.3%	18.0%	18.7%	20.2%	18.6%

3. サービス事業費の負担区分

(1) 介護保険サービス事業費の負担区分

介護サービスの費用は、利用者の自己負担を除いた費用（標準給付費）を公費負担（国・県・市）で半分、40歳以上の加入者が納める保険料で残り半分を負担します（図表51）。

【図表 51 標準給付費における負担割合】



※ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び特定施設の給付費に係る国庫負担金と都道府県負担金の負担割合は、それぞれ15%と17.5%になります。

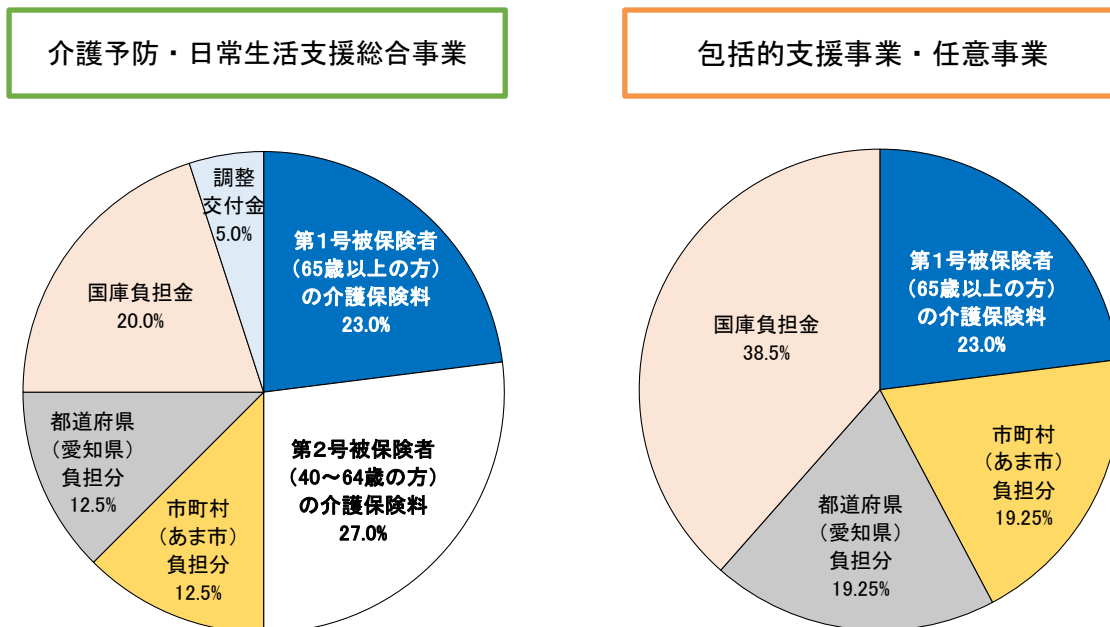
※ 国の調整交付金は、標準給付費見込額の5%を基準に各市町村の高齢者の所得水準及び後期高齢者割合（75歳以上）によって調整されて交付されます。

第1号被保険者の保険料算定に当たっては、各年度の第1号被保険者の保険料と調整交付金の合計を標準給付費見込額の28%（23%+5%）に設定することになります。

(2) 地域支援事業費の負担区分

介護予防・日常生活支援総合事業の費用は、居宅給付費の負担割合と同じになっていますが、包括的支援事業・任意事業は、公費と第1号被保険者で負担します（図表52）。

【図表52 地域支援事業費における負担区分】



4. サービス別給付費等の見込み

(1) 介護予防給付費の見込み

介護予防給付費の見込みは、以下のとおりです（図表 53）。

【図表 53 介護予防給付費の推計】

(千円)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
【居宅サービス】					
介護予防訪問入浴介護	504	504	1,008	1,008	504
介護予防訪問看護	16,249	17,014	17,897	18,221	16,690
介護予防訪問リハビリテーション	625	992	1,250	1,250	1,250
介護予防居宅療養管理指導	3,901	4,057	4,203	5,390	4,933
介護予防通所リハビリテーション	34,437	35,713	38,486	38,264	35,441
介護予防短期入所生活介護	2,482	2,482	2,482	2,811	2,482
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	24,306	25,131	25,957	27,108	25,085
特定介護予防福祉用具販売	1,646	1,646	1,920	2,197	1,646
介護予防住宅改修費	12,759	14,079	15,326	15,326	12,759
介護予防特定施設入居者生活介護	14,880	16,059	16,741	16,741	25,299
介護予防支援	21,968	22,747	23,470	24,582	22,635
居宅サービス小計	133,757	140,424	146,740	152,898	148,724
【地域密着型サービス】					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,913	7,938	13,230	17,664	17,664
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2,665	2,665	5,330	5,330	2,665
地域密着型サービス小計	9,578	10,603	18,560	22,994	20,329
介護予防給付費合計	143,335	151,027	165,300	175,892	169,053

(2) 介護給付費の見込み

介護給付費の見込みは、以下のとおりです（図表 54）。

【図表 54 介護給付費の推計】

(千円)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
【居宅サービス】					
訪問介護	517,378	542,617	567,478	615,573	628,893
訪問入浴介護	30,743	32,179	33,908	36,448	34,095
訪問看護	132,278	139,339	145,186	157,723	162,142
訪問リハビリテーション	5,861	6,882	8,087	8,087	7,754
居宅療養管理指導	59,049	61,841	64,346	70,107	71,408
通所介護	830,666	855,816	884,896	925,294	1,036,776
通所リハビリテーション	202,324	211,829	221,843	23,715	250,046
短期入所生活介護	179,060	190,974	205,433	235,639	241,217
短期入所療養介護（老健）	15,111	15,930	16,859	17,948	17,948
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	150,071	157,802	164,428	178,128	182,113
特定福祉用具販売	5,590	5,925	6,216	6,915	6,915
住宅改修費	17,993	20,424	21,447	21,447	22,620
特定施設入居者生活介護	106,880	108,780	111,325	116,642	116,820
居宅介護支援	271,834	285,604	297,036	320,752	327,421
居宅サービス小計	2,524,838	2,635,942	2,748,488	2,954,418	3,106,168

【図表 54 介護給付費の推計】（続き）

（千円）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和7年度 （2025年度）	令和22年度 （2040年度）
【地域密着型サービス】					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11,624	23,249	34,873	46,498	46,498
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	187,336	194,947	202,559	218,773	222,038
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	42,662	45,949	104,855	104,855	104,855
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	386,996	405,475	423,953	442,518	491,654
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	2,928	2,928	2,928	2,928	2,928
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型サービス小計	631,546	672,548	769,168	815,572	867,973
【施設サービス】					
介護老人福祉施設（特養）	877,591	880,398	883,206	888,821	1,033,510
介護老人保健施設（老健）	801,978	805,273	808,568	815,158	982,524
介護医療院	253,638	253,638	253,638	253,638	280,857
介護療養型医療施設	0	0	0		
施設サービス小計	1,933,207	1,939,309	1,945,412	1,957,617	2,296,891
介護給付費合計	5,089,591	5,247,799	5,463,068	5,727,607	6,271,032

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込みは、以下のとおりです（図表 55）。

【図表 55 地域支援事業費の推計】

(千円)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
【介護予防・日常生活支援総合事業】					
訪問介護相当サービス	27,959	28,835	29,872	31,119	30,796
訪問型サービスA	16,876	17,404	17,742	18,189	15,984
訪問型サービスB	270	360	360	209	165
訪問型サービスC	0	0	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0	0	0
訪問型サービス（その他）	41	41	41	47	37
通所介護相当サービス	83,940	86,631	89,292	92,404	85,084
通所型サービスA	43,387	45,048	46,535	48,658	40,936
通所型サービスB	0	0	0	0	0
通所型サービスC	0	0	0	0	0
通所型サービス（その他）	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の 対応、住民ボランティア等の 見守り	0	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所 型サービスの一体的提供等	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	17,005	17,005	17,005	19,737	15,622
介護予防把握事業	4,016	4,016	4,016	4,155	3,289
介護予防普及啓発事業	3,485	3,485	3,485	3,485	3,485
地域介護予防活動支援事業	1,022	1,022	1,022	1,139	902
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支 援事業	0	0	0	0	0

【図表 55 地域支援事業費の推計】（続き）

(千円)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
【介護予防・日常生活支援総合事業】（続き）					
上記以外の介護予防・日常生活 総合事業	574	574	574	688	544
介護予防・日常生活 支援総合事業小計	198,575	204,421	209,944	219,830	196,845
【包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業】					
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業	95,349	95,349	95,349	95,349	95,349
任意事業	4,383	4,383	4,383	4,383	4,383
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営） 及び任意事業小計	99,732	99,732	99,732	99,732	99,732
【包括的支援事業（社会保障充実分）】					
在宅医療・介護連携推進事業	8,606	8,606	8,606	8,606	8,606
生活支援体制整備事業	8,139	8,139	8,139	8,139	8,139
認知症初期集中支援推進事業	5,351	5,351	5,351	5,368	5,368
認知症地域支援・ケア向上事業	7,238	7,238	7,238	7,616	7,616
認知症サポーター活動促進 ・地域づくり推進事業	4,642	4,642	4,642	4,642	4,642
地域ケア会議推進事業	2,714	2,714	2,714	2,714	2,714
包括的支援事業 （社会保障充実分）小計	36,990	36,990	36,990	37,084	37,084
【地域支援事業費計】					
介護予防・日常生活支援 総合事業費	198,575	204,421	209,944	219,830	196,845
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	99,732	99,732	99,732	99,732	99,732
包括的支援事業 （社会保障充実分）	36,990	36,990	36,990	37,084	37,084
地域支援事業費合計	334,997	340,843	346,366	356,646	333,661

(4) 総事業費の見込み

総給付費（一定以上所得者負担の調整後）に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた標準給付費見込額、及び地域支援事業費を加えた総事業費の見込みは、以下のとおりです（図表 56）。

【図表 56 1年ごとの事業費総額の推計】

(千円)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費見込額	5,490,951	5,652,174	5,889,798	6,179,647	6,719,783
総給付費	5,232,926	5,398,826	5,628,368	5,903,499	6,440,085
介護予防給付費	143,335	151,027	165,300	175,892	169,053
介護給付費	5,089,591	5,247,799	5,463,068	5,727,607	6,271,032
特定入所者介護サービス 費等給付額	122,882	115,056	118,727	125,413	127,020
高額介護サービス費等給付額	116,650	119,115	122,914	129,832	131,505
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	15,613	16,191	16,707	17,648	17,875
算定対象審査支払手数料	2,880	2,986	3,082	3,255	3,297
地域支援事業費	334,997	340,843	346,366	356,646	333,661
事業費見込額	13,017,014	13,419,491	14,005,561	14,754,832	16,009,380

(5) 保険料の算定

① 第1号被保険者の保険料の算定

第1号被保険者の保険料は、以下のとおり算定しました（図表57、図表58）。

【図表57 第8期計画における第1号被保険者の保険料の算定】

(千円)	合計	第8期		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①標準給付費見込額	17,032,923	5,490,951	5,652,174	5,889,798
②地域支援事業費合計	1,022,206	334,997	340,843	346,366
③第1号被保険者負担分 ((①+②) × 23%)	4,152,680	1,339,968	1,378,394	1,434,318
④調整交付金相当額	882,293	284,476	292,830	304,987
⑤調整交付金見込額	319,041	75,671	103,076	140,294
⑥介護給付費準備基金額	1,145,427			
⑦介護給付費準備基金取り崩し額	320,000			
⑧財政安定化基金取り崩しに よる交付額	0			
⑨保険料収納必要額 (③+④-⑤-⑦-⑧)	4,395,932			
⑩保険料収納率	97.50%			
⑪所得段階別加入割合補正後 被保険者数	69,607人	23,351人	23,203人	23,053人
⑫保険料/年額 (⑨÷⑩÷⑪)	円			
⑬保険料/月額 (⑫÷12か月(小数点以下繰上))	円			

【図表 58 令和 7 年、令和 22 年における第 1 号被保険者の保険料の算定】

(千円)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
①標準給付費見込額	6,179,647	6,719,783
②地域支援事業費合計	356,646	333,661
③第 1 号被保険者負担分 (①+②) × 23%	1,529,493	1,890,323
④調整交付金相当額	319,974	345,831
⑤調整交付金見込額	189,425	0
⑥介護給付費準備基金額	825,427	5,427
⑦介護給付費準備基金取り崩し額	150,000	0
⑧財政安定化基金取り崩しに よる交付額	0	0
⑨保険料収納必要額 (③+④-⑤-⑦-⑧)	1,510,042	2,236,154
⑩保険料収納率	97.50%	97.50%
⑪所得段階別加入割合補正後 被保険者数	22,651 人	24,895 人
⑫保険料／年額 (⑨÷⑩÷⑪)	円	円
⑬保険料／月額 (⑫÷12 か月 (小数点以下繰上))	円	円

② 高齢者の所得段階別の割合と保険料段階

第1号被保険者保険料は、保険料基準額に、所得段階別の割合を乗じた額を負担していただくことになります。

本市における所得段階別の構成比及び被保険者数、所得段階別の割合は以下のとおりを設定しました（図表59、図表60）。

【図表59 第8期計画における所得段階別の状況】

	合計	第8期		
		令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
第1号被保険者数	68,422	22,953	22,809	22,660
前期高齢者（65～74歳）	30,389	10,838	10,122	9,429
後期高齢者（75～84歳）	28,571	9,141	9,543	9,887
後期高齢者（85歳以上）	9,462	2,974	3,144	3,344
所得段階別加入割合				
第1段階	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%
第2段階	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%
第3段階	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
第4段階	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
第5段階	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%
第6段階	16.8%	16.8%	16.8%	16.8%
第7段階	12.9%	12.9%	12.9%	12.9%
第8段階	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%
第9段階	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
第10段階	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
第11段階	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
第12段階	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	9,796	3,286	3,266	3,244
第2段階	5,015	1,682	1,672	1,661
第3段階	4,083	1,370	1,361	1,352
第4段階	10,296	3,454	3,432	3,410
第5段階	9,702	3,255	3,234	3,213
第6段階	11,487	3,853	3,830	3,804
第7段階	8,859	2,972	2,953	2,934
第8段階	4,517	1,515	1,506	1,496
第9段階	1,902	638	634	630
第10段階	1,830	614	610	606
第11段階	259	87	86	86
第12段階	676	227	225	224
合計	68,422	22,953	22,809	22,660
所得段階別加入割合補正後 被保険者数（弾力化後）	69,607	23,351	23,203	23,053

【図表 60 令和 7 年、令和 22 年における所得段階別の状況】

	令和 7 年度 (2025年)	令和22年度 (2040年)
第 1 号被保険者数	22,265	24,471
前期高齢者 (65~74歳)	8,379	13,480
後期高齢者 (75~84歳)	10,135	6,729
後期高齢者 (85歳以上)	3,751	4,262
所得段階別加入割合		
第 1 段階	14.3%	14.3%
第 2 段階	7.3%	7.3%
第 3 段階	6.0%	6.0%
第 4 段階	15.0%	15.0%
第 5 段階	14.2%	14.2%
第 6 段階	16.8%	16.8%
第 7 段階	12.9%	12.9%
第 8 段階	6.6%	6.6%
第 9 段階	2.8%	2.8%
第10段階	2.7%	2.7%
第11段階	0.4%	0.4%
第12段階	1.0%	1.0%
合計	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数		
第 1 段階	3,188	3,504
第 2 段階	1,632	1,793
第 3 段階	1,328	1,460
第 4 段階	3,350	3,682
第 5 段階	3,157	3,470
第 6 段階	3,738	4,109
第 7 段階	2,883	3,168
第 8 段階	1,470	1,616
第 9 段階	619	680
第10段階	596	655
第11段階	84	93
第12段階	220	241
合計	22,265	24,471
所得段階別加入割合補正後 被保険者数 (弾力化後)	22,651	24,895

③ 所得段階別の保険料率

第8期では、第1号被保険者保険料について、高齢者の所得段階を下表の12段階に分け、各段階で保険料基準額に対する割合を設定します（図表61）。

【図表 61 所得段階別の保険料率の設定（第8期）】

	基準額に対する割合	対象者
第1段階	0.50（※）	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が [※] ***万円以下の人
第2段階	0.65（※）	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が [※] ***万円を超え、***万円以下の人
第3段階	0.75（※）	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が [※] ***万円を超える人
第4段階	0.80	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が [※] ***万円以下の人
第5段階 （基準額）	1.00	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が [※] ***万円を超える人
第6段階	1.20	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が [※] ***万円未満の人
第7段階	1.30	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が [※] ***万円以上***万円未満の人
第8段階	1.50	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が [※] ***万円以上***万円未満の人
第9段階	1.70	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が [※] ***万円以上***万円未満の人
第10段階	1.80	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が [※] ***万円以上***万円未満の人
第11段階	1.90	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が [※] ***万円以上***万円未満の人
第12段階	2.00	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が [※] ***万円以上の人

※第1段階から第3段階の方には、公費による軽減措置があります。

⑤ 第1号被保険者保険料基準額（月額）の見込み

第8期における第1号被保険者保険料の基準額（月額）は、百円未満の端数を切り捨て、以下のように設定します（図表62）。

【図表62 第1号被保険者保険料基準額】

第8期（令和3年度～令和5年度）
第1号被保険者の保険料基準額（第5段階）
〇〇〇〇円

（円）	第8期
保険料基準額（月額）	〇〇〇〇
準備基金取崩額の影響	393
準備基金の残高（前年度末の見込額）	1,145,427,285
準備基金取崩額	320,000,000
準備基金取崩割合	27.9%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0
財政安定化基金拠出金見込額	0
財政安定化基金拠出率	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0
財政安定化基金償還金	0
保険料基準額の伸び率 ※対7期保険料	〇〇%

⑥ 第2号被保険者の保険料

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の保険料については、それぞれ加入している医療保険の制度により異なりますが、医療保険の給付に充てられる保険料と一体的に徴収されています。

5. 要介護・要支援認定者に対するリハビリテーションの目標について

要介護・要支援認定者に対するリハビリテーションの提供について、本計画の策定にあたって、国は介護保険で実施するリハビリテーションサービスの見込み量の推計を行うとともに、国が示す指標を参考に具体的な取組と目標を計画に記載し、地域の実情に応じた適切な施策を実施することを求めています。

介護保険法の目的においては、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと」と、同法の第4条においては、国民は「要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする」ことが、規定されていることも踏まえ、具体的に取組を進めていくことが重要となります。

このため、特に介護保険サービスの対象となる要介護・要支援認定者など、「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、単に運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけを目指すのではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるようバランスよく働きかけていくこと、また、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。

本計画第4章（72 ページ）で示した地域リハビリテーションサービス提供体制の構築における本市のビジョンを踏まえ、本計画期間中の要介護・要支援認定者に対するリハビリテーションの目標を以下のとおり設定します（図表 63）。

【図表 63 要介護・要支援認定者に対するリハビリテーションの目標】

○介護保険事業におけるリハビリテーションの見込み

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
訪問リハビリ テーション	月あたり利用回数	165.2 回	196.7 回	230.2 回
	月あたり利用者数	13 人	15 人	18 人
	給付費	5,681 千円	6,882 千円	8,087 千円
介護予防 訪問リハビリ テーション	月あたり利用回数	18.4 回	29.1 回	36.8 回
	月あたり利用者数	2 人	3 人	4 人
	給付費	625 千円	992 千円	1,250 千円
通所リハビリ テーション	月あたり利用回数	1,932.0 回	2,022.0 回	2,112.0 回
	月あたり利用者数	214 人	224 人	234 人
	給付費	202,324 千円	211,829 千円	211,843 千円
介護予防 通所リハビリ テーション	月あたり利用者数	81 人	84 人	86 人
	給付費	34,437 千円	35,713 千円	36,486 千円

○地域支援事業における地域リハビリテーション活動支援事業費の見込み

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
【介護予防・日常生活支援総合事業】			
地域リハビリテーション活動支援事業	0千円	0千円	0千円

○要介護（支援）者に対するリハビリテーション指標

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
リハビリテーションサービス 提供事業所数	3か所	3か所	3か所
リハビリテーション利用率	14.00%	14.10%	14.20%

○今後の方針

心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制の構築を図ります。

第6章 介護給付等の適正化への取組及び目標設定

(市町村介護給付適正化計画)

介護給付の適正化については、平成29年の介護保険法の改正により市町村介護保険事業計画に記載することと位置付けられました。

本計画では、第7期計画期間の検証を行うとともに、第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までの毎年度ごとの目標を設定しました。

1. 介護給付適正化の基本的な考え方

いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者を迎える令和7年(2025年)、さらに、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となる令和22年(2040年)を見据え、介護保険制度を持続可能な制度とするために、また、市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、介護給付を必要とする受給者が、真に必要な過不足ないサービスを事業者から適切に提供されるよう、適正化事業を一層推進していく必要があります。

2. 適正化事業の推進

本市では、次に掲げる主要5事業を柱としながら、より具体性、実効性のある内容で介護給付の適正化を推進します。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定における更新申請及び区分変更申請に係る認定調査結果の点検を行うことにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

本市では、一部事務組合である海部東部消防組合が実施しています。

【第7期計画期間における実績】(令和2年度実績値は見込み)

調査票と特記事項の突合を行うとともに、疑義が生じたものは調査員に問い合わせを行い、確認の上、必要に応じて修正や特記事項の追記を行いました。

また、調査員を対象とした研修会を開催し、要介護認定調査の平準化を図りました。

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
更新申請に係る調査票点検割合	100%	100%	100%
変更申請に係る調査票点検割合	100%	100%	100%

【第8期計画期間の実施目標】

引き続き、要介護認定調査の平準化に向けて取り組んでいきます。

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
更新申請に係る調査票点検割合	100%	100%	100%
変更申請に係る調査票点検割合	100%	100%	100%

(2) ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（ケアプラン）の記載内容について市職員等が点検し、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた支援を行うことで、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

【第7期計画期間における実績】（令和2年度実績値は見込み）

基本となる事項を介護支援専門員と確認検証するとともに、困難ケースの対応等、介護支援専門員からの相談を受けることで、利用者の自立支援のためのケアマネジメントの実践に向けた支援をすることができました。

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
提出されたケアプランの確認	35件	17件	60件
介護支援専門員対象の講習会の開催	1回	1回	1回

【第8期計画期間の実施目標】

引き続き、市職員及び地域包括支援センター職員によるケアプランの点検を実施します。また、市居宅介護支援事業者連絡会や、地域の介護支援専門員同士でケアプランの点検を行う機会を設けることを検討していきます。

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
提出されたケアプランの確認	80件	80件	80件
介護支援専門員対象の講習会の開催	1回	1回	1回

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修工事実施者の施工前後の状況や工事見積書を確認、福祉用具購入者の状況等を確認することで、その必要性や、状況に応じたサービス提供が行われているか点検し、不要な住宅改修等の防止を図ります。

【第7期計画期間における実績】（令和2年実績値は見込み）

住宅改修工事・福祉用具購入利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に対し使用感等を確認することで、利用者の自立支援を促進するために効果的なサービス提供がなされているか点検を行いました。

また、専門職による点検の仕組みを構築することができました。

		第7期計画実績値		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
住宅改修	施工前点検	0件	0件	0件
	施工後点検	63件	52件	56件
福祉用具	購入調査	45件	35件	40件
	貸与調査	81件	84件	80件

【第8期計画期間の実施目標】

引き続き、利用者宅を訪問し、自立支援に資する給付であるかの点検を実施します。また、令和3年度下半期より、住宅改修施工前点検を実施できるよう、検討します。

		第8期計画見込値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
住宅改修	施工前点検	6件	12件	24件
	施工後点検	60件	60件	60件
福祉用具	購入調査	50件	50件	50件
	貸与調査	85件	85件	85件

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の支払い状況や算定回数、医療サービスと介護サービスの利用状況の整合性等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行います。

本市では、愛知県国民健康保険団体連合会に業務委託し、実施していきます。

【第7期計画期間における実績】（令和2年実績値は見込み）

本市においては、すべての月において点検を実施しています。点検結果のうち、疑義があるものについては、必要に応じて介護サービス事業所に対して調査を行いました。

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
縦覧点検	12か月	12か月	12か月
医療情報との突合	12か月	12か月	12か月

【第8期計画期間の実施目標】

引き続き、すべての月において点検を実施することで、介護給付の適正化を図っていきます。

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
縦覧点検	12か月	12か月	12か月
医療情報との突合	12か月	12か月	12か月

(5) 介護給付費通知

受給者及び家族に対し介護給付費の実績を通知することで、利用しているサービスを改めて確認し、適切なサービス利用の普及啓発を行います。

【第7期計画期間における実績】（令和2年実績値は見込み）

介護サービスの利用者全員に対し、サービス利用実績に誤りがないか確認してもらうとともに、介護サービスに対する理解を深めてもらえるよう、年間2回、介護給付費通知を発送しました。

	第7期計画実績値		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
通知書記載月数	12か月	12か月	12か月

【第8期計画期間の実施目標】

引き続き、利用月全月数分の給付費通知を送付し、適切なサービス利用に対する啓発を行っていきます。

	第8期計画見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通知書記載月数	12か月	12か月	12か月

第7章 計画の円滑な推進に向けて

1. 多様な主体の協働・連携による地域包括ケアシステム・地域共生社会の実現

第6期計画、第7期計画を通じ、地域福祉資源である社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生委員、介護支援専門員、老人クラブ、女性の会、サービス事業者等様々な団体や関係機関との連携による「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきました。

国では、地域の人々を支え手と受け手に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を目指した「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市においても、これまでと同様に、地域の多様な福祉資源の活用・連携に努めつつ、地域住民が互助の精神のもと、共に支え合いながら住みよい地域を構築していくことで、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現を目指していきます。

2. 生活者の視点に立った地域福祉の推進

団塊の世代が高齢者となり、価値観や考え方の多様化が一層進むものと見込まれる中、今後も増加する高齢者一人一人が、住み慣れた地域で、安心した生活スタイルで過ごせるよう、各種施策を展開していく必要があります。

高齢者のニーズにできる限り対応していくためには、生活者の視点に立った地域福祉を推進していくことが重要となります。

そのためには、高齢者だけでなく、すべての住民一人一人の主体的な地域活動への参画や取り組みを喚起する啓発活動や、情報の公開と共有化、場の提供等を行い、市全体で地域福祉を推進していきます。

3. 市内・関係機関・他市町村との連携強化

「地域包括ケアシステム」の深化・推進のためには、高齢者に対する包括的なアプローチが必要となります。核となる地域包括支援センターや高齢福祉課の取り組みにとどまることなく、行政の保健福祉担当部局やまちづくり、生涯学習など、様々な関係部局が密接に連携できる体制づくりを進めます。

また、広域的な連携を図り、サービス基盤の計画的な整備と人的ネットワークの拡充を図っていきます。

4. 国・県との情報の共有化

国や県等の広域的・専門的・技術的な立場からの情報の収集・提供等による共有化を図り、これらの情報を活用し、今後の本市の高齢者施策の充実と「地域包括ケアシステム」の深化・推進を進めていきます。

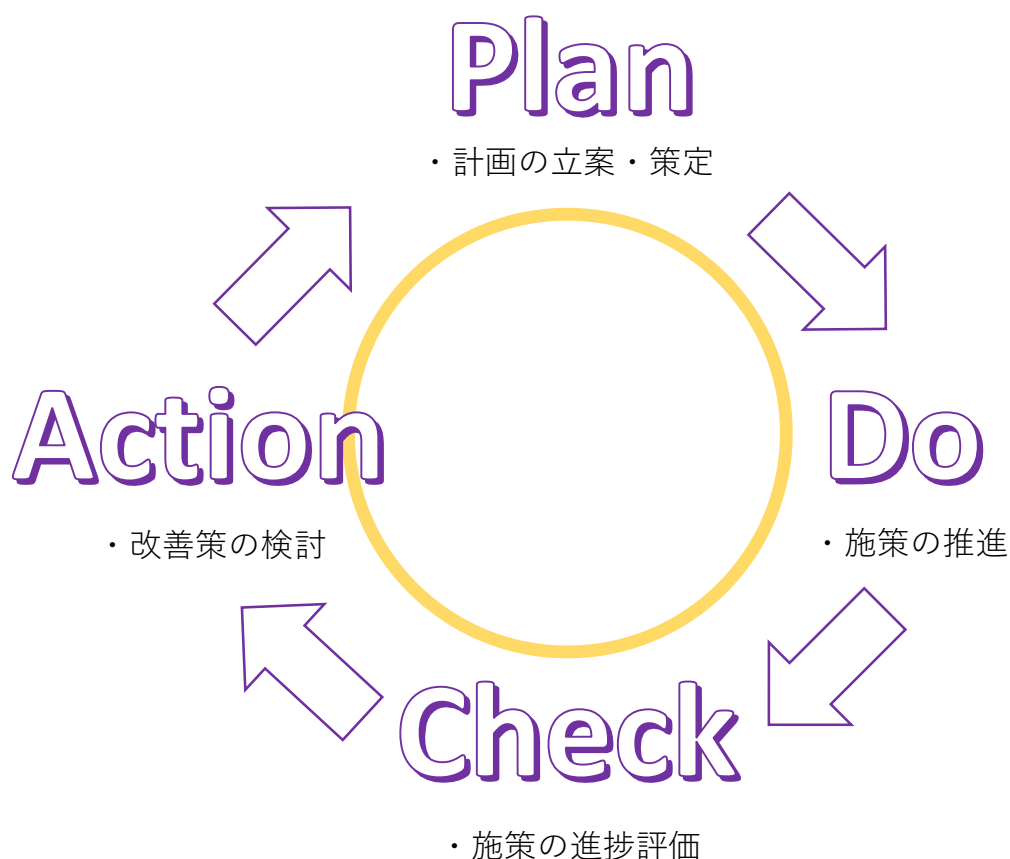
5. 「コロナ禍」におけるサービスの提供と計画の推進

令和元年（2019年）に新型コロナウイルス（COVID-19）が世界的に流行し、我が国でも感染が拡大しました。これを受け、国においては「新しい生活様式」をはじめとする感染拡大防止のための「行動変容」を求めており、日常生活の過ごし方や働き方が大きく変化しています。

本市においては、「コロナ禍」の状況の中で、事業や取組の一部をリモートにより実施するなど、感染拡大防止に努めながら、事業や取組の実施、各種サービス提供を安定して行うことのできる体制の整備に努めます。

6. 計画のPDCAサイクルの確立

計画で掲げた方向性や施策については進捗を客観的に評価し、適切な見直しを行っていく必要があります。今後は、各種審議会でも年1回の進捗状況の評価を実施し、また、ホームページ上での情報公開、アンケート等による市民の意見聴取を随時実施し、PDCAサイクルの考え方に則った取り組みを行います。



資料編

計画の策定経過、策定委員会、用語集を記載